

令和5年 第3回

# 甲佐町議会 9月定例会会議録

令和5年9月15日～令和5年9月21日

熊本県甲佐町議会

令和5年9月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

## 令和5年第3回甲佐町議会（定例会）目次

### ○9月15日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 議席の変更について	3
日程第2 会議録署名議員の指名について	3
日程第3 会期の決定について	3
日程第4 議長の諸般の報告について	4
日程第5 町長の所信表明について	4
日程第6 町長の提案理由の説明について	7
日程第7 監査委員の報告について	8
散会	10

### ○9月19日（第2号）

出席議員	11
欠席議員	11
本会議に職務のために出席した者の職氏名	11
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	11
開議	13
日程第1 一般質問	13
散会	56

### ○9月20日（第3号）

出席議員	57
欠席議員	57
本会議に職務のために出席した者の職氏名	57
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	57
開議	59
日程第1 認定第1号 令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	59
日程第2 認定第2号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	99
日程第3 認定第3号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	102

日程第4	認定第4号	令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	105
日程第5	認定第5号	令和4年度甲佐町水道事業会計決算の認定について ……	108
日程第6	報告第3号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について ……	110
	散会	……………	111

○9月21日（第4号）

	出席議員	……………	112
	欠席議員	……………	112
	本会議に職務のために出席した者の職氏名	……………	112
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	……………	112
	開議	……………	114
日程第1	議案第31号	甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	114
日程第2	議案第32号	甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について……………	118
日程第3	議案第33号	甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	119
日程第4	議案第34号	甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	121
日程第5	議案第35号	令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）……………	124
日程第6	議案第36号	令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	133
日程第7	議案第37号	令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）	135
日程第8	議案第38号	令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）……………	137
日程第9	発議第6号	甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定 について……………	139
日程第10	議員派遣について	……………	141
日程第11	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	……………	141
日程第12	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	……………	141
日程第13	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	……………	142
	閉会	……………	143

9月15日（金曜日）

令和5年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和5年9月15日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会・開議 9月15日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月15日 午前10時32分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	甲 斐 高 士	副 町 長	師 富 省 三
会 計 管 理 者	渡 邊 友 美	総 務 課 長	北 野 太
企 画 課 長	荒 田 慎 一	くらし安全推進室長	永 井 恒 一
税 務 課 長	奥 名 雄 吉	環 境 衛 生 課 長	白 石 亨
住 民 生 活 課 長	橋 本 良 一	健 康 推 進 課 長	上 古 閑 一 徳
福 祉 課 長	宮 崎 貴 美 代	農 政 課 長	井 上 幸 介
建 設 課 長	志 戸 岡 弘	会 計 課 長	渡 邊 友 美
町民センター所長	中 林 健 次		
教 育 課 長	田 上 浩 輝	学 校 教 育 課 長	吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長	後 藤 喜 治		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	北 野 太
監 査 委 員	森 田 精 子		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮 川 安 明 11番 本 田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 議席の変更について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 議長の諸般の報告について

日程第5 町長の所信表明について

日程第6 町長の提案理由の説明について

日程第7 監査委員の報告について

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、令和5年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 議席の変更について

○議長（宮本修治君） 日程第1、議席の変更を行います。9番、井芹しま子議員から令和5年9月1日付けで議席変更の申し出が提出され、議会運営委員会で審議を行った結果、会議規則第3条第3項の規定により、ただいま着席の議席の通り、議席の一部を変更いたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番、宮川安明議員、11番、本田新議員を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和5年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る9月4日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布の通り、会期を本日9月15日から21日までの7日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の所信表明、提案理由の説明、監査委員の報告、16日から18日は、議案調査のため休会、19日は一般質問、20日は令和4年度甲佐町一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算の認定、報告案件、21日は条例案件、令和5年度一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。



○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日9月15日から21日までの7日間と決定いたしました。

認定第1号から認定第5号までの令和4年度甲佐町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、報告第3号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第31号から議案第34号までの条例の制定について、議案第35号から議案第38号までの令和5年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

#### 日程第4 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 町長の所信表明について

○議長（宮本修治君） 日程第5、町長の所信表明について。町長から所信表明の申し出が合っております。これを許します。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 皆さん、おはようございます。9月1日から甲佐町長として就任いたしました甲斐高士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年9月定例会の開会にあたり所信を述べさせていただきたく、機会を設けさせていただきまして、宮本議長をはじめ議員各位に対しまして心からお礼申し上げます。

さて私は先月執行されました甲佐町長選挙におきまして町民の皆様の温かいご支援によりまして当選の栄誉をいただきました。この場をお借りしまして深く感謝を申し上げる次第であります。今後4年間、町政を担うという責任の重さを改めて痛感し、身の引き締まる思いであります。町民の皆様方から寄せられた期待に応えながら、さらに発展したまちづくりを目指すために誠実かつ真摯に町政運営を行っていく覚悟であります。

それではまず初めに私の政治モットーから述べさせていただきたいと思っております。私の政治モットーは誠実、チャレンジ、甲佐愛でありまして、この言葉は今回の選挙戦におきましても広く町民の皆様方に周知してきたところであります。まずは誠実、チャレンジ、甲佐愛の誠実についてであります。町民の皆様方の幸福感を高め、そして活力に満ちた甲佐町を築いていくために常に町民の皆様方に寄り添い、そして町民の皆様方に対して常

に誠実であり続けていくことをお誓い申し上げます。そして様々な仕事に対しまして常に真摯に対応していく所存であります。

次にチャレンジについてであります。私の考え方の中で何事もチャレンジなくして成功なしという考えを持っております。さらに発展した魅力ある甲佐町を築き、そして甲佐町を成功へと導くためには当然チャレンジが必要不可欠となります。ただし新たな事柄に対してチャレンジしていくことは非常に労力を要し、またパワーが求められ、そして勇気が必要となります。そこを私が先頭を切って先導役として引っ張っていく覚悟であります。

次に甲佐愛につきましては当然のことながら地元甲佐町を愛する心を常に持ち続け、町政運営を行っていく考えであります。以上が私の政治モットーであります誠実、チャレンジ、甲佐愛というフレーズについての思いであります。この誠実、チャレンジ、甲佐愛というフレーズは私のみならず職員とも共有していきたいと考えているところであります。

次に私の町政運営に関する基本的な考え方について述べさせていただきます。私の町政運営に関する基本的な考え方といたしましては、これまで諸先輩方が築いてこられましたこの素晴らしい甲佐町をしっかりとした形で守り、そしてさらに発展した町へと築き上げ、そして未来に引き継ぐために私の全てをかけて町政運営を行っていく覚悟であります。まずは本町の最上位計画として位置付けられております第7次甲佐町総合計画に掲げられた各種事業を確実に展開しながら本計画の基本理念であります「人と自然が共生し、にぎわいを育む安全・安心・快適を実感できるまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

また「第2期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略」を始め、様々な計画に掲げられている各種事業につきましても確実な実施に向けて取り組んでまいります。

このように町で策定しました各種計画の確実な実施に取り組みながら今回の選挙戦で掲げました34項目からなるマニフェストにつきましても、この4年間で各項目の実現に向けて取り組んでまいります。ここでマニフェストの中身につきまして若干ではございますがご説明させていただきたいと思っております。今回私が示しましたマニフェストは大きく4つの項目で構成されております。この4つの項目は総合計画の体系に合わせて掲げたものであり1つ、活力に溢れ賑わうまちづくり、1つ、安全・安心・快適に暮らせるまちづくり、1つ、人を育み交流するまちづくり、1つ、共同のまちづくりであります。

まずは活力に溢れ賑わうまちづくりについてご説明させていただきます。活力に溢れ賑わうまちづくりにつきましてはその中をさらに3つの柱に1つ、交流人口の増加対策、1つ、定住人口の増加対策、1つ、活力の創造・再生に細分化しております。

まず交流人口の増加対策といたしましては甲佐町商店街を中心とする中心市街地や国指定史跡陣ノ内城跡および既存の観光施設や各種イベントのブラッシュアップを図ることによりそれらの魅力をさらに向上させ、さらなる賑わいを創出していきたいと考えております。また新たな施設として緑川を生かした新たな観光交流拠点施設やスポーツ団体等への合宿の受け入れ先につきましても整備検討を進めてまいります。

次に定住人口増加対策といたしましては宅地開発の推進を始め、定住促進に向けた取り組みについて強化をしていきたいと考えております。

次に活力の創造・再生につきましては、本町の第1産業であります農業の振興に向けた支援を充実、拡充して参りたいと考えております。まちづくりの根幹となる道路整備につきましては道路整備5カ年計画に基づきまして道路整備事業の確実な実施に努めるとともに、本町の将来の発展を見据えた計画的、戦略的な道路網の整備促進に向けて検討を進めてまいります。また企業誘致につきましても積極的に推進していきたいと考えているところです。

次に安全・安心・快適に暮らせるまちづくりにつきましては甲佐町消防団員の確保に向けた取り組みを行うとともに、各地区の自主防災組織と防災士との連携強化を図り、地域防災力のさらなる向上に努めてまいります。また防災減災を見据えた国土強靱化事業への取り組みにつきましても確実に実施しながら町民の皆様が常に安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

続きまして、人を育み交流するまちづくりにつきましては、子育て支援の充実、拡充を図るとともに従来から要望が多かった子供が安全・安心に遊べる遊具を備えた公園につきましても整備検討を進めてまいります。そして若い世代に魅力あるまちづくり、若い世代から選ばれるまちづくりの実現を目指してまいります。また若い世代を対象とした各種施策を展開していく中で同時に必要となるものが、増加していく高齢者への支援であります。高齢者の方々がいつまでも元気に生きがいを持って生活していただくための環境整備についても取り組んでまいります。最後に共同のまちづくりについてであります。ここでは地域コミュニティ力の維持向上に向けた取り組みを実施するよう掲げています。現代社会では少子高齢化、人口減少の進展により地縁的なつながりが希薄化して地域コミュニティが衰退するといった傾向にあります。そのような状況に陥らないように現段階で地域コミュニティ力の維持向上に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また町民と行政の連携によるまちづくりの推進につきましては町民の意思を尊重し、多くの町民の皆様方にまちづくりへの参加を促しながら知恵とアイデアを出し合い、そして町民と行政が一体となり新しいまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上が私のマニフェストに関します概略の説明となりますが、これまで述べましたように総合計画や総合戦略を始めとする各種計画及びマニフェストに掲げます施策に取り組みながらバランスの取れた町政運営を目指す一方で、特に少子高齢化の進展といった問題につきましては本町が抱える社会問題の中でも特に重要であり、また喫緊の課題であるという風に捉えております。若い世代の移住定住施策というのは特に力を注いでいきたいと考えております。以上、これまでお話ししました内容が今現在私のまちづくりに関する考え方です。なお今後におきましても町民の皆様と共に話し合いを通じてアイデアを出し合いながら活力に溢れ魅力ある甲佐町を築いていきたいと考えております。議員各位の力強いご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の所信表明を終わります。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第6 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第6、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。本日は令和5年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のなかにご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今期定例会に提出をいたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、認定案件5件、報告案件1件、条例案件4件、補正予算案件4件の合わせて14件であります。

まず、認定案件としまして、令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算、ほか4件の各会計の歳入歳出決算の認定についてを、次に報告案件としまして、財政健全化判断比率等の報告についてを、条例案件としまして、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか3件をご提案しております。補正予算案件としましてはまず、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）について、歳出については主に災害復旧、LPガス物価高騰対策、地域力持続化基金への積立、その他人件費や前年度からの繰越額の確定に伴う調整を行っております。

歳入については、令和4年度の決算により歳計剰余金の処分による繰越金9,145万2,000円、公共土木災害復旧費負担金7,243万6,000円、現年災害復旧費債4,730万円などを追加し、総額で6億3,571万5,000円を増額補正し、補正後の総額を91億4,568万4,000円としております。

次に、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では主に人件費や前年度からの繰越額の確定に伴う調整等を行い、歳入につきましては、歳計剰余金の処分により繰越金等を計上し、国民健康保険特別会計では1,779万8,000円を増額し、総額で15億1,262万円、介護保険特別会計では6,989万9,000円を増額し、総額で16億7,238万円、後期高齢者医療特別会計では113万5,000円を増額し、総額で1億8,780万6,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

したが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明をおこなわせますので、適切にご議決をいただきますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

#### 日程第7 監査委員の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第7、監査委員の報告についてを議題とします。

監査委員に決算審査意見書の報告を求めます。

森田監査委員。

○監査委員（森田精子君） 改めましておはようございます。本日、代表監査委員の井芹の方が欠席をしております、私、議選監査委員の森田の方でご説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

7月20日付けで町長から、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年度各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況並びに水道事業会計決算について審査に付されましたので、井芹代表監査委員とともに審査を実施し、その結果について町長に報告を行ったところでございます。

審査の期間は、令和5年7月21日から令和5年8月15日まで、実質延べ8日間を実施しております。

審査の結果としましては、審査に付されました一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算書及び法令で定める付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認めております。

審査内容の詳細につきましては、皆様に配布しております決算審査意見書の通りでございますが、最後に意見書のむすびについてご説明を申し上げます。

意見書の23ページをお願いします。

むすび、令和4年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査の結果、各会計決算関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めました。下表は財政構造指標の推移であります。経済収支比率は82.6%と前年度から2.5ポイント増、実質公債比率は6.7%と0.4ポイント増となっております。

主な要因としましては、公債費の増加によるものです。

財政調整基金は、15億9,121万6,000円と前年を1億2,399万8,000円上回っております。

地方債現在高は108億9,271万9,000円と、平成28年度の熊本地震以降伸びを示しておりましたが、本格的な償還が始まったことにより、減少に転じています。

今後も公債費は増加傾向にあり、地方債現在高は減少していくものの、経常収支比率、実質公債比率とも増加していくものと考えられます。財政運営にあたっては今後を見据えた減災基金、公共施設等整備基金への繰り出し、地域力持続化基金の造成などに取り組ま

れておりますが、引き続き安定的な財政運営に努めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが令和5年5月から5類感染症になり、コロナ禍前の生活に戻りつつありますが、新型コロナウイルスに係るワクチン接種事業につきましては、令和3年4月から接種申込みの受付を開始し、翌5月から集団によるワクチン接種が行われました。ワクチン接種事業につきましては、通常業務を行いながら、職員の負担をできるだけ少なくするため、町民ボランティアにご協力をいただき、接種計画の中に組み込んで実施したこと、またワクチン接種時における事故事案が発生しなかったことにつきましては、大変評価するものであります。他の事業においても、職員の英知を集結し、事業に取り組んでいただきたいと思いますという風に思います。

一方、指摘事項でも述べておりますが、補助金交付団体の一部不適切な事務処理により補助金返還等の事案が発生しております。他の補助金交付事業も含め、今後このような事案が起こらないよう業務の遂行に努めていただきたいと思います。

以上で、令和4年度一般会計、特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算審査に係る報告を終わります。

○議長（宮本修治君） 以上で、森田監査委員による令和4年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何かご質問ございませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。むすびということでもありますけれども、この中で財政調整基金が15億あるわけですけれども、目的別の基金等も合わせますと39億という風に報告をいただいておりますけれども、この金額について適正なのかと、この基金の積み立て方ですね。そういったことについては監査委員としてはどう思われるのか、お尋ねします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森田監査委員。

○監査委員（森田精子君） 井芹議員のご質問ですけれども、財政法令に基づいて実施をされており、詳しいことについては決算の認定のところで、担当課の方でご質問をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質問なしということで、監査委員におかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでございました。議会を代表して両監査委員への深い敬意を表します

とともに、心から謝意を申し上げます。

---

○議長（宮本修治君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日16日から18日まで議案調査のため休会、19日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午前10時32分

9月19日（火曜日）



令和5年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和5年9月15日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開議 9月19日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月19日 午後2時46分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	甲 斐 高 士	副 町 長	師 富 省 三
会 計 管 理 者	渡 邊 友 美	総 務 課 長	北 野 太
企 画 課 長	荒 田 慎 一	くらし安全推進室長	永 井 恒 一
税 務 課 長	奥 名 雄 吉	環 境 衛 生 課 長	白 石 亨
住 民 生 活 課 長	橋 本 良 一	健 康 推 進 課 長	上 古 閑 一 徳
福 祉 課 長	宮 崎 貴 美 代	農 政 課 長	井 上 幸 介
建 設 課 長	志 戸 岡 弘	会 計 課 長	渡 邊 友 美
町民センター所長	中 林 健 次	くらし安全推進係長	佐 藤 大 治
教 育 長	田 上 浩 輝	学 校 教 育 課 長	吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長	後 藤 喜 治		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	北 野 太
代 表 監 査 委 員	井 芹 雅 洋	監 査 委 員	森 田 精 子

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮 川 安 明      11番 本 田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書により一般質問の通告は5名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。

改めましておはようございます。5番、日本共産党の佐野でございます。

一般質問通告書に従い、質問を行います。よろしくをお願いいたします。

まず初めに質問事項、総合運動公園浸水被害対策についてであります。今年7月3日の豪雨の状況はどうであったのかご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは7月3日の豪雨の状況についてご説明を申し上げます。降雨の状況とか緑川の水位の状況、ダムを説明いたします。6月29日から7月3日にかけて梅雨前線が停滞し、特に7月3日には線状降水帯が発生した山都町で1日降水量が331mmを観測するなど緑川ダム上流での記録的な大雨となりました。本町でも期間合計降水量は373mm、最大1時間降水量は7月3日の11時から12時までの79mmを観測し12時間雨量は147mmを観測しております。7月3日の状況は緑川ダム上流に梅雨前線が停滞し、午前9時にはダムへの流入量は毎秒1300トンの最大流入量が記録されております。9時から14時頃まで毎秒1000トン級の流入が続いております。放流についても午前9時から15時まで毎秒1000トン級の放流がっております。中甲橋の水位につきましては午前8時40分には2.13mと水防団待機水位を超過し、9時30分には2.95m、11時30分には2.97mで徐々にダムからの放水はありますが、徐々に上昇しているものの、ほぼ一定の水位でありました。中甲橋の流量は11時30分まではダムからの放流量毎秒1000トンと残流域、ダムから下流域の流量を合わせて毎秒1400トンを流下していることが観測されております。この流量では運動公園についてはまだ冠水は起きておりません。しかし12時から13時に

けて中甲橋の水位が3.37mから4.57mまで急激に上昇していることが確認できます。中甲橋水位が急激に上昇しているのはこの時にダムからの放流量は毎秒1000トン程度でほぼ一定であるため、ダム以外からの流入が考えられます。この時、ダム下流域に降った雨、甲佐でも時間雨量79mmとその他、特に釈迦院川上流に強い雨が降ったことで中甲橋の水位が毎秒1500トン増加し、ダムからの放流量と合わせまして最大2950トンが流れたこととなります。このようなことが今回の災害の要因となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 7月3日の状況については時系列的に詳しくご説明いただきましたが、その状況の中で総合運動公園の浸水の恐れをどのように把握されて、被害防止のための具体的対策をされたのかということでお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 浸水の恐れをどのように把握したかということですが、7月3日の当日、緑川ダム所長からダムの放流について甲佐町長に8時15分にホットラインでの連絡がございました。これは放流量を毎秒1000トン以上を流しますので運動公園へ水が上がる可能性があるという内容でございます。それを受けまして町長から私の方に連絡があり社会教育課と連絡を取り、協定を結んでおります建設業協会に午前8時30分に招集をお願いいたしました。9時までには建設業会員31名の方が参集され、浸水が想定されますサッカー場、野球場のネットを1m程度上げる作業を行っております。このネットを上げることでゴミや流木がネットにかからずに支柱を倒すよりも被害を軽減することができることでネットを1m程度上げております。午前10時前にネットを上げる作業が完了し、中甲橋水位が氾濫注意水位の3.0mに達しましたので他のゴールやベンチの撤去は作業されている方の安全を考え作業を終了いたしました。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 当日の災害防止活動についてのご説明がありましたが、私は4年前の12月議会的一般質問において総合運動公園についての質問を行っております。その内容については次のような質問を行っております。平成19年の7月、緑川ダムの放流量が1223毎秒メートルということで、町グラウンドゴルフ場や星の川団地周辺で出水し、多くの家屋で浸水の被害が発生をしております。緑川ダムの放流量がおよそ1000毎秒立方メートル以上になればグラウンドゴルフ場やサッカーグラウンドが浸水して被害が出る可能性が高くなります。浸水での大きな被害、損害を受ける可能性がありますが洪水での浸水被害は避けられないものか、と私が質問しております。志戸岡建設課長は次のように答弁をされています。総合運動公園は降水時期に整備され、緑川の降水時には浸水をするのは心配されます。中甲橋の水位で4.6mの氾濫危険水位に達成に達した時に越水をしています。水位4.6mに達したならば浸水の可能性があるかと想定をしています。そういう中でいざという時には施設撤去等の災害防止支援活動に関する協定を甲佐町建設業協会と結んで施設の撤去活動などを早急に行い被害を最小限に抑えられるような体制を整えております。それと遊歩道を設置しておりますけれど、この遊歩道はグラウンドレベルから約整備高80cm上げる

ことで小堤の役割をはたすことで越水対策の考慮をしております。

今回はいざという時であると考えますが、先ほどお話しされた施設撤去等の活動がスムーズに行われたかどうかということがあるかという風に思います。浸水を想定しての施設の撤去訓練というのはこの間どうだったのでしょうか、あったのでしょうか、なかったのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 浸水を想定しての訓練は運動公園を作った当初に撤去の訓練は行っております。その間これまでは年1回程度、台風災害ですとか大雨で浸水が予測される時には建設業界の方に集まっていたいただきネットを上げる作業などを行っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 訓練を行われたというような答弁だったと思いますが、やっぱ訓練をされたことが今回のこうした浸水被害に対してどのように有効であったか、その訓練が今回生かされたかどうかということについてはどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 災害協定を結んでおります建設業協会とは常に連携を致しまして連絡がいつでも取れて対応できるような協会の会長の方にも私と連絡を取り合っただけでそういった体制を整えております。いざ災害が起きる前には前日から連絡を取って各会員の皆様へ行動ができるような体制作りを整ってもらっておりますので、今回の対応につきましても最小限に被害を抑えることができたと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） ネットをあげられたということで水の流れがスムーズに行われるということを考えて行われたと思いますが、備品等の移動ということはできたのでしょうか。できなかったのか、そういうところをご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 先ほども申し上げましたけれども、備品等の撤去につきましては緑川の水位が3.0mの危険氾濫注意水位に達したため作業を完了をさせております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今回の浸水の被害というのは総計で4億円を超える大きな金額になっております。復旧工事については臨時議会を行って承認をされていますが、またこれから同じようなまたそれ以上の被害がいつ起こるかということは相手が自然ですので分かりませんが、やはりこう被害が出ない施設対策というのが非常に重要であると考えますが、町はこれから今回の浸水被害がありました、そういった被害防止策としてはどういう風にお考えであるのか答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 被害が出ないような施設にするにはどうしたらいいかという

ことですが、被害が出ないような施設にすることは無理であると考えておりますが、被害を最小限に抑える手法は今後も検討していく必要があると考えております。町では高水敷に設置した施設なので異常気象等による洪水等で被災する可能性はありますが、いかに被害を最小限に止めるかを国交省とも協議をしながら整備を行っております。今回の洪水での被害を受け復旧にはこれまで以上の対策をとっていくよう国交省との協議を重ねております。町の災害復旧においても浸水により人工芝がめくれにくくする施工方法などを考えております。それと国交省の方でも運動公園の災害復旧事業に合わせまして管理里道となる小堤のさらなるかさ上げ、今回水位が上昇した地点までかさ上げなどが考えられております。その他被害を最小限に抑えるために土砂の掘削や水の流れを変えられる工法などもその後考えております。そういったことで被害の軽減をはかっていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 具体的な対策が考えられているということで梅雨の時期、台風シーズンはまだ終わっておりませんが、いつそういった集中的な豪雨が発生をするかということは分からないところでありますし、そういった意味では対策については早急と言いますか急ぐ必要は十分あるかという風に思います。

そこら辺でちょっとお尋ねしますが、今ご説明がありました遊歩道のかさ上げですね。現在80cmの中をさらに上げた場合にご説明通り総合運動公園の浸水というのは防げる可能性が高まりますけれど、緑川の川幅が狭くなって総合運動公園の反対側への水の流れが強くなり堤防損害や決壊の恐れということは大丈夫なんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 運動公園の小堤を今より上げることによりまして対岸の堤防も水位が上がることはそれは事実でございます。1mぐらい上げて対岸の堤防には負荷はあんまり変わらずに1m以上の水位が流れますとまた洪水時期に水が入り込みますので対岸の堤防への与える影響はほぼないと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 被害を絶対出さないということはできないという風な答弁だったと思いますが100%出さないことは相手が自然現象でありますし時と場合によっては災害には想定が難しい状況もありえるとは考えますが、100%に近づける努力は必要であるという風に考えます。多額の資金を投入して建設された立派な施設ですから末長く利用されることが望ましいという風に考えます。想定される自然現象に対しての対応策はできるという風に考えます。想定以上の自然現象が起きたらまた対応策を考え実施しなければならないでしょうが河川敷に建設されたわけですから、自然現象による危険性は承知の上で建設されたと考えますが、やはりそうであれば被害を出さない、被害を最小限にとどめることの対策ということは今回の浸水被害を教訓にしっかり考えていただきたいという風に思います。

8月31日熊日新聞に国交省による緑川水系河川整備計画の変更の報道が出ておりまし

た。その変更の理由として気候変動に伴う水害の激甚化に対応するためであり温暖化で降水量が増える恐れがあり現行計画では対応できないとされています。ですから総合運動公園についても建設計画当時以上の豪雨があり予想以上の浸水が起こって被害も大きくなったものと思います。当然今の想定以上の対策を講じなければまた同じような、それ以上の被害が発生する可能性があると思います。河川敷だから浸水することが心配されますとお話をされていますが、やはりこれまでの議会での一般質問の中でもいざという時には施設撤去等の災害防止活動に関する協定を結んで、施設の撤去活動などを早急に行い被害を最小限に抑えられるような体制を整えておりますと、プラス遊歩道は小堤の役割を果たしておりますと話され安心感をアピールされていましたが、今の段階で降水量の見積もりも想定を変更され十分な被害対策とされることを考えるものです。

次に緑川水系河川整備計画についてであります。7月豪雨によって緑川の護岸が濁流に流されて数か所で擁壁が崩されていますが、復旧対策は怎么样了のか、承知されていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 緑川本流についての災害復旧の件だと思います。こちら熊本運動公園の下流の左岸側において今回被災が起きております。被災延長が95mで本復旧までの間、現在大型土嚢で応急措置がされております。今後国の方では災害査定を受けられてコンクリートブロック張りに復旧されることと聞いております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今ご説明された区間以外でも私が肉眼で見て別に2箇所ぐらい擁壁が崩れている箇所があるんじゃないかという風に思います。中甲橋から益城橋にかかる美里側の擁壁は今ご説明がありましたけれども、ここの箇所も100m近く崩されているという風に思います。美里側ではありますがやはり対岸は緑町だったり仁田子だったりというようなところがありますので、そういった箇所も是非対策をしていただくようお願いすればという風に思います。

続いて緑川水系の河川整備計画の変更について先ほど質問しましたが、国交省の緑川整備計画の変更は今年4月の豪雨を含め激甚化で、今までの対策では水害を防ぎようがないと判断しているものと思います。町としても国交省の変更に合わせて内水対策などの見直しや被害防止対策を行うことが必要ではないかと思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の緑川水系河川整備計画変更が予定されておりますけれども、それに対して内水対策の見直しを行う必要があるのではないかとというご質問にお答えいたします。緑川整備計画の見直しに伴い内水対策を見直すことについては現在の計画は甲佐町にこれまでふったモデルを対象に内水対策の検討を行って計画をしております。内水処理計画策定の手引きというものがございますが、その中では内水処理施設の確保すべき安全度は10年程度と考えられるという記載がございます。これは10年に1度の降雨に

対する計画で、現在の対策、計画は10年隔日で計画をしておりますので今のところ内水対策についての見直しは必要ないものと考えております。対策には中長期的な施設の整備もございますので関係機関と今後、こういった異常気象に伴うことで変更等がある場合には協議、検討しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 緑川整備計画の関連であります。7月20日に緑川水系の治水対策などの事業や管理を行う国土交通省に対して緑川改修期成会が堤防の整備など河川整備計画について要望を行っている、と広報こうさ9月号に掲載がありました。奥名前町長は安全安心な地域づくりのために緑川の早期整備の促進を要望し要望書を手渡したという風な報道だったと思います。この要望書の内容について、もし分かれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この緑川整備に関する要望を9月の広報こうさに掲載しております内容につきましては、緑川改修期成会の要望ということで前奥名町長と一緒に東京の国土交通省水管理・国土保全局の広末局長に要望を行いました。要望内容といたしましては全体的なことで防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化の促進、流域治水プロジェクトに基づく流域対策の取り組みについて県・市・町と連携、推進するとともに適切な予算確保を図ること。それと緑川水系の具体的な対策といたしまして宇土市の高潮堤防の早期完成、加瀬川の河道掘削、船津防災ステーションの整備促進、それと町の内水対策、川まちづくりの支援、河道の土砂掘削、樹木の伐採、築堤事業の推進、7月に起こりました熊本運動公園の被災復旧などの支援などを要望を行いました。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 緑川水系の河川整備計画は国交省が出されたものでありますけれども、この中で言われているのは緑川においては堤防未整備箇所が存在するとともに、中流部では流下能力は著しく低いため、治水安全度の向上に向け早急に河川整備を行う必要があります。堤防整備が必要な区間に対し完成堤防の区間は約60%、未だ堤防の未整備区間が多く残っており、かつ洪水の流下断面が不足しているため、水位の上昇による堤防の決壊等、甚大な浸水被害が発生する恐れが残されています。国交省作成の緑川整備計画で言われていることです。この堤防未整備区間は甲佐町も入っております。いつ起こるともわからない自然災害には災害に対応する整備が必要です。国交省にも働きかけ、緑川水系の自治体とも連携しながら早急に対応策が完成することを願うものです。

次の質問に進みます。保育園および小中学校における熱中症対策はということで質問をします。保育園での熱中症発症者の状況、また熱中症対策の状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 保育所における熱中症対策と発症状況についてお答えいたします。町内各保育所において熱中症事故防止のために様々な対策をとられておりますが、



例えば園児に水筒を持参していただき適宜水分補給をし水筒の中身が不足する場合は園で補充されています。また園庭に寒冷紗を貼りその下で体操をしたり、玄関に熱中症指数計測機を設置し、その指数によっては屋外活動を室内活動に変更するなどの対策を取られています。また町内保育所の全保育室にエアコンがついておりますので、猛暑日であっても室内温度を調整されております。その他保育園の送迎用バスに園児を置き去りにすると熱中症の重大事故も心配されることから国の補助金を活用してバス内に置き去り防止用のブザーを設置されております。園児を降ろした最終確認は職員がバス内に園児が残っていないか各席を確認しながらバスの後方まで行き、バス内最後尾のボタンを押す仕組みとなっております。エンジン停止後5分以内にバス内のボタンを押さないと大音量で車外にブザーがなる仕組みとなっております。また園児の安全確保のため、万が一園児がバス内に取り残された場合を想定してバス内に設置されたもう1つの非常用ボタンを園児が押すとバスの外に大きな警報音が鳴る仕組みとなっていることから園児に対してもその訓練を実施されております。なお町内の各園において熱中症により病院へ搬送されたとの報告はあっておりません。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 続いてであります。小中学校における熱中症の発症者と熱中症対策についての状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まず各学校の熱中症の発症者についてでございますけれども、令和4年度に起きましたは校舎内において普通教室、特別教室ともに空調設備が整備されておりますので通常の学校生活の中では熱中症もしくはそう思われる児童生徒はおりませんでした。屋外での体育大会の練習時や体育館、武道場それと屋外での部活動などにおいては気分が悪くなって保健室で一時休んだ、休憩したというような事例は小学校では10件、中学校で5件という風に把握しております。その中で病院に搬送され熱中症と診断された中学生が1名おります。その生徒につきましても学校での初期対応も迅速で適切であったということで搬送された病院での処置後はその日に帰宅しておりまして、翌日からは何の問題もなく元気に学校生活ができたとの報告がっております。ちなみに令和2年度、令和3年度については搬送者はおりませんでした。

それからその対策ということでございますけれども小中学校校舎内外での熱中症対策についてでございますけれども、これは文科省の学校における熱中症対策ガイドライン、それに沿った対応を行っております。まずは熱中症の予防措置として体温の上昇と脱水を防ぐこと、特に体育、スポーツ活動においてはそれほど気温が高なくてもそういった環境下でも熱中症を引き落とすことがあります。活動中の児童生徒の状況、状態をよく観察しておくことが大切であるという風に認識しているところでございます。

次に発生時の対策としましては大量の発汗、めまいや吐き気、筋肉痛など熱中症と疑う症状があることを観測し、異常がある場合はすぐに救急車を要請しまして病院に搬送するなど細やかな観察と迅速な対応が必要となります。各学校においては校長会などでも

ガイドラインでの熱中症対策のフローズに沿った迅速で適切な対応を行うように指導しているところでございます。参考といたしまして熱中症予防の原則として環境条件を把握しそれに応じた運動、水分補給を行う、暑さに徐々に鳴らしていく、個人の条件を考慮する、服装に気をつける、具合が悪くなった場合は早めに運動を中止し必要な措置を行う、また食事、睡眠などの影響による体調が悪くなると体温調整機能が低下するなどがありますのでしっかりと自己管理ができるように児童生徒にも合わせて指導を行っているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 熱中症対策についてご説明をいただきました。

質問を進めてまいります。町内小学校では宮内地区は町営バスが通学のため登下校に利用され、乙女地区では船津・麻生原・田原・府領・北原地区が通学用シャトルバスを利用されております。甲佐地区及び龍野地区、白旗地区の登下校は児童の徒歩、または保護者の送迎が行われているというふうに思います。熱中症の危険度は外の気温で言えば28度を超えたら警戒範囲になるそうです。今年の夏の気温は毎日のように35度を超える天気予報が出されておりました。9月になっても30度は毎日のように超えているという風に思います。外気温31度では嚴重警戒範囲となり外での活動は自粛することは望ましいとなっております。30度を超える場合、日によっては35度を超える猛暑の中での数キロの登下校もあっております。登下校時の熱中症対策としてのバスの利用等は考える必要があるかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） シャトルバスの利用に関してもと思いますけれども、これにつきましては甲佐町立乙女小学校通学用シャトルバス運行に関する条例により運行を今現在行っているところでございます。運行委託につきましては熊本バス株式会社と年間を通しての契約という風になっております。熱中症対策としての契約の場合は暑い時期2、3ヶ月の期間と想定されますので、その際に検討しなければならないような問題、クリアしなければならないような課題があれば調査を行って協議を重ねる必要があると考えておるところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 山形県の米沢市で部活動後の下校時において熱中症による死亡事故がっております。それ以降、遠距離通学者にはバス代が全額補助が行われるようになったそうです。熱中症対策としては多くの事例ではありませんが通学時の熱中症対策が実際には行われているところもあります。学校生活において授業中、部活動、学校行事などに登下校も含めて熱中症対策に努める必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） そういった契約も含めてということでございますけれども、熊本バスの方に期間的な契約ができるのかというようなことを問い合わせは行ってお

ります。その回答といたしましては運行経路の面それとスクールバス専用の車両の確保とドライバーの確保その他契約の金額面など十分な調査と協議を行わなければならない点が多々あるので運行についての判断はその後のこととなるというような回答を一応いただいております。それから路線バスの利用についてでございますけれども、白旗小の場合、登校の時間帯に路線バスを利用することは学校の始業時間の面からは可能であるという風に思われますけれども、下校時刻に利用する際は授業終了の時刻などの関係で乗車する時間帯の問題等が発生します。それと規定のバス停でしか乗り降りできないということでそこまでの行き帰りでの経路、距離の問題、その他バス利用者の個人負担等が今懸念されているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） この熱中症対策につきましては今質問を行いました但し学校内だけではなくてやはり登下校も含めて対策は必要と私は考えます。そういった意味では是非そういった登下校の熱中症対策ということでどんなことが具体的にできるのかということをご検討いただきたいというふうに思います。

質問を進めます。菊陽町が熱中症対策として菊陽町内の8校の小中学校体育館に冷暖房の空調施設を設けるとの報道がっております。災害時の避難所としての機能も強化を図るそうであります。町内小中学校の空調施設の設置状況はどうなっていますでしょうか。お尋ねします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 小中学校の冷暖房設備の整備状況というようなことでございますけれども、現在町内の小中学校につきましては普通教室それと特別教室の全教室に冷暖房の設備を整備しております。ただ町内の小中学校体育館につきましては冷暖房などの空調設備は設置していないというような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 県内の体育館について空調の設置率はまだ高くはありません。6.3%という風になってはいますが、児童生徒の熱中症対策として文科省も公立学校施設の空調設備の今後についてという風な文章において体育館については体育館本体の建て替えや全面的な改修工事に合わせ断熱性能も確保した上で空調を設置する等、各地方公共団体において対策を検討していただいた上で引き続き教育環境改善に取り組んでまいりますと、積極的に空調設備の設置を進めています。菊陽町も体育館を避難所としておりますが町も是非とも体育館に空調設備の設置をという風に思います。この空調設置については国からの交付金の支援もあると思いますがそういった意味ではこれからやはり教室、特別教室が空調が完備されているのと同じように、やはり体育館も必要性があるという風に思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 体育館の空調設備の整備ということでございますけれども、現在学校での体育の授業や部活動で体育館を利用する場合は、館内はできる限り窓を

開け放した状態で使用して指導者においては気温や湿度などに注意し練習時間や練習内容の工夫、そういった指導を行っているところでございます。

また災害時の避難所として利用する場合は簡易クーラーや扇風機などを設置し暑さ対策としているところでございます。体育館の冷暖房設備の整備ということでございますけれども、体育館はいずれの体育館も堆積も広くてその整備を行うとなると莫大な費用が発生すると思われております。ちなみにお聞きしたところ菊陽町につきましては1つの体育館で積算として1億2,000万ほどという風にお聞きしているところでございます。

また国や県の補助事業を活用したとしても現在の小中学校施設の空調設備の整備面という面からはそういった補助制度では半額、もしくは3分の2の額を町が負担する必要があるというところでございます。また使用時間にもよりますけれども、空調が設置された場合、電気代などの維持管理費についても多大な経費が発生するものと考えられております。ですから設置につきましては小中学校施設の空調整備面、それと防災機能の強化の面からもその両面から、それから設置義務などを含めた国や県の今後の動向、県内外や近隣町の設置に対する取り組み状況、そういったものを見ながら進めていきたいと思っております。それと合わせて緊急性と財政面などを照らし合わせ、十分に調査を行い現状把握を行っていく必要があるという風に考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今回、議会の全員協議会の中で中期財政計画において小学校の長寿命化事業で大規模改修の予定が示されましたが、この中では具体的な予定の項目については説明がされておられません。大規模改修をするというような予定の中に今課長の方からいろんな厳しい面もお話がありましたが、是非子育て支援というような観点からも空調設備についてはご検討いただければという風に考えます。

最後の質問になります。町長マニフェストの協働のまちづくりについてであります。元気で健康な職員の育成と資質向上で各種研修、人事交流の充実を掲げられておりますが、その具体的な内容についてどのようなことをされようとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではまずご質問の件につきまして、現状について報告させていただきます。職員研修につきましては職員の人材育成を目的として研修計画に基づき実践をしております。令和4年度においては町独自で11月に防災研修、3月に人事評価研修を行い各階層別研修や専門研修につきましては熊本県市町村研修協議会主催の研修へ延べ106人、同協議会によるIT研修に延べ11人が参加しております。本年度においてはコロナの影響もないことから、さらに多くの研修受講が図られると考えております。またメンタルヘルス対策につきましてはストレスチェックや産業医、保健師による相談業務を行いメンタル不調となる前に予防的なフォローを図っております。また休職者につきましても復帰時にはかかりつけ医と合わせまして産業医による面談を行い 復職後には定期面談や保険指導などの支援を行っております。また今後におきましては人事評価制度を充実させ、職員が発揮した成果を公正に評価し、やりがいの創出やモチベーションの向上を計り、結

果的に職員個人のキャリアアップが全体的なレベルアップにつながることを目指しております。人事交流につきましては国土交通省及び熊本県との交流を続けておりまして本年度は合わせて2名の人事交流を実施し、職員の資質向上を図っております。私の方からは以上で報告させていただきます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方からマニフェストに掲げております元気で健康な職員の育成と資質向上の具体策はという質問に対してお答えいたします。まずは先ほど総務課長が答弁しました通り各種研修や人事交流の実施によりまして職員の資質向上を図っていくということは当然必要なことであると認識しておりまして、今後も引き続き継続実施していく考えであります。その他の方法といたしまして私が考えておりますのは職員の全てが自由に自分の意見が出せるような職場環境づくりにまずは取り組んでいきたいと考えているところであります。私も以前、職員を経験する中でいろんなまちづくりに対する考えや思いがある中で、課長級や係長級になれば役場内の会議の場で自分の意見を出す機会もございますが、なかなか若い職員時代にはそのような場合はないという状況でございました。若い職員の中には色々といい考えを持った方々もおられると思いますし、私が目指します若い世代に魅力あるまちづくり、若い世代から選ばれるまちづくりを推進していく際に、当然若い職員の方々がその魅力というものは十分理解されているものと思います。若い職員から全ての職員が自由に意見や考えを出し合い、そしていい意見やアイデアを拾ってまちづくりに反映させていくといったボトムアップ型の職場環境づくりにまずは取り組んでいくことで職員の企画立案能力の向上であったり、仕事に対するモチベーションの向上にもつながるものと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 総務課長と町長の方から職員育成といいますか、そういった観点から資質向上の面で具対策を掲げてやっていきますというお話だったという風に思いますが、私はもう1つ違った面からこの協働のまちづくりということでお話をしたいと思えます。熊本県が毎年発表しています熊本県内市町村のラスパイレス指数の状況がありますが、45市町村の中で甲佐町は令和4年度が44番目、国家公務員を100とした場合92.0で下から2番目という低い位置にあります。郡内自治体の状況は御船町が94.7、嘉島町94.1、益城町92.4、山都町93.1となっています。この状況は最近の状況だけではなく町議会だよりを見れば平成10年、1998年、今から25年前の12月議会一般質問で取り上げていますが、その時点では下から4番目であると記録されています。当時の市町村数は94でした。長い期間にわたり県下市町村の中で低い位置に低迷しているものです。私も幾度となく一般質問でこの問題を取り上げています。令和4年9月議会で今後の町発展を支える重要な人材であるのでそれを支える改善が必要であるとするが町長の見解はと質問し奥名前町長はラスパイレス指数については県下で下位にある、あまり名誉なことではない、職員処遇改善策を図ってきたが結果として指数に表れていないと発言をされました。前町長もこのことには気をかけていたと思いますが 実際に数値で表れますので結果は改善されない状況が事

実であります。元気な職員の育成にはこのラスパイレス指数の改善は待遇面などの対策として最も必要などころと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではラスパイレス指数の改善への見解についてということのご質問について回答させていただきます。ラスパイレス指数に関するご質問につきまして以前私も議会議員としておりましたので、昨年9月定例会で質問されたという風に記憶しております。前町長の答弁では自治体間で格差が発生しているのは雇用形態の違いが原因であり本町の場合、社会人枠や任期付職員など中途採用の職員の割合が多く、役場の勤務経験年数が短いことから指数について低く算定され、ラスパイレス指数全体として数字を大きく押し下げる結果となっていることが原因であり、その中途採用者の経験年数の取り扱いを見直すことによって指数は上昇する見込みであるという風に答弁されたと認識しております。今年度は見直し後の算定方法でラスパイレス指数については算出されますのでその指数につきましては上昇するものと考えております。処遇面全体としましては国の制度に準拠した運用を図っていきながら給与につきましても人事評価結果などにより昇給や昇格など全体的なバランスを取りながら改善を図っていきたいと考えているところであります。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） ラスパイレス指数については改善が図られるというような答弁であったと思いますので次回のラスパイレスについては注視していききたいという風に考えます。

時間もありませんので最後の質問です。職員の雇用の状況の問題です。町職員は正規職員なのか非正規職員なのか、その他の雇用の職員なのか見分けはつきません。しかし見た目からわからない賃金や休暇、退職金、年金などには大きな違いがあるという風に思います。今の町職員の雇用の状況はどうなっているのか正規職員数、非正規職員数、非正規の雇用の状態についてどうなっているのかご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは9月1日現在の状況でお答えいたします。正職員が128名、会計年度任用職員が76名、会計年度任用職員のうちフルタイム職員が1名、パートタイムの職員が75名となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 一般職で雇用されている職員だけでなく非常勤で雇用されている職員、今お聞きしましたが、会計年度任用職員の人数というのはかなり大きいものがあるという風に思います。正規だけでなく非常勤で雇用されている職員の処遇改善も必要なことという風に考えます。そういった面で非常勤の処遇改善についての考えはどうかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは会計年度任用職員につきましては以前の非常勤職員に

比べ国に準拠した形で処遇改善を図っているところでございます。具体的に申しますと給料の他に通勤手当や期末手当を支給することや休暇においても年次有給休暇のほかに夏期休暇を3日、それと産前産後休暇や育児休業制度などの処遇改善を図っておりまして今後におきましても国の制度改正に準じまして勤勉手当の支給などの適宜見直しを図ってまいります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 自治体で働く人たちが組織されている自治労連のアンケートでは会計年度任用職員の処遇改善で改善して欲しいトップ3は雇用の継続、賃金のアップ、休暇制度の充実だそうです。そのためには自治体が会計年度任用職員として働く人たちに対して雇用制度を働き続ける制度にすること、期末手当や勤勉手当の改善をすること、今先ほど総務課長からも改善の内容についても説明がありましたが、待遇改善に取り組むことが必要だという風に考えます。以上で私の質問を終わります。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。会議は11時10分から再開します。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹しま子です。どうぞよろしくお願ひいたします。今回は町長のマニフェストからいくつかの点についてお尋ねをいたします。詳しくは今後議会の中で質問をさせていただきたいという風に思いますので、よろしくお願ひをいたします。まず最初に農業振興についての町長のマニフェストについてお尋ねをいたします。ご存知のように気候変動による農産物生産の不安定化、新興国の人口増加や経済成長による食料自給の激増、ロシアによるウクライナ侵略などが重なり世界的な食糧危機が叫ばれている中、食料は今までのように都合よく確保することが難しくなっております。日本の食料自給率は38%、国民の6割以上の食料を外国頼みにしているという状況のもとで、食料危機の長期化が予想される中、日本の食料自給率を引き上げることは待ったなしの課題となっています。しかし日本の食料を生産する農家は激減しています。農水省のデータを見ますと基幹的農業従事者は2005年には224万1,000人だったのは16年後の2021年には123万と100万人余りも減少し、加えて高齢化が深刻になっています。2022年の基幹的従業員の基幹的農業従事者のうち70歳以上が全体の56.7%を占めています。10年後も元気に頑張っている方が増加すれば日本の農業人口の減少は増加し、世界の食料事情や気候変動の中でどう日本人の命を支えるというのでしょうか。ネットの日本経済新聞の記事を見

ますと民間の調査で2050年には国内の農業人口が現状よりも8割減少するという記事でした。大変な状況です。この農家の減少は甲佐町でも顕著です。2005年の総農家数は1,188戸から2020年は770戸と36%減少です。また農家の経営をめぐる環境は肥料や飼料また原油の価格高騰が農家を直撃して一層農家経営は厳しさを増しています。離農も一層進む可能性があるのではないのでしょうか。こうした中で町にあっては町の農業の現状をどう認識しておられるのか。まず担当課にお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではまず私の方から現状についてお答えいたします。甲佐町の農業につきましては米、麦、大豆の土地利用型農業が中心となっておりますが、柿、ニラ、スイートコーンなどの施設園芸や畜産及び中山間地域での果樹の生産など幅広い形態での農業経営となっております。しかしながら議員もおっしゃいました通り近年では農業者の高齢化、それと後継者不足による農地の遊休化というものが懸念されております。遊休農地が増加すれば農業の生産性が減少することは当然のことでございますけれども、災害による被害拡大の一因になることも考えられますので農地の遊休化を防ぎ農業者の生産性の向上を図る方向で現在事業を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方からも農業の現状とそれから今後の農業のあり方について答弁させていただきます。やはり農業は本町の第一産業でありますので農業の振興につきましてはしっかりと力を入れていきたいと考えているところです。しかしながら本町の農業を取り巻く環境といたしましては先ほど農政課長が答弁しました通り、高齢化、担い手不足の問題、耕作放棄地の増加など様々な問題を抱えているのが現状であります。このような現状を踏まえ今後の本町の農業政策の方向性といたしましては遊休農地の増加を食い止め、生産性の高い農業を進めるためにもやはり担い手の確保、育成が重要であると考えます。そのためにも新たな担い手確保に向けた支援策について十分検討を進めていきたいと考えているところであります。合わせまして私のマニフェストにも掲げさせておりましたけれども、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の導入につきましてもその可能性につきまして調査研究を進めていきたいと考えているところです。それからもう1つ考えておりますのは農家の方々の意見交換の場を設けていきたいということであります。農家の方々の意見を反映しながら農家の方々に寄りそった農業施策を展開していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） まさに甲佐の農家も厳しい状況にあるわけですがけれども、町長におかれましては様々な支援で農業振興を図りたいということで担い手の育成、認定農業者、農業法人など新たな支援を打ち出しながらスマート農業についても取り入れていきたいということでした。その点については今後スマート農業についてもいろんなものがございいます。こういったものを取り入れていくのか、一部についてはお聞きをいたしましたけれども、またそれについては多額の投資、そういったものが必要となる場合もございいます。



そういった点での支援も打ち出されていくだろうと思いますけれども、そういった点については今後じっくりとまた新たな機会を設けて質問させていただきたいという風に思っております。もちろん認定農家や農業法人への支援は必要という風に考えておりますけれども、今認定農家は資料を見ますと770個の農家のうち73個、1割程度の農家が認定農家になっております。認定農家になりますといろいろな補助も受けられます。この認定農家の拡大は農業継続の面でも一定の役割を果たすと思いますけれども、その余地は今後あるかどうか今の町の現状からすると、どういう風、どうした状況なのか今後の可能性も含めてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは認定農業者それと法人に対する新たな支援ということで、それについてはまず現状についてお答えいたします。まず現状につきましては認定農業者それと農事組合法人で組織しております認定農業者同志会というものがございます。そこで全体的な課題を解決するための研修会というものを開催しております。昨年度は被害が拡大しております有害鳥獣対策についての研究会、それと令和3年度はインボイス制度に対する研修会を行っております。また農事組合法人に対しましては県それとJAと連携をしまして代表者会議というものを定期的に開催しております。各法人が抱える課題、問題点等の解決に向けた話し合いをその場で行っているということがございます。今後につきましては認定農業者や法人の経営基盤の安定を図るため経営計画や経営ビジョン作成のためのセミナーとかを考えております。それと認定農業者の今後増やしていくというような考え方でございますけれども、今新規就農者で就農された方に対して農機具あたりの町単での補助を行っております。それで設備投資に対する負担を少なくするという意味で行っておりますが、その条件としまして新規就農者、認定期間が5年間でございます。その5年間終了後に認定農業者に申請をするということを条件にしております。今、毎年数名の方が新規就農で就農されておりますのでその方々を随時この認定農業者ということで認定をしてその認定農業者の数を増やしていきたいということで考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それで私の方からもう認定農業者や農業法人への新たな支援ということについて答弁させていただきます。農業者の高齢化が進み後継者がいないということは多くの農業者の方がおっしゃっておられます。やはり甲佐町の農地を守るためには担い手の確保や育成が重要であると考えますので力を入れていきたいと考えております。特に認定農業者の方や農業法人の方々への対策が必要であると思いますので、先ほどもご説明いたしましたけれども、まずは支援策を検討するための土台作りとして多くの担い手の方々の意見を聞き集約する仕組みづくりをまずは構築していきたいと考えております。それらの意見を踏まえ十分に検討をし、認定農業者の方や農業法人の方々を始め担い手の方々の規模拡大等に寄与する施策を作っていくと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 話を進めますけれども第7次総合計画では自給的農家それから第2次兼業農家は2000年には総農家の1,236個のうち817個、66%が耕地面積3反以下で販売価格の50万円未満や兼業収入が主である小規模農家が半数以上を占めておりました。こうした小規模農家が規模の大きい農家とともに甲佐町の農業を支えて食料生産し地域の環境保全に貢献してきたという風に考えます。今後、食料自給率をあげ食の安全を守り、これ以上耕作放棄地などを増やさず地域の環境を守るためにも、これ以上農家を減らさない、小規模農家や兼業農家もちろん認定農家や法人を育成して、現状からは育成していくことも非常に大事ですけれども、全体として農家を減らさない取り組み支援を私は求めたいという風に思っております。そういった点で小規模農家が兼業農家であっても子や孫に農家を引き継いでもらうことが私は今後重要ではないかという風に思います。農業法人やそして1割の認定農家でいかに農地を集約、大規模化してもそれによって全体としてのそういったこれまでの役割が果たせるのかという風なことについては少し疑問を持っております。やっぱり多くの第一種の農家が支援を受けながら農地をそれぞれ守っていきながら環境保全にも力を尽くす、地域のコミュニティを守っていく、そうした町の農家支援であってほしいということで今回質問をさせていただきましたけれども、この見解についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではまず私の方から兼業農家、小規模農家の方々に対する支援ということで現状についてお答えいたします。まずまさに今おっしゃったように農地を守ったりとか管理していったり環境保全の面であったり地域コミュニティを図っていくと、そういうところを目的として中山間直接支払い制度それと多面的機能支払い交付金などの日本型直接支払い交付金制度を今推進しております。

それと水田の有効活用を図るため営農の経営所得交付金など各々国の施策を今のところ有効に活用しながら支援を行っている状況でございます。またロシアによるウクライナ侵攻による燃油、資材等の高騰対策としまして令和4年度と今年度の2か年にわたり原油価格物価高騰緊急経済対策事業補助金ということで各農家の方々の支援を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは兼業農家を含めた小規模農家全般を支援すべきとのお質問についてですけれども、農業者の方々にお話を聞く中で皆さん言われますのが高齢化や後継者不足により5年後、10年後には農業をするものがいなくなり農地が荒れ放題になるという悩みでございました。その解消に向け地域の農業農地を管理耕作していく担い手を地域で作っていかうということで現在7つの農事組合法人が設立してされております。法人がない地域では集落営農組織や生産組合、組織がない地域では今後規模拡大として、町から認定を受けた認定農業者の方を担い手として位置づけ、集中的に支援することで対策を進めているところであります。小規模農家全般への支援ということでございますが、小規模農家の方々も法人等の組織に多く加入されておられますし、農業の効率性や経営リス

クを抑制する観点からも組織加入の推進を図っていきたいと考えております。またその地域の課題に対し個々の農業者だけでなく地域全体で対策に取り組まれるというところにも今後集中的に支援を行っていきたいと考えております。以上が兼業農家を含めた小規模農家全般に対する町の基本的な考え方でございますけれども、若干視点を変えて考えてみた時に役場の隣に甲佐町直売所ろくじ館という施設がございます。ここに農産物等を出荷される会員数は、お尋ねしましたところ現在町内外を合わせて250名ほどという風にお聞きしました。うち町内会員が約170名ということでございます。甲佐町直売所ろくじ館のさらなる賑わいを創出といった点で何らかの形で町から支援できるのであれば、それは兼業農家を含めた小規模農家の支援にもつながるものと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 様々な支援と言いましてもそれぞれに基準がございます。なかなかそれから漏れる農家というのも多いわけですが、そういった点でそういった支援とか受けられない多くの農家についての支援を検討を求めたいという点で質問をさせていただきました。ろくじ館についても町内の多くの方が出店をされているわけですが、この点についてもまた後で質問をさせていただきたいというふうに思っております。農業は町の基幹産業でありますし、町の活性化にとっても農業の振興は大変重要な課題というふうに思っております。新規就農者も半農半Xなど多様化しているわけですが、こうした点も含めて農業人口を増やし守るための検討を細部にあたってしていただきますようによろしくお尋ねをしたいという風に思います。

次に道路整備についてのお尋ねをいたします。町長がマニフェストにあげておられます町の発展を見据えた戦略的道路後の整備についてはどういった整備をすればこの町の発展に結びつくのか、町の発展にどうしても必要な道路網の整備など構想があられると思われまますが、その点についてお尋ねを致します。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私のマニフェストに掲げております計画的、戦略的な道路網の整備促進と町の発展についての構想は、という質問についてでございますが、このマニフェスト項目につきましては広域的な視点で本町の将来の発展を見据えた時に計画的、戦略的な道路網の整備促進が必要ということで記載したところであります。人の流れを呼び込み、また新たな土地利用や企業誘致などを促し、経済の活性化を図っていく上で道路整備は非常に重要な要素であると考えています。まず熊本市の中心部から本町へアクセスする際の道路状況といたしましては、熊本市中心部から県道嘉島甲佐線の森崎橋まで4車線道路となっておりますが、森崎橋から先の道路につきましては2車線道路となり甲佐町にアクセスすることとなります。一方空港方面から本町へアクセスする場合も御船町中心部付近は4車線化が進んでおりますが、御船警察署付近の交差点からは2車線道路となりトンネルをくぐって本町へアクセスする形となり、いずれの方面から本町へは道路が狭まりながらアクセスするような形となっております。このような中、現在熊本都市圏では熊本市中心部と熊本空港などの重要拠点間のアクセス機能を向上させることを目的として、

3つの新たな高規格道路について整備計画が進められているところであります。本町の将来を考えた時にその高規格道路から本町までの道路ネットワークを整備していくことが非常に重要であり、県道 嘉島甲佐線の森崎橋からのアクセスの向上、それから国道443号線御船地域からのアクセス向上について国や県に対して要望を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 企業誘致等のためにもそうした道路の整備が必要だということですが、道路の整備が進むことが企業との呼び込みに繋がるのかどうか、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 企業誘致と道路整備の関係性ということまでのご質問かと思えますけれども、やはり企業誘致する際はそういったインフラ整備というのは必要になってくると思えますので、これは将来、先程申しましたように計画的、戦略的な視点に立って道路整備については今後考えていく必要があると考えますし、また並行して合わせながら企業誘致についても積極的に推進していく必要があるという風に考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町長の思いは解りました。企業誘致などについては私とすれば甲佐町の道路は非常に整備をされているという風に思いますが、2車線を4車線化したとして本当に企業誘致、それが果たしてまた町の発展に結びつくのか、それは今後の議論次第だと思います。そういった点ではこの問題についても今後議論させていただきたいという風に思っております。令和4年度の決算でも道路の新設改良は7億6,700万円あまり町はこれまでも道路の新設改良補修拡張などみんな安心、安全、利便性向上のために尽くしておりますけれども、一方で路地と言いますか生活道路、特に里道などでの整備が必要な道路も点在しております。町においては甲佐町法定外公共物整備要綱を定めていますが、その整備の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは生活道路の整備、里道の整備の状況ということですが、現在の状況と整備状況、今後の考え方についてご説明を申し上げます。里道整備につきましては、地域に密着した道路であるということから草刈り、修繕など通常の維持管理が原則地域で行っておられます。今後里道の整備について町の支援は、現在維持管理に必要な原材料の支給、建設機械の借上げ料の支給、また通行に支障がある陥没箇所の補修作業などを行っております。区での整備が困難なものにつきましては、先ほど議員が申し上げられました甲佐町法定外公共物整備要綱を策定しまして、一定の要件を満たせば町で整備することが可能とするようにしております。限られた予算の中で町道と一緒に整備するわけですので、里道の整備につきましては現在、数箇所、1箇所程度ぐらいしか整備ができていない状況、毎年ですね。そのような状況でございます。今後の方針につきましても区と十分協議をいたしまして、現状での制度を活用して区と協議を進めながら進

めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 里道の整備につきましては、高齢化の中で安心安全な暮らしを守るためにも整備を進める必要があるという風に思いますので、よろしく願いいたします。

次に交流人口対策として観光施策についてお尋ねをいたします。町長は陣ノ内城跡地やな場、松尾城跡地などについて、新たな観光ルートの確立をマニフェストに上げられています。これらの指摘については町民の一人として、そのストーリーも含めて大変興味深く聞いておりますけれども、国指定となりました陣ノ内城跡地や町指定の文化財となっております松尾城跡地など史跡の保護はもちろんですけれども、これらの史跡の活用にあたって現存するものからどういう風に魅力ある観光資源にしようと考えておられるのか、町長としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは新たな観光ルートについてお答えいたします。国指定になりました陣ノ内城跡の利活用を考えた場合に、周辺に点在いたします史跡、清正公さんであったり防空壕、松尾城跡それから鶴の瀬堰そのような施設をつなげることで甲佐町の歴史といった点でも魅力が生まれ、そこに町の観光施設のやな場を絡めることで、本町でゆっくり過ごしていただき、その中でさらに甲佐の魅力を知っていただければという思いであります。それには道路の整備を始め、点在する史跡の保存、歴史が解る掲示等が必要になってまいります。陣ノ内城跡保存活用計画策定委員会の中で陣ノ内城跡をどう活用して行くべきか、そのために周りにある史跡をどう活かすのか、など協議を図ってもらいながら新たな観光ルートとしての位置付けを行うことにより、町内外へPRにも積極的に行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 解りました。是非、町の活性化に結びつくような本当にこの保存ももちろんありますけれども、保存の中で魅力ある観光資源となるように今後の検討課題でしようけれども、そういった点についてはまた今後も質問させていただきます。そのように努力をされていくという風に思いますので、よろしく願いをいたします。

観光の面からも、町長は交流人口を増やすという点についてマニフェストにあげられているわけですが、観光される方にとりまして宿泊場所や休憩場所、食事をする場所など、買い物をする場などいろいろ観光する方々にとってはニーズはあると思いますけれども、やな場だけではなく観光客がもっと町にとどまるような企画もすべきだという風に思います。色々あると思いますけれども、その中で一点お尋ねします。観光に来られて地域の特産品などお買い物のニーズも高いのではないかという風に思います。他の地域では観光物産館として観光振興に力を入れているところももちろんたくさんあります。そういう名称でなくても観光に来られた方が必ず立ち寄られるような楽しい物産館にするために先程もお話をしましたけれども、そしてまた農業振興のためにも規模拡大、拡充は検

討されないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） はい。おそらく物産館の整備についてという質問だと思いますけれども、議員がおっしゃいます通り物産館の整備につきましては、必要と考えております。まずは今ある施設ろくじ館、それから市街地にここ数年で開店されました店舗が数カ所ございますので、そちらへ観光客の誘導等をはかりながら合わせまして、私のマニフェストにも今回掲げさせておりましたけれども、緑川を生かした新たな観光交流拠点施設川の駅ということで通称で書いておりましたけれども、そういった施設の整備につきましても今後調査研究を進めていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 分かりました。是非とも農業振興のためにも観光客、交流人口を増やすためにもそういった検討を進めていただきたいという風にする必要があるのではないかという風に思います。次に町の観光スポットとしてネットを開きますと津志田河原や麻生原のキンモクセイややな場があげられていますけど、現在の町観光資源については町長はどういう認識をお持ちでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 観光資源の整備についてお答えいたします。津志田河川公園は7月の豪雨によりまして公園全体が浸水しましたので、土砂の堆積や管理道路の損傷が見受けられましたので、7月の専決で補正予算に災害復旧工事費を計上させていただきましたので、復旧工事の中で議員が言われますように色々解消を考えているところであります。また、工事後の維持管理につきましては、ゴミ等の清掃を委託している緑川漁協さんや、日頃から除草作業をボランティアで行っておりおられます地元津志田区や有志の方々、津志田河川公園をキャンプで利用されている方々と町が連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 観光スポットは甲佐町にもいくつもネット上では出てくるわけですが、今言われましたように、緑川や山々に囲まれて自然豊かな場所としてアウトドアが楽しめる場所ともなっております。特に無料で楽しめる津志田河原は多くの方が訪れる人気スポットとなっております。しかし最近アウトドアの人気も高く、近隣町でも大変綺麗な整備されたキャンプ場がテレビ等で紹介されております。甲佐町としてもこれからも多くの方にキャンプを楽しんでいただくためにもキャンプ場周りの整備が必要だという風に思います。トイレ横には桜並木も作りました。しかしツルが伸びて桜の木を覆っていましたが、今は切られていますけれども、キャンプ場として心地よく楽しめる整備が見直す必要があるのではないかなという風に思います。雑草だけではありません。また麻生原のキンモクセイですが、これも国指定の天然記念物になっているわけですが、町の大事な観光資源と位置付けられています。しかし今は花が咲く時期ではないためか草が生え放題です。立派な看板も立っております。町の観光スポットとしてあ

げているわけですから、それに相応しくいつでも楽しんでもらえるよう雑草の整備や柵なども含めて見直すところがあるという風に考えます。観光する人の立場に立って町の観光スポットについては整備をしていただきたいという風に思いますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） では観光スポットの整備について自分の方からお答えいたします。今言われました津志田河川の桜づつみ、また麻生原のキンモクセイとやな場もありますけれども津志田については、町長が説明をされました通り、清掃については緑川漁協、また除草作業については津志田の有志の方、またあそこを利用されるキャンプの方で定期的に草刈りをされております。そういう方々と連携を図りながら整備については行きたいと思っております。またキンモクセイにつきましては地元麻生原区に依頼をしておりますので、その辺については麻生原の方とも協議を行いながら議員がご指摘の通りの草等の整備、いつ来ても綺麗な状況で整備していきたいという風に考えているところです。またやな場、井戸江峡交流拠点施設、古民家交流拠点につきましては指定管理また委託をしておりますので、その団体と協議をしながら環境整備に努めていきたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） よろしくお願いをいたします。次に人を育み交流するまちづくりについての町長のマニフェストについてお尋ねをいたします。私は児童公園の設置につきましては何回も質問してまいりました。町においても前町長も前向きな答弁はこれまでありませんでした。しかし今回のマニフェストでは遊具を備えた公園という風にあげておられます。どういう程度の遊具かどういう広さか、どこになど町長がどういう構想をお持ちなのかお伺いをしたいと思います。町は子育て住宅の建設や子育て世帯の新築家屋への支援など子育て世帯の定住促進に力を入れておりますけれども、私たちが昨年実施をいたしましたアンケートでは、なんで御船や他の町に遊びに連れて行かないといけないのか、親子で楽しめる公園の1つぐらいあってもいいのではないかという声が寄せられました。また公園と言いましても単なる広場ではなく子供の遊び場には遊具が必要です。遊具を通して子供たちは身体能力や知力、危険性など多くのことを学びます。親にとりましても遊具は親子で楽しむ為に必要です。今、各地に子供が楽しめる遊具を備えた公園ができております。ある子育て世帯の方はどんな遊具があるのか遊具によっては遠くまで出掛けたりしているそうです。是非各地の遊具を参考に親子で楽しめる公園づくりを求めたいと思います。それは交流人口若い世代の定住促進にもつながるものと考えます。子育て世帯が大いに期待したマニフェストではないでしょうか。町長の構想をお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私のマニフェストの一つである子どもが安全、安心に遊べる遊具を備えた公園の整備についての構想はということでございます。この遊具を備えた公園の整備につきましては、以前からこういった要望が多かったというのは私も議員時

代からも承知しておりましたし、また子ども議会や地域住民からも多く意見としてお聞きをいたしております。公園の整備につきましては検討を進めてまいりたいと考えているところであります。それにつきましては、まずはどのような公園にすべきなのか、また整備場所としてはどこが適しているのかなど基本的な事をまちづくりの総合的な観点から整理していく必要があると考えています。そしてそれらの公園整備の基本構想として取りまとめていきたいという風に考えております。この公園整備の基本構想の策定には早めに着手していきたいと考えておりますが、関係課と協議を行いながら実施時期については決めていきたいと現段階では考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 多くの子育て世帯が期待を持っているマニフェストでございます。今後も進捗を見守りたいと思います。

次に文化のさらなる振興という点について町長にお尋ねいたします。

まずこの文化・芸術という点について、漠然としておりますけれども、少し具体的にどのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 文化・芸術の充実という私のマニフェスト項目についてのご質問だという風に思いますが、今回の私のマニフェストにも芸術文化のさらなる振興ということで掲げさせているところであります。町民の豊かな人間性や創造性などを育む上で芸術文化に触れ合う機会を作るということは非常に効果的な手段だという風に考えております。そういったことで今後は町民のニーズ等もしっかりと把握しながら、こういったことができるのかということをもまずは考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今答弁いただきましたように文化や芸術の振興は自治体としても重要な仕事の一つという風に考えます。将来さらに町の文化や芸術を守り育てていくためにも文化や芸術に関心や理解を持つ子どもたちを育てていく必要があるという風に考えます。そういった点で優れた文化芸術に触れる機会、非常に子ども達にとって少ないという風に思っております。子どもたちの豊かな感性や想像力、人間性を育む学校での文化芸術教育にさらに力を入れるべきだという風に考えておりますけれども、この点について町の認識をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） はい、お答えいたします。子どもたちが芸術文化に触れ合う機会をもっと増やせばというようなご質問でございますけれども、ご質問の子ども文化芸術鑑賞の拡充ということだと思いますけれども、子どもから大人まで全ての世代に対して芸術文化に触れ合う機会というものは作っていきたいという風に考えております。先ほども申しましたけれども、そのためにも町民のニーズというものをしっかりと把握しながら推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。



○9番（井芹しま子君）　そうですね。文化芸術、子どもたちだけではありませんけれども、やはり将来の町の発展を見据えた場合にですね、この文化芸術というのは大きな貢献をするものでございます。子どもたちがどう育つのか、そういった点では子どもたちも、そして大人も含めてそういった点では大変重要な課題という風に考えますので町長の言われます通り更に検討を進めて実現するようにお願いをしたいと思います。

最後に学校では子どもたちの学びの場の拡充と支援についてお尋ねをいたします。新聞報道によりますとコロナ禍や物価高騰で子育て世帯の家計も一層厳しくなる中で子どもたちの教育格差が広がっていると報道しております。総務省の家計調査でも2022年の世帯収入別の学習塾など教育支出が年収200万から500万円世帯で軒並み減少する一方、1,250万円から1,500万円の収入世帯は大きく増えています。一般的に若い子育て世帯の収入は高いとは言えず、習い事や学習塾へ通わせる余裕がない家庭も多いのではないのでしょうか。所得の格差が子どもの教育環境に影響を与えているとすれば様々な可能性を持つ子どもたちの可能性を引き立つ、また高める学びの場を自治体としても検討すべきではないかという風に考えます。学びの場と言いましても様々あるという風に思います。英語やピアノ、書道、そろばんなど多くの習い事もありますし、そういった点で公民館活動の一環として1つでも2つでも拡充することができないのか尋ねをいたします。またその場合、費用の助成なども含めて検討を求めていきたいというふうに思いますけれども、町としての見解を求めます。

○議長（宮本修治君）　社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君）　それでは子どもたちの遊びの場ということで公民館活動ということでの現状を説明させていただきます。現在公民館主催講座といたしまして子ども講座を実施しております。子ども講座につきましては町内の小学校の学童保育に出向きまして、エコバックや子どもの遊具作りなどを実施しているところでございます。

また公民館の自主講座といたしましてキッズダンス教室、英会話教室を開講しております。また本年度につきましては英語講座の新しい講座も開講しているところでございます。また生涯学習センター、ギャラリーモールでは環境教育の作品や人権週間に合わせた作品、給食月間の作品など子どもたちの作品展示も実施をしているところでございます。

近年につきましては小学校の授業で作成しました作品やご家族での作品展示など、その成果を披露する場として利用もしているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君）　井芹議員。

○9番（井芹しま子君）　すでに英会話については今年開講されているみたいですがけれども、そういった点でもう少し充実をさせていただければというふうに思います。子育て世帯にとりましては色々ニーズもあるかという風に思いますけれども、町長も所信表明で少子化問題は最重要課題と述べられましたように子育て支援、また子育て環境の拡充は不可欠だという風に思います。甲佐町が本当に子育てしやすい町になるためにこれまでの住宅政策に加えて子育て世帯が求める支援に耳を傾けながら全ての子育て世帯が享受できるような支援拡充を求めたいという風に思います。これを求めて私の一般質問を終わらせてい

ただきます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく昼食のため、休憩します。午後は1時から再開いたします。

---

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に8番、福田謙二議員の質問を許します。

8番、福田謙二議員。

○8番（福田謙二君） では質問させていただきます。最初に道路整備ということであげておりました①、②とありますけれども、②の里道整備の方から質問しますけれども、議長よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では里道整備について質問をいたします。里道は地域住民にとりまして大事な生活道路であります。里道を整備する場合、重機借り上げ、原材料支給ということで今なっているとありますが、地元が工事をされる時にはなかなか工事をする人がいない、高齢者が多くて土木経験者もいない、そして素人だけではなかなかできないということで地域から要望があってもなかなかできない状況でありますので、里道整備について整備の規定ですかね、どのようになっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは里道の整備の規定はあるのかということですが、今おかれております現状と課題、それと整備規定についてご説明をさせていただきます。法定外公共物、里道は国から町に譲与され町で現在財産管理を行っております。施設の維持管理につきましては普段から利用される地域、集落の方で維持管理をされることが原則となっておりますが現在、人口の減少や高齢化の影響で里道の維持管理ができないことが地域の課題となっております。町の支援策といたしましては維持管理に必要な原材料の支給、重機の借り上げ料を支給する制度がございます。それと平成28年に甲佐町法定外公共物整備要綱を定め、地域での整備が困難なものについては町で整備を行うことができるようにしております。その規定が対象となる里道は自動車の通行が可能なもの、公道を結ぶ路線であること、里道の延線に2個以上の住居があり不特定多数の人が利用される里道など要件を満たす里道につきましては、町で整備することが可能となっている規定を作っております。この際、里道の拡幅については必要な場合には用地は無償で提供となっております。また国の交付金事業を活用した狭あい道路整備等促進事業があります。この事業は里道の4m未満の道路を4m以上に拡幅して整備する必要があり、補助率は2分の1という規定となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 今答弁で狭あい道路整備等促進事業、これが国の交付金事業で4

m未満の道路も4m以上にすることがあるということで補助率が2分の1ということで今お話がありました。そういう中でこの残りの2分の1は町ですかね。それとも地元の負担になるわけですかね。これをする場合は。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そこは残りの補助残分につきましては町が負担することとなっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） ではその点です。その4m未満を4m以上に広げるということは今までその里道の要望の中でそういったところはありませんでしたでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） これまでに下田口地区と南三箇地区の2件を実施しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） ではその里道整備の今状況はどのようになっておるのかお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 近年の里道整備の状況につきましては、里道整備の要望箇所は現在13件程度ございます。一定の要件を満たす路線の中で実際に整備している路線につきましては年間1箇所程度で町の維持工事の方で対応をしております。整備内容で多い内容につきましては地域で対応ができないアスファルト舗装の打ち替えが大部分を占めております。実施につきましては里道の要望箇所の調査を行い通行量や危険などを考慮し優先順位をつけて対応することにしてはおりますが、町道の維持費の予算の中で行っておりますので町道の維持管理補修の箇所と比較を行いまして、現在里道の整備も行っているような現状でございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 要望が13件あるということで年間に1箇所程度ということでございますけれども、年間に1箇所もできない場合もあるということですよ。ということは13年以上はかかる、もしも順番で行ったら13年以上かかる場所もあるということですよ。そういう中において里道整備の要望というものが何箇所もありますけれども、現状の予算規模では何年経っても整備ができないような状態ではないかと思えます。ついでにこのことについて町長の方にどうか予算確保をどうかやってもらいたいと思えますけれども、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 里道整備についての予算確保についてということのご質問ですが、集落内の道路につきましては私もこれまで各集落を周らせていただいた時に道路の老朽化が進み、特に舗装の痛みが激しいところがあることは感じたところでありました。また行政区要望でも集落内の町道、里道の整備要望がかなり上がっていることも承知いた

しております。今後道路の維持管理には多大な経費がかかりますので中長期的な考えのもと計画的に整備をしていきたいと考えているところであります。予算増加につきましては全体的な整備費用を把握した上で整備の方法、補助事業への移行などにより整備効果が出るよう検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 昨年度がふるさと納税の方が13億8,000万、それから返礼品、委託料の残りが4割ぐらいということで5億8,000万ぐらいふるさと納税で町に入ってきているということでございます。このようなふるさと納税を利用して里道整備の予算を増額はできないのでしょうか。町長どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではふるさと納税の収益で里道整備の方はできないかというご質問ですけれども、ふるさと納税の用途につきましてはいろんな規定がございます。その中で安心安全なまちづくりのための事業ということでふるさと納税の収益分を里道整備に使えるかどうかといえは使うことは可能かという風に考えます。ただふるさと納税の収益分につきましてもいろんな事業計画等がございますし、これにつきましては先ほども答弁いたしましたように中長期的な考えのもと計画的に整備をしていきたいという風に考えているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） ありがとうございます。是非この里道整備に予算を増額していただいて大事な生活道路でございますので町民の期待に答えるようにしっかりと努力していただいて期待しておりますのでよろしく願いいたします。

では次の質問に参ります。龍野地区の県道稲生野甲佐線、それから町道大峯線、それから町道下知行幸野線の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは現在道路改良が行われております龍野地区の道路整備の状況についてご説明をさせていただきます。まず県道稲生野甲佐線の進捗状況は現在龍野ふれあい広場から城平橋まで約250mの区間が改良予定でございます。令和5年度には家屋の移転に伴う用地保証の交渉が行われ、今年9月にはその地権者との代替え地等の場所が決まり3社による用地契約が行われる予定となっております。令和6年度中には家屋の解体が完了したならばすぐに工事の着手に入られる予定であります。工事自体の期間は約1年程度で完了する見込みとなっております。

次に町道大峯線につきましては用地取得ができない土地がありましたので令和5年度中、今年度中に幅員の見直しの変更設計を行い変更設計完了後に用地買収をする見込みでございます。県道稲生野甲佐線との改良工事区間と重複しますので県との協議を行いながら進めていきたいと考えております。令和6年度中には工事に着手し完了をする予定となっております。

次に町道下知行幸野線につきましては地元説明会を経て8月までに道路用地となる

用地契約、登記が完了しましたので工事発注の準備を行っております。工事につきましては稲刈りが終わった後に工事発注することになると思います。こちらの工事につきましても今年度中に完了していく予定となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 県道稲生野甲佐線とそこから入ります町道大峯線、この県道稲生野甲佐線が用地交渉が行われて来年の6月には家屋の解体ということですね、ということは6年度に家屋が解体ということはもうその前に地権者の方は家を建てられて引っ越しされた後に家屋の解体というわけですね。そのようになってくると6年度中には出来上がるということですね。是非あそこの道路が一番見通しも悪くて難しいところでございますので、ぜひこの工事を進めていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。では道路整備については終わります。

では次に有害鳥獣被害についてを質問いたします。有害鳥獣の被害が増加傾向にあり、そしてその防止策として電気柵の設置が行われていますが設置後相当期間が経過し老朽化しているものがあります。国庫補助を使って設置していると思えますけれども、新しく機械を更新する場合、何年間を経過すれば更新できるのかお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えいたします。国庫補助を活用し設置した場合ですけれども、補助金の適化法に規定されている処分年限を経過しなければ更新、廃棄することはできないこととなっております。電気柵に関しましてはその期間が8年間、ワイヤーメッシュ柵に関しては14年間という風になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 年数に関しては理解いたしました。しかしこの電気柵というのは8年というのはちょっと長いように感じますけれども、町独自でこの期間を短縮するというようなことはできないのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 期間短縮ということでございますけれども、これにつきましては国の法律により規定されておりますので町独自で短縮するということはできません。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 今何年かの年に災害がっております。そういう中で災害の時に農地に土砂、流木等が入った場合、その電気柵が再利用できない場合、こういう場合も年数というものはどうですか、4年か5年ぐらいで土砂、流木等が入ってきてその電気柵が再利用できない場合、そういう場合はどのようになりますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 今までそういったケースというのはございませんけれども基本的に災害等でその電気柵が使えなくなった場合については国との協議になると思います。国に財産の処分計画というものを提出しまして、それが認められた場合には可能な

と、ただしおそらく多くの場合が災害等になった場合についてもその減価償却の残部分についての返還というのが生じるということが事例として多いのかという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） わかりました。それからこの電気柵、国庫補助の補助要件に3個以上という取り組みがありますが、なかなか3個以上の取り組みができない方のために1個でも補助をすることができないのか。その点どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 3個以上の要件ということですが、これについては国庫補助を利用する場合に3個以上の取り組みというものがございます。これは個人個人ではなくて地域の広い範囲での効率的に実施する侵入防止対策を支援するという事で定められております。しかしながら今年の4月の区長会議の中でご説明させていただいておりますが、その3個以上ではなくその区全体として計画を作っていただければ例えばこの大きい範囲で1回はると、そこに付帯したところで3個集まらなくてもここが必要だよと、区として必要ですよということで1件でもここを区の計画としてはりたいということであればこの1箇所についても対象となるということで今年の区長会議の方で説明させていただいております。ただこれはまだ区長会議で今年初めて説明をしておりますのでなかなか理解というかその認識というものがまだまだできていないのかなと思いますので、今年の11月ぐらいからまた要望調査を開始いたします。その時にまた区長さんを通じて回覧でまたお願いしますので、その時に文章をつけて分かりやすいような形で再度周知をしたいと考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） その電気柵は面積には関係ないわけですかね。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 電気柵の補助要件として面積の要件はございません。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） この電気柵の個人負担はどれくらいになっているのかをお願いします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 電気柵の個人負担ですが、今年度令和5年度で言いますと今内示の段階ですが国の補助率が92%ということで8%の個人負担と、昨年に関しましてが約91%ということでだいたい9割前後のところの補助率で推移しておりますので負担割合、個人の負担としては約10%前後のところになっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 分かりました。個人負担がだいたい1割程度ということでございます。先ほどの中に4月の区長会議で区長さん方にいろいろお話をされて地域住民の方に周知をしていただくということでございましたけれども、今現在も地域住民の方もこの内

容はあまりご存じないかと思imasのでぜひ区長さんを通じて地域住民の方に周知をしていただけるならば、それをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願しときます。では有害鳥獣被害については終わります。

次に交通弱者への支援についてを質問いたします。新たな公共交通対策の検討結果についてでございます。令和4年の6月議会で町営バスの件で一般質問をいたしました。その際に利用者増が繋がらないようであれば車体の小型化も含めて検討する必要があると答弁をいただいております。その検討の結果はどうなっているのでしょうか。よろしくお願します。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは町営バスのあり方について検討した結果についてお答えいたします。町営バスの利用人数は令和2年度4,025人、令和3年度4,820人、令和4年度5,573人となっており新型コロナウイルス感染拡大化で落ち込みから回復傾向にあります。ただ宮内地区の小学生の利用者を除けば令和2年3,084人、令和3年度で3,015人、令和4年度で3,608人とほぼ横ばい状況ではあります。担当課としましては近隣町村の状況調査や類似市町村への視察等を行いまして現在運行しております町営バスに代えてデマンド型乗合タクシーを導入したいと考えております。詳細につきましては今月末に開催いたします地域公共交通会議にて承認を頂いた後に決定していきたいという風に考えているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 検討の結果は分かりました。デマンド型乗合タクシーの導入については町営バスの利用者の方にはいい方向ではないかと考えますが、今わかる範囲でいいですので事業内容について答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それではデマンド型乗り合いタクシー事業についてお答えいたします。先ほど答弁いたしました通り詳細についてはこれからになりますけれども、担当課で検討している内容についてお答えいたします。まずは先行して町営バスを運行している交通不便地域、宮内及び竜野地区に導入を行いまして利用者宅から現行の町営バス停留所の指定停留所、役場や熊本バス営業所、甲佐小学校前等までタクシーにより送迎することとし、運行については時刻表をもとに予約を受け付けまして予約のなかった便については運行しないという形を取らせていただきたいと思いますと考えているところです。また運賃についてはメーター料金の一部を利用者が支払い、差額を町が負担するというように考えているところになります。車両は自宅所有の車両、セダンおよびワンボックスタイプでの運行を考えており早ければ令和6年4月から開始をしたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 今の答弁の中で料金の一部を利用者が支払い差額を町が負担するというので今ちょっと言われましたけれども、この差額というのは今から協議をしてい

かれるわけですかね。それともだいたい決まっているわけですかね。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 利用者の支払っていただく金額については今後協議をしていますが今町営バスが200円ですのでそれを基準に検討していきたいと考えているところで。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 分かりました。ではデマンド型乗合タクシーを導入した際の予算について町営バスと比較した場合どうなるかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） デマンド型乗合タクシーを導入した場合の予算についてお答えいたします。令和4年度の町営バスの運行委託につきましては997万3,000円という風になっております。あくまでも試算ですけれどもデマンド型乗合タクシーを導入した場合、町営バス運行委託料より低廉な価格となった上で乗客の利便性は高まるためより効果的な地域公共交通の運営を図ることができるものと考えているところで。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） いい方向に来年の4月頃から開始したいということでございますのでぜひそのようにやっていただいて1年ないし2年ぐらいの状況を見られてまた今後いろいろ検討していかれるかと思っておりますのでいい方向にいていただきたいと思っております。

では次に免許証返納者への支援というのはどのようになっているのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 免許返納者への支援についてお答えいたします。現在特段免許返納者に対して支援策は講じておりませんが、熊本県で支援をされております免許返納支援制度というものがあまして、これについては熊バスさんの運賃が割り引かれるということになっております。この免許返納者支援制度とは免許返納者割引乗車証を提示することで通常料金の半額で乗車できるものという風になっております。対象者は県内に在住の65歳以上の人、また免許返納割引乗車証の発行は免許返納際に発行される申請による運転免許証の取り消し通知書または運転経歴証明書、および顔写真を持ってバス事業者の営業所で手続きができるという風になっているところで。また免許返納者に限らず交通弱者対策としても谷田病院が通院支援をされておられます。これについてはやつだ健康友の会という形で甲佐町、御船町、美里町が対象になっているところでございます。あと町で支援しましたマルエイが実施されております移動販売の事業を展開をされており、高齢者の主な外出目的である通院や買い物について民間でのサービスが拡大している状況にあります。このような中デマンド型乗り合いタクシーを導入し免許証返納者に限らない新たな交通手段としての確保につながるよう考えているところでございます。また先ほど答弁しましたとおり先行して宮内地区および竜野地区に導入を行いますので課題等を精査しながら将来的に町全域に運行範囲を拡大することで交通弱者及び免許返納者への支援に



つながればという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 今熊本バスさんからの運賃の割引をされていると言われました。この割引というのはどのくらいの割引があるんですかね。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） バス料金の通常料金とありますけれどもその半額、2分の1ですね。ただ10円未満については切り上げになりますので10円単位にはなると思います。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 甲佐だったら熊本市内にも熊本バスも利用するわけでございますけれども、熊本バスがあるところは全部がいいわけですかね、これは。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 一応これ県内全域で、熊本県の支援ですので県内全てが対象となると思います。あと県内のバスの会社がありますけれども、それもそれぞれ取り組まれておりますので一応本町で行きますと熊本バスさんが通っておりますので熊本バスさんを例に上げて説明させていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 免許証返納者にはその証書がもらえてそのバスを利用するときはその証書を見せたら割引ができるということですね。そういう制度があるということをお私ほんと申し訳ないですけども、勉強不足で初めて知りました。免許証返納者の方にはこういう制度があるよということを知っていただくためにも周知をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。これで私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました

○議長（宮本修治君） これで8番、福田謙二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。1時40分から再開いたします。

---

休憩 午後1時32分

再開 午後1時40分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番、鳴瀬美善でございます。

一般質問通告書によりまして質問をさせていただきます。

まず初めに質問事項1番といたしまして熊本甲佐総合運動公園の維持管理と子供が安心して遊べる公園としての活用の見直しということでございます。熊本甲佐総合運動公園につきましては供用開始から今日まで多くの方々に利用され、これからの活用が多いに期

待できると思っていた矢先に、去る7月3日の豪雨災害により施設全般にわたり甚大な被害を受けたものでございます。本件につきましては先の全員協議会を始め8月25日に開催されました臨時議会におきましても執行部より説明をいただいたところでございますけれども、今回の質問の要旨につきましては、当該施設の復旧をはじめとし国が進める河川整備計画との広域的かつ一体的な整備促進の必要性和将来にわたり当施設をどのように維持管理していくのか、その両面に視点を置いた質問とさせていただきます。

初めに1番といたしまして熊本甲佐総合運動公園の浸水被害の状況と復旧の目途について各施設ごとの被害額並びに復旧の目途について説明をいただき、合わせて災害発生当時の降雨の状況、特に今回は本町よりも上流域の降雨による河川の氾濫と考えますことから関係する流域の時間雨量やダムの放水量などの説明を求めるものでございますが、先ほど佐野議員の一般質問の中でこの件につきましては建設課長の答弁をいただいておりますので、上流域の降雨等については説明は不要とさせていただきますので被害額並びに復旧の目途等について説明をお願いいたしますと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは熊本甲佐運動公園の施設ごとの被害の状況と復旧の目途についてご説明をさせていただきます。施設ごとの被害額は現在災害査定に向けて調査を行っておりますので、先日の全員協議会で報告をさせていただきました金額で説明をさせていただきます。テニスコートの被害額は2,000万円、天然芝サッカー場が300万円、人工芝のサッカー場が2億4,000万円、野球場が1億700万円、ソフトボール場が2,300万円、多目的広場が3,000万円、園内の設備復旧費が700万円、総額の4億3,000万円と説明をいたしております。復旧の目途につきましては先日8月25日の臨時議会において4億2,800万円の追加補正予算案を認めていただきましたので、現在は災害査定に向けての調査を行い査定設計書の作成を行っております。災害申請額につきましてはその後の調査により減額となる見込みとなっております。今後の日程は災害査定が今月の9月21日に実施されることが決定し災害査定受検後、直ちに実施設計書を作成し、入札、契約の手続きに入っていきたいと考えております。工事契約につきましては議会の議決が必要となる契約となりますので改めて議会の皆様方にはお願いすることとなります。工事につきましては非出水期の10月中に工事着手ができるよう進めていきたいと考えており、工事完了につきましても資材等の搬入次第ではございますが、来年令和6年3月末を完成を目指して行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 復旧の目途については説明いただき本当にありがとうございました。先ほど上流域の流域の降雨とかダムの出水についてはもう不要ということで申し上げました。先ほど建設課長の説明を私もいただかせていただきまして、その中で思うことはやはり上流域で今回山都町並びに美里町等で上流域で降雨があった時、特に今回の総合運動公園の直上流と言いますか中甲橋の上流に美里町側からの釈迦院川、あるいは津留川、この地形的なもの、美里町の小笹というところがありますけれども。皆さん方もご存知と

思いますけれども、片方からは津留川、片方からは釈迦院川が合流し、そしてその流れが1本になってあの急峻な地形の中をものすごいスピードと流量で中甲橋の上流に流れ込むということでございます。おそらくここまで入ってくる時間的なものはおそらくそう余裕がないような時間帯で流入が行われると私は思います。そういったことの地形的なことも皆さん方は把握していただいて中甲橋の上流で緑川と合流した場合、今質問しております総合運動公園は益城橋のすぐ下流にあります。その合流点からそこまでの距離はもっと短い距離でもっと早いスピードで水が増えて流れてくるという恐れがありますのでその辺は十分課長さん方も把握をしていただきたいと思います。

そういうことも踏まえてさきの臨時議会の中で奥名前町長が答弁をされた中に、今回の総合運動公園の復旧に際して堤防のかさ上げや水制工の整備など国土交通省へも要望を行っているということをお聞きいたしました。国土交通省並びに熊本県におかれましても8月31日の熊日新聞の記事の中で気候変動に伴う水害の激甚化に対応するため河川整備計画を変更すると明らかにされておられます。先ほどの堤防のかさ上げや水制工についてはおそらくその施設この総合運動公園の施設のおそらく上流側あるいは側面の堤防のかさ上げと私は判断をいたします。

ただ今回の被災については総合運動公園の下流側にありますヘリポートというところと分かりやすいかもしれませんが、ヘリポート下流側の緑川左岸の護岸の崩落あるいはその越水による近隣農地への冠水の被害の話も伺っておるところでございます。合わせて近接する星の川団地や個人の住宅への冠水被害あるいは馬門川の内水氾濫など緑川の増水を起因とする災害も想定されるんじゃないかと私は思うところでございます。そういったことも踏まえて施設周辺を含めた上流だったりその下流だったり、その施設を中心とした上下流をある程度広範囲な河川の整備計画の変更の立案と言いますか、そういったことを町としては国土交通省に提案をされていってはいかがなものかという思いで質問をさせていただきたいと思っております。この質問については担当課長もしくは政策的なものがありますので、できれば町長の方に答弁を求めたいと思っておりますけれども。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。ヘリポート下流の農地まで小堤防の整備を要望できないかということでございますけれども、堤防の整備につきましては国土交通省との協議が必要となります。実施可能な事案かどうかを協議した上で要望についても検討させていただきたいという風に考えます。今回の緑川水系河川整備計画策定見直しは報道機関にも公表されている通り、新たな視点として気候変動と流域治水を踏まえた計画へと変更されることとなっております。町では竜野川との合流点整備、堤防の強化などを取り入れてもらい安心安全の河川整備を推進していきたいと考えております。また緑川は河川空間を利用した地域住民の憩いの場として公園整備などを行ってきましたが安全性、利便性を向上させる施設になるよう河川環境整備にも反映させていただくよう意見を申し上げていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） その辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2番目の質問に移らせていただきます。2番目の質問といたしまして利用者、個人、団体への継続的な利用への支援やサポートの考えはということでございます。はじめに 利用件数や人数について担当課の方から資料の提供をいただいておりますので総合運動公園の利用人数や件数について説明を求めたいと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） それでは資料を提出しておりますのでそれによって説明をさせていただきます。説明につきましては全施設で供用が始まりました令和4年度についての説明でよろしいでしょうか。それでは施設ごとに説明をいたします。なお団体数につきましては延べ人数になりますのでよろしくお願ひいたします。

まず人工芝サッカーコート244団体614件、利用人数につきましては2万5,830名、天然芝サッカーコート68団体90件6,332名の利用、テニスコートにつきましては234団体330件6,505名、野球場、こちらにつきましては6月からの供用になります47団体65件3,104名の利用、ソフトボール場こちら6月からになります22団体51件2,599件、全施設での合計615団体で1,150件4万4,370名の利用があったところです。1番右側に資料で書いておりますけれども利用人数の前年比でいたしますと185%の増、大体昨年からいたしますと1.8倍の利用増になってにぎわいを見せていたところでの今回の被災になったところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 何でこれ聞きましたかと言うと、非常に供用開始から多くの人たちが利用されていることは被災前におきましては目にするとところがございました。やっと軌道にのってきたなと思う矢先のこういった災害の中で令和4年度の数値でしたけれども、4万4000人を超える方達が利用していただいたということでございます。質問につきましては被災した直後より多くのボランティアの方たちがサッカー場を始めとして泥かきなどを実施していただきました。特に当施設を利用いただいているサッカーチームの選手や関係者の皆様をはじめとし、地元や町外からのボランティアの皆様には本当に感謝を申し上げます。当施設を拠点として練習や各大会の開催を計画いただいていた方たちの新たな練習場の確保や利用計画の見直しなど大変ご苦労されたことと推察を致すことから、利用者への支援やサポートなど特にこれまで利用されて来られた関係団体の状況と施設復旧後の積極的な利用についての提案等の考えについて町はどう考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 本当にボランティアで泥かき等やっていただきました方につきましては本当にありがとうございます。この場を借りてお礼を言わせてもらいます。

まず定期的に利用されておりました町内の関連クラブチームに関しますとサッカー場につきましては地域総合型スポーツクラブのサッカーチーム、また九州女子リーグの熊本

ルネサンスがあります、そちらに関しましては現在は甲佐中学校のグラウンドや緑川グラウンドにて活動を再開をされているところでございます。野球場を利用しておりました大福ロジスティク硬式野球部に関しましては砥用のB&Gのグラウンドにて活動を行われております。また総合グラウンドで当初多くのサッカー関連の大会やリーグ戦を予定しておりましたが、そちらの団体につきましては嘉島町のコートや益城町のコートなど県内のグラウンドをそれぞれの団体で確保して開催をされるということでお聞きをしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この方たちが今一番私が心配したのが被災になってどこで練習をされるのかというのが一番心配ではありました。多くの方たちが利用されていざ被災して新しい練習場を確保するにも町も何か応援してあげるのかなという思いがあったので質問をいたしたところであります。今回は益城町や嘉島町といったところと砥用、美里町のそういったところで練習の拠点が見つかったということで1つ安心したところでございますけれども、この施設が復旧した後にこの方達がまたこの総合運動公園を利用される場合に戻ってこようとした時に、今までのような使用が予約してできるのか、そして優先というのは失礼ですけれども、やはりもう他のチームが入ってるけんあなたたちはできませんよ、というようなことであってはやはり非常に困るかなという思いもありますので、この方たちが新しい総合運動公園が復旧した後に利用される場合について何か町は応援というか支援をしてやるような考えはありますか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 団体への支援ということですが町の公共施設ですので優先的な利用ということではできかねるところがございます。ただ年度当初に大規模な大会や地域のスポーツ振興を目的としたイベントのために年間予約を受け付けをしております。そちらの団体につきましては復旧の目途が立ちましたらいち早く連絡を入れてお知らせをしたいと考えているところでございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ぜひそういったことをしてあげていただきたいと思います。今回先ほど話もしましたがけれどもこの課長の答弁の中でも嘉島町とか益城町とか美里町の支援というのがありましたけれど、こういったものは多分私は町の職員の方とかやはり今までの近隣町村との接し方、付き合い方、そういったことがあって何らかのアクションを起こして支援が求められたんじゃないかと私はそう思います。特に益城町や嘉島町さんだったり本当にありがたいことだなと思います。やはりこういうことは日頃から職員の皆さん方が困った時はお互い町村を越えて助け合うような関係性を持って今後もやっていただきたいと思っております。

次の質問に行きます。次の質問につきましては3番目でございます。総合運動公園内にある多目的広場での子供の安全性確保と新たな場所への公園の整備の考え方についてでございます。先ほど建設課長の答弁の中にもありました多目的総合運動公園内の多目的広

場についても浸水をして被害が出たということでございます。それを受けての質問にもなりますけれども令和4年の6月定例会におきまして私の一般質問の中で子供が遊べる公園の整備と公共トイレということで新しく新設はできませんかというような質問もいたしました。その中で当時の担当課長の答弁では新たな公園の設置については現在町としては計画しておりません。本年度末に完成します総合運動公園内の多目的広場を子供たちの新たな遊び場として考えております、という旨の答弁をいただいたところでございます。ただ今回、多目的広場も浸水したということで今後将来にわたり本当にこの場所が子供たちの遊び場になるのかということと子供たちが安心して遊べる場所は交流人口の増加や定住促進、子育て支援など大きく関係する要素の1つと私は考えております。安全で安心して子供が遊べる場所の再検討はできないか、本質問につきましては新町長であります甲斐町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） はい、それでは安全で安心して子供が遊べる場所の再検討についてお答えいたします。議員おっしゃられるとおり熊本甲佐総合運動公園内の多目的広場を新たな子供の遊び場としておりましたが、議員がご心配の安全性につきまして7月の豪雨により多目的広場も浸水いたしました。多目的広場に限らず総合運動公園の利用者の安全確保は絶対なものと思っております。利用者への安全対策には今以上に管理運営を徹底させていきたいと考えております。また安全で安心して子供が遊べる場所の再検討ということでございますけれども、先ほど井芹議員の一般質問でも答弁いたしました通り、マネフェストの1つの項目であります子供が安全安心に遊べる遊具を備えた公園の整備につきましては基本構想策定から進めていきたいと思っております。場所の選定も基本構想の中で定めることにはなりますが、子供が安全で安心して遊べることはもとより交流人口の増加また活力の再生、創生といった町づくりの総合的な観点から候補地を選定していきたいと考えております。以上です、

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ぜひ検討から研究へ進めていただきたいと思っております。それでは本質問の最後といたしまして4番、今回の災害を教訓とした維持管理のあり方についてでございます。当該施設の維持管理につきましては建設時より今日まで十分な維持管理がなされてきたと認識しております。週末や夜間にも多くの方々が利用される施設として定着してきた矢先の今回の被害でありました。今回の災害を教訓とした維持管理のあり方について検討されたものがあればお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 大雨が予想されます時の早期対応といたしまして施設内のネットの巻き上げを行い冠水時に流れ込む木々などの被害を最小限にとどめることを実施しておりましたが、今回のように予測できない短時間での冠水を想定いたしましてネットのまくり上げだけではなく梅雨時期や台風の進路などの気象状況などをより注視し

ながら流出の恐れのある設置備品の早期撤去の実施を行っていきたいと考えているところ  
です。以上になります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。それでは次の質問事項に移らせていた  
だきます。質問事項の2番、マイナンバーカードの登録と総点検ということで質問をさせ  
ていただきます。国が進めるマイナンバーカードの登録につきましては各自治体でも推進  
され多くの方が登録をされて来られていると伺っております。しかしながら一方で個人情  
報の誤登録や紐付けのミスについても新聞や報道等で見聞きすることも多くなっておりま  
す。デジタル化の推進により国民の暮らしがしやすい社会になることはいいことだと考  
えておりますが、多くの方がそのメリットや効果について分かりにくいと思っておられ  
る方々の声も頂いております。そのようなことから質問をさせていただきます。

初めに現在までの登録者数とその率はどこまで進んでいるのか、またカードを返納さ  
れた方もおられるのではないかと思いますので合わせて説明を求めます。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） まずマイナンバーカードの申請率でございます。8月31  
日現在でマイナンバーカードの申請数が8,910人、申請率が86.29%でございます。交付数  
は8,162人で交付枚数率は79.45%となっております。カードの返納者数につきましてで  
ございますが、現時点で6名でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今防災無線でも流れております通り、やはり行政の方でも強く推  
進をされて来ておられるとは十分分かります。そういった中で私も登録はしているん  
ですけれども、なかなか利用したことがございません。そういったことも踏まえてカードの登  
録のメリットとか効果、この辺がなかなか住民の人たちもわからないんじゃないかと思  
うところがございますので、その辺のメリットとか効果をわかればもう1回教えていた  
だきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） マイナンバーカードのメリットと言いますか活用法で  
ございます。マイナンバーカードはマイナンバーの提示と本人確認とが同時に必要な場  
面ではこれ1枚で済む唯一のカードとなっております。また健康保険証としても利用  
できるほかオンラインで確定申告、パスポートの更新、転出届ができるなどのメリッ  
トが現時点でございます。マイナンバーカードの利活用につきましては今後行政機  
関だけではなく民間事業者においても拡大するといった計画になっております。以上  
でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 保険証や障害者手帳、住民税等の誤登録の有無ということで  
質問をいたしますけれども、8月9日の熊日新聞に掲載されておりましたけれども、  
保険証や障害者手帳、住民税等の誤登録の発生報道がなされておりました。そう  
いったのを受けると本町においてもそういった誤登録があったんじゃないかなとい  
う思いもかられてまいり

ます。その辺については誤登録があったのかないのか、その辺について説明をいただけますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） まず誤登録の有無でございますが、本町においては現在のところまで発生しておりません。詳しく説明させていただきます。

まず健康保険証、介護保険証についてでございます。甲佐町国民健康保険、後期高齢者医療保険及び甲佐町介護保険に加入されている方につきましては資格情報は手入力、手作業での入力ではなく住民基本台帳に登録されている情報が健康保険証等の資格情報として反映されるため誤登録は生じないようにしております。住民税についても同様でございますが、住民登録外課税者の紐付け手順に問題があったため誤登録が発生した事例が8月8日現在で沖縄県で1件報告されております。本町におきましてはそのような事例はございません。また8月に新聞などで8,441件が判明していると報道されました健康保険証の誤登録についてでございますが、健康保険組合等の保険者が就職、退職や扶養の範囲が変わった場合など資格取得や資格異動を行う際に別の方の情報を誤って登録したもので当該保険者によって総点検を実施し誤った資格情報につきましてはデータ修正が行われています。障害者手帳につきましては9月6日にデジタル庁が個別データの総点検を都道府県等に要請しておりまして、今後作業に入っていくことになるかと存じます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今課長の説明では誤登録はないということで説明をいただきました。誤登録や紐付けという言葉が新聞等に出てきますので何かの情報がついているということが紐付けだと思えるのですけれども、その紐付けミスがもしあった場合、今は誤登録がないということでございますけれども、誤登録や紐付けという言葉が出てきますのでそういったことが今はないのですけれども、あった場合とか、なくても何か町民の皆さんが安心するように再点検というか総点検するようなことは町としては考えておられないのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 紐付けに関してご心配というかご不安をお持ちの方につきましてはスマートフォンのマイナポータルアプリまたはパソコンで接続しましてマイナポータルサイトというところで、どのような紐付けが行われているか確認することができます。そういったスマートフォンやパソコンをご利用になられない、使うことが困難な方につきましては役場の住民生活課にマイナンバーカードと4桁のパスワード、わからない、忘れてしまった方はまた登録できますが、マイナンバーカードをお持ちいただくと確認のお手伝いをさせていただきます。以上です

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） なんでこの質問をしたかと言いますと本当に早くからマイナンバーカードを私も作っておりまして、まだなかなか利用したことがないと先程言いました。



いろんな方とお話する方でマイナンバーカードのお話もたまに出てきます。そういった中で作ったがよかでしょうかなという方もおられるんですよ。そういった方にこっちからそれは是非作った方が良かったですよと言ってあげたいんですけども、そういった効果とかやはり不安に思われている方が多いということで質問をいたしました。ただ今、課長の答弁の中にもありました通り、いろんなスマホだったりサイトだったり、あとはわからない時は町にでもうかがってサポートしていただくというようなことであれば私たちも町民の方から聞かれた時に推進して行きやすいような思いにはなると思います。保険証として使わなければ一番健康だからいいと思うんですけども、やっぱ往々にして保険証の代わりとして使ったりやはり住民税だったりいろんな場面で還付金だったりなんかでそういった紐付けた案件について利用するときは出てくると思いますので、そういった時のサポートについては安心してできるようにお願いしたいと思います。これまでも防災無線で先ほど流れよとも聞きました。休日とかでもサポートしていただいて利用促進で作っていただいているということもお聞きしております。このようなことを踏まえてやっぱ町民の皆さんが暮らしの中でマイナンバーカードが本来の機能を十二分に発揮できて安心して使っていけるようなやっぱ安心安全な町であって、それをサポートするのが私たち執行部の方々、議会だと思っておりますので一緒になって推進をしていければなという思いで質問したところでございます。以上をもちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。2時25分から再開します。

---

休憩 午後2時16分

再開 午後2時25分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐良二でございます。一般質問通告書に沿って順次質問をさせていただきます。本日、私は甲斐町長が掲げられております2023年マニフェストの自身についてご質問をさせていただきます。こちらのマニフェストでございますが、皆さんも選挙期間中とか必ず一度は読まれていることだと思っております。また甲斐町長におかれましては8月の町長選挙におきまして新しく町長に選ばれたわけでございます。不安もあるとおっしゃっていらっしゃいましたが町政を執行される最高責任者として身が引き締まる思いで今そちらに座っていらっしゃることと思います。

さてこのマニフェストでございますが、大きく4項目、それから小さく34項目に分かれておりまして、奥名前町長のマニフェストと一部重複する部分もございますが、そちらにつきましてはこれまでの奥名町政を引き継いで行かれるものという風に理解をいたしております。甲斐町長におかれましては当選直後の地元新聞社のインタビューにおきまして

こういう風におっしゃっておられます。特に強調するのが若い世代の移住定住の促進策だ。人口1万人割れが目前に迫り、このままでは町の発展は望めないし町政運営にも支障が出る。早急な対策が必要、という風に述べられ危機感をあらわにされておられます。定住促進の強化策については町が進めておられます定住促進指定団地の新たな造成、または甲佐町定住促進事業の中での定住助成金等の拡充、そういったものがございしますが、町長が現段階で考えられていらっしゃる具体的な定住促進の強化策をお聞かせいただきたいと思ひます。お願ひします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。定住人口増加対策として宅地開発の推進及び定住促進に向けた取り組み強化の想いと具体策はということで、私のマニフェスト項目の1つで掲げておりますものに対してのご質問だという風に思ひますが、まずは取り組みへの思いといたしましては、やはり本町が抱える社会問題の中でも特に少子高齢化の進展といった問題は重要課題であり、また喫緊の課題であるという風に捉えております。従来から本町では定住促進に向けた各種事業を展開してきており、これまで大きな成果を上げてきていると考えておりますが、それでも若い世代の人口減少傾向には歯止めがかかっていない状況であります。このような状況を打開していくためにはこれまで実施してきた各種定住政策のブラッシュアップを図るとともに、新たな定住施策にもチャレンジしながら若い世代の定住人口増加に向けて対策を行っていく必要があるという風に考えております。具体策といたしましては、まずソフト面では子育て支援や教育環境等のさらなる充実を図りながら若い世代に魅力あるまちづくり、若い世代から選ばれるまちづくりに取り組んでいく必要があるという風に考えます。

また一方ハード面での宅地開発の推進に関しましては、本町では土地の有効活用を図るため甲佐町国土利用計画を令和4年12月に作成しております。これに基づきましてまずは民間事業者が本町に宅地開発をしやすいような支援策を整えていくことがまずは第一ステップだと考えております。本町では民間事業者に対し宅地開発を誘導するため甲佐町開発行為等支援要綱というものがございします。しかしこの要綱は平成9年に策定されておりその後、補助金額については見直しが見直しが現在なされていない状況であります。策定から約30年が経過しようとする中でその間、社会情勢は大きく変化している中でこの要綱が今の時代に適しているかどうかを改めて再評価して、そして民間事業者の魅力ある要綱に改正していく必要があると考えてます。

また合わせまして民間事業者によります集合住宅の建築を促すための支援策につきましても調査、研究を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁いただきましたが各種定住施策のブラッシュアップ、それから新たな定住政策へのチャレンジにもぜひ取り組んでいただきたいと思ひております。それと私も初めて知りましたが甲佐町開発行為等支援要綱、これが制定から30年経過しているということございしますので、時代にそぐわない部分がひょっとしたらある

かもしれませんので今後改正も検討なさるべきだという風に思っております。

それでは次の質問でございますが社会保障人口問題研究所の推計による人口推移については私は2年前の令和3年6月議会の一般質問においてお尋ねをしております。今後の人口の推計値についてと、その推計による人口減少が与える甲佐町での日常生活、経済、産業、そして行財政への影響というのは当時の企画課長の方から詳しい答弁を受けましたのでその件についてはお聞きはいたしません、この社人研の推計値というのはざっくりでございますが、1年間に100人ずつ減少していくように出ております。要は10年ごとに1,000人、ということは40年後には4,000人減ということで40年後の人口は6,000人弱という風に出ておまして、私はこの数値というのは危機的というより超危機的状況という風に僕は捉えております。ということでこの危機的状況を町長はどう捉えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

またその人口減少の中で第7次の総合計画の後期基本計画の中での令和7年度の人口目標値はどのように設定されていくのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） まず国立社会保障人口問題研究所が推定されております本町の人口の推定値について まずは簡単にご説明いたします。5年刻みで推計がなされておまして今後直近の2025年では9,608人、2030年では9,088人、以下10年刻みで紹介いたしますけれども、2040年では8,067人、2050年では7,131人、2060年では6,431人というような推計値が示されております。先ほど甲斐議員もおっしゃられましたように今後は10年間で約1,000人ずつ減少していくような推計値となっており、このような状況で人口が減少していった場合、日常生活への影響、産業、経済への影響、行財政への影響など様々な影響が考えられ非常に危機的な状況に陥るものと考えているところであります。このような状況に陥らないために町では令和3年3月にまち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョン改訂版を定め、その中で将来の目標人口についても設定をしております。この人口ビジョンでは最終的に2060年、令和42年の目標人口を約8,300人と設定しているところであります。そしてこの目標設定を達成しながら持続可能なまちづくりを行っていくための具体的な施策を取りまとめたものが甲佐町総合戦略でありますので、今後はこの総合戦略に基づき各種事業を確実に展開していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいまの答弁ではまち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョンでの2060年の人口目標というのを8,300人という風に目標を掲げられております。2060年の社人研の推定値が6,400人でございますので、その設定された目標というのは約1,900人上回っておりますのでぜひ各種定住促進事業を行っていただき、この目標を必ず達成しなければいけないという風に思っております。

次のお尋ねは熊本都市圏への若年層の転出をいかに食い止めるかという質問です。この質問に関しましても先ほどと同様、2年前の一般質問でお尋ねをしておりますので近年の熊本市内への転入、転出それから県内転出先の熊本市が占める割合というものを詳しく

答弁いただきました。町長もご承知の通り若年層の県内転出先の多くは熊本都市圏であります。若年層の方々には様々な進学、就職、結婚といったライフスタイルの変化がございますがこういったライフスタイルの変化のたびに、できれば転出しなくても良い環境づくりに向けた定住政策というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 熊本都市圏への若年層の転出を止める定住政策はということでお受けいたしますけれども、議員がおっしゃられる通り本町からの転出先は圧倒的に熊本都市圏地域が多く、また一方で本町への転入者も熊本都市圏地域からが最も多いと言った状況であります。熊本都市圏地域への通勤通学は可能と想定されますので、効果的な定住施策を講じることで転出者を減らし転入者を増やすことは可能であると考えます。

また先ほどのご質問でお答えしました人口ビジョン策定時のデータによりますと、結婚と同時に近隣の賃貸住宅へ転居されるといった傾向もあるようなことから、先ほどのご質問の際にご説明いたしました、その受け皿としての集合住宅の建設促進を図るとともに、子育て支援の充実、教育環境の整備、宅地開発の推進など様々な定住施策を展開しながら若年層を対象として進学、就労、結婚しても本町で生活ができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 是非ただいま答弁いただきました通り、特に若年層の定住施策につきましては今後の甲斐町長の手腕に期待をいたしまして今後注視していきたいという風に思っております。

次の質問でございますが私の地元でございます中心市街地活性化に向けた取り組みに対する質問でございます。町長はマニフェストの活力に溢れ、賑わうまちづくりの中で交流人口対策といたしまして中心市街地活性化を挙げられておられます。商店街につきましては近年空き店舗の増加をしていく中で私も在籍しておりました甲佐町商工会青年部によります甲佐蚤の市の開催によります交流人口の増加や活性化、また一般社団法人パレットによります古民家ホテルの開業といった明るい話題もございます。古民家ホテルにつきまして若干紹介させていただきますと、新型コロナウイルスが5類相当に移行されましてご承知の通りインバウンド需要が回復してまいりました。そのインバウンド回復後はフランスやオーストラリアの方、そして今月に入りましては台湾や香港といった方々のお客様も宿泊に来られたという風な報告を受けております。僅かではございますが空き店舗に出店される方もいらっしゃると思います。町長が考えていらっしゃるこういった中心市街地活性化に向けた具体的な政策、イメージでも構いませんのでお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではまずは甲佐町商店街を中心とします中心市街地活性化に向けた取り組みへの思いについてであります、私のまちづくりに対する基本的な考え方といたしまして本町の活性化を図る上でまずは核となる中心部分がしっかりと活性化して、そしてそれらが町全体に波及しながら町全体が発展していくことが理想だという風に

考えます。本町の核となる部分はやはり甲佐町商店街を中心とする中心市街地一帯だという風に捉えておりますが、ここ近年では少子高齢化、人口減少といった問題がこの一帯にも顕著に表れておりまして、新たに開設された店舗等もございまして、全体といたしましては空き地や空き店舗も目立ち、従来からすれば活気がなくなっているように見受けられるところであります。そこでまずはその中心市街地につきまして活性化を取り戻すための施策を展開していきたいという考えであります。その際の事業の進め方といたしましては行政のみならずその一帯にお住まいの方々や商工会さん、商店街を活性化させたいという思いを持っておられる有志の方々とともにアイデアを出し合う場をまずは設けていきたいと考えております。そしてその後、出された意見やアイデアを取りまとめた甲佐町中心市街地活性化計画を作成したいと考えております。その後はこの計画に基づき行政で支援できるものについて支援を行っていきたいと考えております。またこのような事業の進め方をすることによりまして共同のまちづくりの推進にもつながるものと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁がありました。甲佐町中心市街地活性化計画等が今後作成されることがあれば私も地元でありますので是非意見やアイデアを出していきたいという風に思います。

それでは最後の質問ではございますが企業誘致と同様に小さなお店、店舗誘致も進めるべきではないかという質問でございます。この質問につきましては先ほどからの話の通り甲佐町商店街にもかなりの数の空き店舗がございますので、空き店舗の解消という意味合いも含んでおります。甲佐町商店街空き店舗、空き地をいかに店舗を誘致し活性化を図っていくことも私は大切なことだと思っております。実は私も以前、嘉島町で飲食店を経営されている経営者の方から移転先を甲佐の方に、1つの候補地として甲佐の方に移転したいということで相談を受けまして、その飲食店経営者の方と一緒に私が知っている空き店舗それから空き家それから空き地、そういったものを一緒に見て回りましたがマッチングはしましたけれども、残念ですけれども移転まではいたりませんでした。本町においては熊本市圏に比べテナント料も安いだろうしそういった飲食店の方々においても食材が豊富に揃っているという風に、そういうメリットもあると思いますので町長におかれましてもこういった小さなお店の誘致についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 店舗誘致についての考え方ということでございますけれども、店舗誘致につきましては中心市街地活性化に向けた取り組みを進めていく際に、皆様方といろんなアイデアを出し合う中で当然空き店舗の活用といった部分も話が出てくると思います。蚤の市など町外の事業者が多く参加するイベント等を通じて魅力的な店舗を誘致していくことは当然ありだと思いますし、またその際には私のマニフェストの中に企業への支援、若者のチャレンジへの支援と掲げさせておりますけれども、それらを制度設計してそしてその制度と組み合わせを行いながら店舗誘致について推進していくというのも1つ

の方法ではないかという風に考えます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁いただきましたようにマニフェストの中には企業への支援、若者のチャレンジへの支援という項目もございますので、ぜひ店舗誘致と空き店舗の解消という風に向けてこれらのマニフェストを実行していただいて中心市街地の活性化に向けた町長自らチャレンジして取り組んでいただきたいという風に思っております。企業誘致に関しましては大規模企業やそれから中小企業の経営者の方たち、それからこういった小さなお店、店舗誘致に関しましては零細企業の経営者の方たちとも積極的に交流を図っていただいてアンテナを常にはっていただきたいという風に思います。以上、本日は町長マニフェスト2023の中身、2点についてのご質問させていただきました。残るマニフェストにつきましても今後機会を見つけて質問をさせていただきたいと思っております。今後甲斐町長におかれましてこのマニフェスト、要は有権者との約束でございますので、この約束を果たしていただきますよう期待を込めまして本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（宮本修治君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日20日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午後2時46分

9月20日（水曜日）

令和5年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和5年9月15日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開議 9月20日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月20日 午後3時49分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	甲斐高士	副町長	師富省三
会計管理者	渡邊友美	総務課長	北野太
企画課長	荒田慎一	くらし安全推進室長	永井恒一
税務課長	奥名雄吉	環境衛生課長	白石亨
住民生活課長	橋本良一	健康推進課長	上古閑一徳
福祉課長	宮崎貴美代	農政課長	井上幸介
建設課長	志戸岡弘	会計課長	渡邊友美
町民センター所長	中林健次		
教育長	田上浩輝	学校教育課長	吉岡英二
社会教育課長	後藤喜治		
農業委員会事務局長	井上幸介	選挙管理委員会書記長	北野太
代表監査委員	井芹雅洋	監査委員	森田精子

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮川安明 11番 本田新



1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- |      |       |                                  |
|------|-------|----------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和4年度甲佐町水道事業会計決算の認定について          |
| 日程第6 | 報告第3号 | 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について         |

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 認定第1号 令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮本修治君） 日程第1、認定第1号「令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書でございます。

1、2ページをお願いいたします。

令和4年度歳入総括表です。説明につきましては、款と収入済額でいたします。

款1、町税、収入済額、10億5,188万1,718円。款2、地方譲与税、7,092万6,000円。

款3、利子割交付金、17万9,000円。款4、配当割交付金、348万6,000円。款5、株式等譲渡所得割交付金、241万7,000円。款6、法人事業税交付金、1,436万2,000円。款7、ゴルフ場利用税交付金、1,220万8,860円。

次のページをお願いいたします。

款8、地方消費税交付金、2億5,125万7,000円。款9、環境性能割交付金、515万2,000円。款10、地方特例交付金、1,061万円。款11、地方交付税、29億1,174万9,000円。款12、交通安全対策特別交付金、69万1,000円。款13、分担金及び負担金、4,121万8,558円。款14、使用料及び手数料、7,388万8,842円。

次のページをお願いいたします。

款15、国庫支出金、17億1,371万586円。款16、県支出金、5億9,472万5,265円。款17、財産収入、585万7,379円。款18、寄附金、13億8,882万4,000円。款19、繰入金、7億6,029万4,891円。款20、繰越金、1億8,024万7,183円。

次のページをお願いいたします。

款21、諸収入、1億239万960円。款22、町債、5億7,021万4,000円。

歳入合計です。収入済額が97億6,629万1,242円です。

次のページをお願いいたします。

歳出総括表です。説明は款と支出済額で行います。

款1、議会費、1億884万5,096円。款2、総務費、19億5,503万6,131円。款3、民生費、19億8,200万5,426円。款4、衛生費、6億228万3,082円。款5、農林水産業費、3億

589万1,397円。

次のページをお願いいたします。

款6、商工費、9億3,619万2,308円。款7、土木費、8億7,681万422円。款8、消防費、3億3,141万8,518円。款9、教育費、5億2,760万886円。款10、災害復旧費、7,032万7,775円。

次のページをお願いいたします。

款11、公債費、11億2,134万6,308円。款12、諸支出金及び款13、予備費は支出済額0円となっております。

歳出合計です。支出済額が88億1,775万7,349円です。歳入歳出差引残額が9億4,853万3,893円で、このうち基金繰入額が8億円となります。令和5年9月15日提出、町長名でございます。

続きまして219ページをお願いいたします。219ページです。

実質収支に関する調書になります。区分と金額を読み上げます。

区分1、歳入総額、金額が97億6,629万1,242円。2、歳出総額、88億1,775万7,349円。3、歳入歳出差引額、9億4,853万3,893円。4、翌年度へ繰り越すべき財源が(2)繰越明許費繰越額として708万1,000円。5、実質収支額、9億4,145万2,893円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額8億円。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました1億4,145万2,893円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(宮本修治君) 以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。主要施策成果一覧からも質問することができます。まず、歳入から款1、町税から款14、使用料及び手数料、15ページから29ページ中段まで何か質疑ありませんか。15ページから29ページ中段までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番(鳴瀬美善君) 3番です。ページの16ページで町税の中の項の2、固定資産税、1の固定資産税の中で右の方に不納欠損額が出ておりますけれども、現年課税分が9万9,600円、滞納繰越分が1,450万8,170円ということで、この2つにつきましては終わりの方に資料というのがついておりますけれども、資料の16ページの中で不納欠損処分調書ということがうたわれております。この中で見ますと固定資産税、いろんな項目がございますけれども、一番大きいのが処分の実益なしということで1,300万ほどあります。他にももろもろの項目がございますけれども、お尋ねいたしますのは、この固定資産税が非常に金額が大きいということです。1,300万。それと現年課税分についても不納欠損されているということ、合わせましてその資料の下の方にあります住宅使用料、これについて1件ですけど処分の実益なしということで17万5,500円が不納欠損されておりますので、この件につきまして説明をお願いしたいと思います。

○議長(宮本修治君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 固定資産税の不納欠損額についてのご質問でございますけれども、まずその中で16ページの現年分の9万9,600円に関しましては、固定資産税では4年度課税をした中で固定資産税は現にあるので財産自体があるんですけども、その財産自体が処分をしても何ら全く意味がない、実益がないというようなところでの不納欠損を行っております。3件。それから滞納繰越分の方の1,460万に関しましてですけども、この不納欠損処分調書で行きますと処分の実益なしということで整理しております。この処分の実益がないというのは固定資産、不動産あるけれども不動産自体のお金に変えても全く町に入ってくるものがないと認められる場合ですとか、財産が全くない場合も含まれますが、そういった判断のところでの処分の実益なしというものになりますけれども、このものの中で今回多く案件がある中で2件に関しまして、平成27年に捜索などをいたしておりますところですけども、この際に若干不動産の差し押さえたものなどがありました。そういうところでそれがありましたので不納欠損せずにとっておいた部分がございますのんですけども、今回差し押さえたものをお金に変えても税にほとんど入ってくるのがないというところで、実際入ってくると見込まれる税額を除いたものに関しまして不納欠損を行っております。その分が1,000万ほどございましたので今回この多く上がっておりますが、これに関しましては27年に処分を行いました後に実際でありましたら28、29、30、31、32、33と年々やむを得ず欠損していくような部分が本来であれば出てきたであろうと思われま。その分が控えていたもので今回いっぺんに計上したようになっております。固定資産税に関しては以上でございます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 住宅使用料の不納欠損分についてご説明します。住宅使用料につきましては本人が死亡で相続人、全ての方が相続放棄をされ住宅使用料の徴収が今後できないということで不納欠損処分をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今建設課長の方につきましては本人が死亡ということなのでこの欠損調書については死亡のところでも良かったかなと思いますけれども、それとこの項目の中でその他というのがありますけれども、その他についてはこれは時効が成立したやつではないかと私は思うんですけど、時効が成立して不納欠損したやつがこの中にありますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 不納欠損処分調書についてのご質問でございます。その他に関しまして22名の79万3,770円とございますけれども、この部分に関しましてが処分がで

きないままで時効を迎えたものということになってまいります。この他に時効を迎えたものが処分の実益なし生活困窮所在不明に含まれておりますが、その含まれている部分に関しましては滞納処分の執行停止を行ったところでの欠損になりますので、この処分の実益なしと生活困窮と所在不明に含んで計上いたしておりますところですので。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。主要施策成果一覧からもよろしいんですね。総務課のところなんですけれどもよろしいでしょうか。ページ6ページになります。その中で職員の定員管理ということで、これについては昨日の一般質問の中でも答弁をいただいたところがありますが、町ホームページに出されているデータが古いと、最新の情報を載せるべきではないかという風に考えます。例えば職員の給与、定員管理について郡内自治体を比較しますと御船が令和3年、嘉島も令和3年、山都も令和3年、益城が令和4年のデータを出されておりますが、甲佐町は平成28年のデータが載せられていると、やはり最新のデータを載せるようなことが必要になるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。今歳入についての質問でございますので町税から使用料及び手数料まででありますので、歳出の時に。

○5番（佐野安春君） 承知しました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

無いようですので、次に、款15国庫支出金から款16県支出金、29ページ下段から49ページまで何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 34ページですけれども、保育士等処遇改善臨時特例交付金という風にありますけれども、どういう風な配分になったのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 保育所の処遇改善についてお答えします。失礼いたしました。もう一度休憩をとらせてください。放課後と勘違いしました。後ほどお答えします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） その件は歳出の方でまたお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ40の上段に自衛官募集事務委託金とありますが、この委託金の内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） それでは自衛官募集事務委託金についてご説明申し上げます。これにつきましては自衛隊の方から採用募集、これにつきましてはの広報誌掲載を依頼されますので、依頼料としてこちらの方に入ってくる分になります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） これは歳出の方にも出てくるのは出てくるんですけども、48ページに中学校の英語検定チャレンジ事業補助金、4万8,000円ではありますけれども、国もこの英語教育というのには力を入れて小学校からその教科が入っているわけですけども、中身も歳出で聞いた方がよろしいですかね。すみません、歳出の方で聞かせていただきます。申し訳ありません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 無いようですので、次に款17財産収入から款22町債、51ページから69ページまで何かありませんか。51ページから69ページまでです。ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。62ページの弁償金の中にタブレット破損弁償金4万690円とありますが、このタブレット破損弁償金についてご説明いただきたいのですが。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この弁償金については不可抗力で壊れたとか、そういう場合じゃなくて自分のミスと言いますか、不注意で壊したような場合は個人で弁償してもらおうというようなことをございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） タブレットについては小中学校の方で活用されているかと思うんですが、やはり生徒数から考えたらかなりのタブレットの台数になると思うんですけども、もちろん学校だけじゃなくて家庭での持ち帰りで操作もされるということでこの破損した場合の責任の判断はどういう風にされているのかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 例えば学校で使っている場合、仮に机が狭いから落とし

たとかそういうような場合は学校と言いますか学校教育課の方で負担しますけれども、家に持ち帰って兄弟喧嘩をしたりとか、ちょっと怒って投げつけたりとか誤ってその辺に置いて踏んだりとか、そういう場合は個人になりますけれども、それについては十分聞き取りをした上で行っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今回の件で最後になりますが、破損した台数ということで統計とか取られていますか。令和4年何台破損してしまったとか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 詳細については全て把握しておりますが、今手元にございませので。詳細については全部把握しております。数件あったということです。

○議長（宮本修治君） では後ほどでよろしいですか。

○5番（佐野安春君） はい。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 同じくタブレットの件ですけれども、私たちが今回からタブレットを提供いただいて持参しておりますけれども、移動する時にタブレット本体を各自のカバン編に入れて持ってきたり直に持ってきたりすることもあるかと思うんですけれども、子供たちは何かそういったタブレットを入れる専用のケースと言いますか、袋と言いますか、そういったのは提供されておりますか。なかなか高価なものなので持ち方というか運び方次第では落としたりなんかするような危険もあると思いますので、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それについては全てカバーが付いておりますのでカバーで1つは防護するというのと、必ず外に出して持って帰らないように、例えばカバンの中に入れて2重保護して持って帰るような指導をしているところです。カバーは全部ついております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。52ページの財産収入の中で中山間ふるさと水と土保全対策基金の預金率というのがありますけれども、ちょっと私が勉強不足で中山間ふるさと水と土保全対策基金というものがどういったものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは中山間ふるさと水と土保全対策基金ということでご質問ですけれども、これにつきましては原資については地方交付税の方で措置された部分でこれは昭和の時代だと思えます。今金額としては1,000万円、それについては果実運用

型ということでその分の利息に関して中山間のいろんな農業であったりとか、その地域整備であったりとかそういうところに使いなさいというところでの基金でございます。これについてはまだ国の方の制度がございますので、その1,000万について取り崩しとかそういうのはできないということとなっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳出です。歳出については概ね款ごとに行います。まず、はじめに款1 議会費、71ページから73ページ上段までです。款1 議会費、71ページから73ページ上段までです。何か質疑はありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款2 総務費、73ページから109ページ中段までです。款2 総務費、73ページから109ページ中段までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。先ほどは失礼いたしました。主要施策の成果一覧の中の総務課の中にあります職員の定員管理のことでお尋ねいたします。職員の定員管理ということでこれは町のホームページの中にも職員の給与、定員管理ということで掲載をされておりますが、このホームページに掲載されているデータが他の近隣自治体のデータに比べれば古いのではないかという風に思います。データを見比べてみますと甲佐が平成28年、御船、嘉島、山都が令和3年、益城が令和4年ということで5、6年の差があります。そういったところではどういう風にお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 甲佐町の給与、定員管理等についてということで公表するところのページだと思います。そこにつきましては本来公表をしておくべきでございましたけれども、熊本地震以降公表ができておりませんので、そこについてはご指摘の通り改善していきたいという風に思います。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 78ページですけれども、旧御船法務局自動交付金設置負担金64万7,000円ありますけれども、これは他の自治体も負担をするということになっているのでしょうか。そこら付近の説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 御船法務局の負担金につきましては、甲佐町以外も御船町とか他の自治体も負担していると、法務局の管轄で負担しているというような状況でございます。内容についてはそこにいらっしゃる会計年度任用職員さんの人件費がほとんどだと聞いております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。



○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。82ページの負担金補助及び交付金の中に定住促進助成金935万のっておりますが、令和4年度の給付の件数とその件数の中で町内の方が何名、それから町外の方が何名か、それぞれお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは定住促進助成金についてお答えいたします。件数につきましては20件になります。町内の方が8件、町外が12件、町外でもうち県外が1名、以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今のところの82ページですけれども、今のところの下の方なんですけれども、集落支援員活動助成金という風にありますけれども、いつか広報こうさで見たとするんですけれども、1人だったかなと思うんですけれども、どういった活動を具体的にされているのかということと、仕事としてそれだけなのか、他にも仕事をされているのかということと、下に地域おこし協力隊起業支援金という風にありますけれども、何の起業をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは集落支援活動助成金の方からご説明を申し上げます。これにつきましては2名の方に支給をさせて頂いております。1名の方については宮内地区の集落に入らせていただきまして、集落の活性化、今で言う山椒作り等の支援等もされているということになります。あと1名の方については甲佐高校の支援も含めたところの子育て等の支援をさせて頂いているところになります。この集落支援員の1名は甲佐高校また子育て支援等をされた方は家庭の都合上、半年でやめられたということになっておりますので現在は1名という形になっているところになります。その他、他の仕事をされているのかという分については収入等もこれだけですので別の仕事もされているところで承知おきしております。また地域おこし協力隊起業支援金については地域おこし協力隊で3年間活動していただきましたけれども、その後甲佐町に残ってデザイン等の会社を立ち上げられて事業を行っておられるところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。90ページの工事請負の防犯カメラ工事の場所はどこをされたのか。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） 防犯カメラの設置場所ということですのでけれども、以前も議会でお話ししています通り、まずは甲佐小学校前交差点付近、それからトンネルから出てきたところ北早川、それと乙女小学校先の変則五差路、そしてあと1箇所が役場の前の交差点、その4箇所になります。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今答弁されたのはこれにのっている箇所だけですかね。私の記憶では田口の交差点が入っていたと思うんですけども、それができてないという状況でございませぬ。これを決定されるにあたってはどこかで協議をされて、ここを選定されたということだろうと思うんですけども、それが1つと田口についてはどういう事情があったのかということをお聞かせ願えませんか。

○議長（宮本修治君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） それでは防犯カメラの設置箇所についてのどういう風にして決定するかということについてまずご説明申し上げます。これにつきましては以前も議会の方でどうするかということをお聞かれまして、その際まちづくり協議会、それから駐在所、御船警察署の生安課、そういう方たちと協議を行って場所をある程度決定するというお話をしております。2つ目の田口の交差点ですけども、それにつきましてはその決定する経緯、これをいたします前の話でありまして、1回白紙に戻っております。その後、実際あそこは必要かというところでこちらの方も見に行っておりますが、予算の関係がございまして、設置するには町の防犯灯にカメラ本体を設置するというところで進めてまいりました。あそこの田口の交差点につきましては町の防犯灯ございませぬけれども少々距離がありまして映りが遠くなるというところで、同レベルのところであるならば他のところに設置した方が良いというところで一旦外しております。そういう状況になります。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 一旦外すと、白紙に戻すというようなことをおっしゃるけれど、1回決めたことをそういう風にしてできないから白紙に戻すんだというようなことを言われても、ああそうですかというわけには参りませんが。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時44分

再開 午前10時52分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（永井恒一君） 先ほどの件ですけども白紙に戻したというのは私の誤りでございますので撤回させていただきます。どうもすいませんでした。それから田口橋につきましては議員がおっしゃられる通り、以前候補にあがっておりました。それでそちらの方の実査をしておりますが町の防犯灯が付近になかったため他の場所に先に防犯カメラを設置した次第です。ただ今後、予算を取りまして田口橋の方には当然防犯カメラを設置していきたいと、その上で各種協議会、駐在所、警察署とも話をして検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今の答弁で田口橋じゃない、田口橋のこっちの交差点だから、いいですか。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） 大変失礼いたしました。田口橋を撤回いたします。すいませんでした。田口橋先の変則の交差点になります。そちらの方で設置を検討していきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。総務費73ページから109ページ中段までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款3民生費、109ページ下段から127ページ中段まで、款3民生費、109ページ下段から127ページ中段までです。  
9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 112ページの社会福祉協議会経費経常経費補助金1,200万なんですけれども、毎年社協の方から決算状況も全町民に配られて、全所帯向けに配られているという風に思うんですけれども、それを見ました時にここ数年2,000万以上の積立があるという風に思うんですけれども、その残りですよ。会計監査の方でも補助金について指摘がありましたけれどもその金額が妥当なのかですよ。私からすればもっと社協としての町民のために使い道があるのじゃないかなという思う反面、そういう風な余剰金があるのであれば補助金なんかも少し相談しながら見直しながら、それはまた町の方で住民のために使うというような方法もあるのではないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 社会福祉協議会の補助金についてお答えします。社会福祉協議会の法人運営事業のうち人件費等の経常経費合計の80%以内で予算に定める額で1,600万円を上限として甲佐町社会福祉協議会の方に補助しております。令和4年度につきましては1,200万円を補助しておりますけれども、近年の補助金の交付金額を見ますと1,500万から1,000万円の間をだいたい補助をしている状況です。運営費的なものでありますので人件費等を主に補助をしているような形になりますけれども、社協の理事会とも踏まえてこの補助金の金額等につきましては理事会での決算状況等見ながら、あと社会福祉協議会と町との協議の上で毎年予算の範囲内で補助をしているという状況であります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの122ページ、右のページなんですけれども節の扶助費であります。その中で備考欄の方で補装具費の給付費ということで210万ほど支出がされておりますけれども、この補装具というのはどういったものがあるのか説明をただけますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 補装具費についてお答えします。障害者の方の補装具になりますけれども、申請件数が令和4年度は30件になっております。詳細の内訳については手元にありませんけれども、例えば足の不自由な方で靴ですね。専用の歩行が不自由なことについての特別注文しなければその方に合わせたような靴を、例えば家の中で履く分と外で履く靴、室内用、屋外用という場合もあったり、あと車椅子が一部壊れたりしてその修繕費とかそういうのが含まれております。あと補聴器、耳が不自由な方とかそういう方も含んでおります。令和4年度の詳細の内訳がありませんので一般的なところでお答えさせていただきました。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。今課長の方から説明がありまして靴だったり補聴器だったりそういった障害を持たれる方のための給付費ということが分かりました。なかなかその方たちが障害が軽くなったり完治されていけば一番いいことと思いますけれども、やはりそういった方たちに対する予算、新年度予算の方を見比べてはおりませんけれども、令和5年度につきましてもそういった方達の予算については十分配慮をしていただいて、そういった申請があった時には十分耳を傾けていただいてサポートできるような体制でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。120ページ補助金交付金のところで備考欄に人権啓発活動補助金350万が挙げられておりますが、この人権啓発活動補助金を受ける団体だと思いますけれども、構成員の人数はどれだけいらっしゃるのか。またこの団体の自主財源がわかるのであればそちらもお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 補助団体ということですが、まず全日本同和会熊本県連合会甲佐支部というところで22世帯27名の方が加入をされております。自己資金につきましては40万5,402円ということになっております。それから部落解放同盟熊本県連合会甲佐支部が21世帯の37名の会員さんという風になっております。自己資金につきましては66万2,991円となっているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 施設開設準備経費というのが116ページが補助金が60万計上されて支出されておりますけれども、これがどこかということと、先ほど保育士等の処遇改善臨時補助金700万以上ありますけれども、これがどういった基準で保育園等に交付されているのか、そのことについてまずお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） まず施設開設準備費助成特別対策事業補助金の60万円につ

いてお答えします。どこの地区が対象となったかということですがけれども、令和4年度につきましては岩下2区、浅井、船津、府領、早川、辺場の合計6地区で各10万円ずつ交付しております。補助の内容としましては参加者の健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費や介護予防拠点施設、地域の集い等を公民館等でされておりますけれども、それに対して出前講座等行う消防団員の講師謝金や講師の旅費等に補助をしております。それから先ほど質問がありました保育所の処遇改善についてですがけれども、保育所職員の賃金の3%程度を改善させる目的で国の方の財源が10分の10ですね、を持って各保育所の方に補助しております。保育所の職員数等に応じて補助をしておりますけれども、非常勤の場合は常勤換算をしたところで各保育所の職員数等に応じて実績額が764万7,180円となっておりますけれども、これは町の保育士の全体額になりますけれども、この分を各保育園に補助をしております。各保育園に補助した金額はすいません、手元に持っておりませんので、全体額でお答えさせていただきます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。同じく124ページの3点ほどお聞きしますけれども、地域子育て支援センター事業委託料が206万円、ファミリーサポートセンター事業委託料が108万円、病児・病後児負担金83万1,872円とありますけれども、これの令和4年度の活動内容をお尋ねいたします。しばらく休憩します。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時6分

再開 午前11時15分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの佐野議員の質問に対して学校教育課長から答弁がっておりますので、これを許します。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 申し訳ありません。時間を取らせました。先ほどのタブレットの弁償の件の数でございますけれども、令和2年度からこれまでに3台があります。全て家に持ち帰ってからの破損ということで先ほども言いましたけれども、兄弟喧嘩である時に壊したとか充電時に誤って違うものを落として壊したりとか、家に帰った後にタブレットを裸のまま持って遊びに行つて籠から飛び出したりとか、そういった全て保管式の面からの弁償ということで弁償をいただいているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 先ほどの荒田議員の質問にお答えします。すいません、時間をいただきましてありがとうございます。まず地域子育て支援センターについてお答えします。地域子育て支援センターは子育て家庭に対する育児不安等の相談事業、育児支

援などを社会福祉法人へ委託して実施しております。実績としましては令和4年度の親子で参加されておりますので延べ人数でしますと539名の方が利用されております。

次にファミリーサポートセンターについてお答えします。ファミリーサポートセンターにつきましては子育てを地域で相互援助するため育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人の引き合わせと連絡・調整等をNPO法人に委託して実施しております。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響もありまして利用件数は0件でしたけれども、電話相談は4件あっております。今年度は子育てサポーターの交流会を実施しております。次に病児・病後児負担金についてお答えします。病児・病後児保育につきましては嘉島町、御船町、甲佐町の3町で協定を結んで実施しております。病児・病後児の子供を預かる保育所施設につきましては御船町にあります。令和4年度の甲佐町の登録者数、児童数が4名で、うち甲佐町の方が利用された児童数は4名になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。ただいま利用実績をお聞きしましたけれども、子育て支援センターについては539名ということで利用頻度とか開催のはわからないんですが、ファミリーサポートセンターはコロナの影響で0件ということでございますけれど、利用実績があるのであれば問題ないかとは思いますが利用実績がそういったコロナの部分で難しいことがありますけれども、例年上がってきております委託金、本当にこの金額が必要なのか、この辺りは十分今後も精査していただいてあんまり実績がないのであれば委託料を下げるとかそういった検討もぜひお願いしたいと思いますので、下げた分は違う子育て支援とかそのあたりに考えていただければと思いますけれども、甲斐町長におかれましては子育て支援とか若者世帯とかそういった部分に重点的に政策をしたいということでございますので、もっと違った考え方もしていただければと思います。答弁は結構でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今の質問に関連してなんですけれども、地域子育て支援センター事業委託料ですけれども、竜野保育園の方にあると思うんですけれども、この利用者の方たちが530名ということで竜野保育園の中にあれば竜野保育園関係の方が多いかなど予想するんですけれども、考えてみればこういった目的であれば各保育園の中にもそういったことで設けてもらって平等にそういう風に委託料を払った方が相談をする方たちに、体制の問題もあるから平等になるかなと、子育て世帯にとってはですね、と思ったんですけれども、そういった点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 子育て支援センターについてお答えします。子育て支援センターの活動につきましては毎月広報の方にもこういう行事がありますということで利用したい方は竜野保育園内にあるそちらのセンターの方にお尋ね等、申し込み等されてくださいというふうには案内は出しております。利用者が特定の地域の方とかそういうところ

に偏っているかどうかはこちらの方では詳細は資料は持っておりませんが、町としましてはホームページや広報等を使って町民の方が多くの方が利用できるように案内と周知等もしているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。先ほどの病児・病後保育についてですが私も最初初めて議員になった時の質問でこのことその頃は38名だったと思いますが利用されていたというお話を答弁でいただきましたが、利用される方に聞きますと利用するのにものすごく手間がかかると言った話も聞いております。その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 病児・病後児保育についてですけれども、利用できる方につきましては病氣回復期に至らないけれども入院・治療を必要とせず当面の症状の急変が認められない子供さんや病氣の回復期であるけれども、集団保育が困難な子供さんを預かるという風になっております。申し込む場合には事前の先ほど申しましたようにそちらの施設の方に登録をしていただいて、なおかつ実際利用する場合にはこういう風に病院にかかっている、こういうところに気をつけないといけないとか、そういう医師の簡単な病状に関する診断書と言いますか、そういうのを出す必要になっておりますので、そういうので手続きが大変だなと思われるところもあるかもしれません。ただ大切な子供さんをお預かりするということで症状等については病院の先生のある程度症状等を確認した上でということで対応はしているところですが、議員さんがおっしゃる通り今後手続き等が少しでも簡単に簡易になるようなところがないかをまた再度検討して簡単にできるような方法があれば3町で共同して改善していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 民生費109ページ下段から127ページ中段までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款4衛生費、127ページ下段から141ページ下段までです。何か質疑はありませんか。衛生費、127ページ下段から141ページ下段までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 議長が言われました141ページの右の142ページまでいいということだと思うんですけど、ページ数で言うと142ページです。備考欄のところにありますゴミ箱用原材料費ということで57万7,500円支出がありますけれども、色々な集落を回ってみまして私の地元も一緒ですけども、ゴミ箱が設置されております。そういった中には大きいやつもあれば小さいやつもあって、そしてちょっと古くなってサビが入ったようなゴミ箱もあるんですけども、ゴミ箱用原材料費をこれは内容的には原材料費なんでゴミ箱の金額ということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 議員がおっしゃる通りゴミ箱を製作しましてそれを原材料費で製作しましてそれを地元を支給するという形で行っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 私も御船町甲佐町衛生施設組合の組合議員としてこの前1回出向かせていただきました。その中で甲佐町につきましのゴミの量も、人口は減るんですけどもゴミの量は減らないということ、リサイクルにつきましても記憶の中で18品目のリサイクルがされていると思っておりますけれども、そういった中で地元の声としてやはりゴミがなかなか減らないのでそのゴミ箱の更新ですね。古くなったやつとか小さいので少し大きいのを設置していただけませんかというようなお声もいただく時がありますので、そういった更新につきましては地元からの部落要望かなんかで出てきて、それに対して町として予算化されて随時更新をされて行っているのか、その辺の流れについて説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） ごみ箱の更新の流れということですが、実際今議員が言われた通り、地元からの地区からの要望が上がりまして毎年予算を確保しまして優先順位をつきまして現場を見て早急に変えた方がいいというところがあればそういったところを優先的に更新をしております。令和4年度は5箇所の更新を行ったところです。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 134ページの上の方に指定管理者業務委託料909万円が計上されております。この主要施策一覧を見ますと40ページの中段に書かれておりますけれども、フィットネスセンターの管理あたりはこの管理委託料の中心であると思いますが、私もこの事業はもともと健康センターのお風呂場をなくしてフィットネスの方に変えたということでありまして。私もこの事業が始まった時から5年ぐらいこの事業が果たして当初の目的を達するのかわからないのかまたその管理委託料が本当に妥当な金額なのかどうなのか、またそれを利用される方がどれくらい増えるのだろうかということも思っておりますけれども、時はコロナがありまして非常に3年ないし4年が空白になってしまったということがあります。本年度からコロナ後の、アフターコロナの時代が始まるのでこの私の管理委託料のはじめとするフィットネス事業の意義について問いたいという風に思います。これを見ますと令和7年まで延長されているという風にここに記述されております。ですからこれが令和7年までこの事業を見ていかなければならないだろうなと思いますけれども、当初この40ページには6,000人近くの方が利用されている、1日平均17.7人という記述がありますが、これが当初の目的に達しているのかどうなのかを含めてこの事業の意義を問う時が来ているんじゃないかと、これから3年間をかけて考えなければならぬかなと私は思います。令和8年度ではこの事業の是非、やるかやらないかも含めてまた違う方向性を出すのか出さないのか考えなければならぬなという風に思います。また監査委員の指摘によると14ページにこのフィットネスあたりを利用してここには医療費の削減という風になりますけれども、介護も含めて要介護費用また医療費の削減につなげてほしいという監



査委員の指摘はありますけれども、果たしてこの900何万という委託料を使ってまでやることなのかどうなのかも含めて私は執行部の方に聞かせていただきたいという風に思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。令和2年度から昨年度までは新型コロナウイルスの影響もありまして利用者数の数は確かに減っております。私が手元に持っております資料によりますと29年度が9,606人、30年度が9,487人、令和元年度が8,530人で令和2年度がコロナが始まりまして2,563人、令和3年度が2,701人と昨年度が5,477人となっております。令和5年度の状況としましては7月31日現在で1,747人となっております。年々コロナの影響もありましたけれども、少しずつ回復している状況となっております。利用者に関しましては利用者の方の声を聞きますと膝が悪かったのですが、徐々に良くなっているという声も私が知っている限りでは聞きますので、私はそこは利用される方はいい状況に向かっているのかなという風には思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまのご質問についてですけれども、このあゆみのフィットネスセンターにつきましては当初あゆみのお風呂がございましたけれども赤字が続いているということで新たな施設にということでこのフィットネスセンターというものを開設した次第であります。利用状況等につきましてはただいま担当課長の方からご説明があった通りでございます。ここ近年ではコロナ禍の影響によりまして利用者数も減っておりますけれども、ただいまの答弁によりますと令和4年度ぐらいから回復しているような状況でございます。先ほど本田議員からもありましたように、令和7年度までとりあえずは行ってその間でいろんな評価をして、また今後継続するのかなどというものは今後また検討していきたいという風に考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この説明資料によりますと昨年度は5,400人、5,500人使われて、今年度は増えるだろうというご答弁をいただいております。そこでやってじゃあ収支はどれくらいのことになっているのか、令和4年度ではこの資料には書かれていません。そこからこの900万という管理料が妥当なのか妥当でないのか、監査委員の方ではそういうところはどのように考えられて検査されたのかは分かりませんが、ここには私には知り得ない情報でありますけれども、言いたいのはその指定料が本当にこの金額の妥当性をまた今後とも考えていってほしいということだけはこの場でお願いをしたいと思います。できればご答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） 本年度、令和5年度から指定管理者が変更になっております。昨年度にプロポーザル形式で行っておりまして収支の方は向こうから提案がありました。昨年度は909万払っておりますけれども、本年度は令和5年度が850万程度の額を支払うということになっております。全体3年間で2,490万円で払うということには

なっております。令和7年度に先程、町長も答弁がありましたけれども、そこら辺の見直しとか監査、そこら辺はしっかり毎月定例会を行っておりますし、今後もその状況を見ながら変えていきたいというふうには思っております。ただ人件費等も高騰しておりますので、そこら辺の関係はあるのかなというふうには思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではただいまの件で私の方からも答弁させていただきたいと思えます。議員おっしゃられる通り当然収支関係も必要だと思えます。そういった収支観点の面からとそれから利用者数の状況、それから当然町民の健康づくりに寄与しているものでございますので、そういった利用者方の声、そういったことを総合的に判断しながら令和7年度までに答えは出していきたいという風に考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 衛生費127ページ下段から141ページ下段までです。何かありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 140ページですけれども、接種専用電話受付委託料が1,600万、非常に大きいわけですが、今後はどういう風になるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えいたします。この接種専用電話受付業務委託料に関しましては、国からの方針によりまして新型コロナが5月から5類に移行しております。今年度3月までは無料で摂取できるということで3月までは開設していきたいと思っております。その後、令和6年度はまだ国の動向が分かっておりませんので、とりあえず令和5年度までは、この金額は令和4年度ですけれども、令和5年度まではまだ委託を継続している状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 衛生費127ページ下段から141ページ下段までです。他にありませんか。ありませんか。

次に款5農林水産業費、141ページ下段から155ページ中段までです。141ページ下段から155ページ中段までです。農林水産業費です。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの154ページ備考欄の一番上ですね。農道の西幹線の改良工事が繰越されておりますけれども948万ほどですね。繰越の理由を教えてくださいたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 農道西幹線の改良工事でございますけれども、この事業については議員おっしゃる通り繰越しております。ここについて昨年度完了しておりますけれども、その繰越の理由といたしまして、あそこについてが国道をまたぐ農道橋ということになりますのでその調査、設計あたりにちょっと時間を要しましたのでその分で繰越したという風になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） では令和5年度に実施ということになりますけれども。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。それではこれは令和3年度から令和4年度に繰越していることで、現場についてはもう完了しているということで理解してよろしいでしょうか。はい、わかりました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 148ページですけれども一番下なんですけれども農業経営者育成高等学校、菊池農高という風に講演会ということで1万円支出されておりますけれども、これについて説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 県立菊池農業高等学校講演会負担金ということでございますけれども、これについては熊本県の方で推進される農業指定校ということで指定されております。県の方の要綱で定められておまして、ここについてはその在学生の人数によってこの講演会の負担金を払うということで定められております。現在、甲佐町から2名の在籍者がおりますのでその分についての負担金となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 農林水産費用は全体の歳出に占める割合が4年度は3.47%という風にあったんですけれども、その中で歳出別を見ますと補助金関係は5,100万円という風になっておる状況ですけれども、私の方が計算しておりませんでしたのでこの令和5年度の予算で全体の何パーセントになっているのか、私はこの補助関係をもっと増やすべきだと思っておりますけれども、その点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 井芹議員、今決算の認定についてですので。しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 補助金についての率と言いますか予算に占める割合について

増やしたらいかがかということで、すみません、令和5年度については資料ございませんけれども、今現在、農林水産関係ではやはり補助金というのが大きなウエイトを占めております。その中でもここ近年で作りましたのが新規就農者に対する農機具補助であったり有害鳥獣対策の電気柵のへき地関係での単独の補助であったり、新たな支援についても今作っているところであります。今後におきましても一般質問の中で町長もおっしゃられました通り、農業者の方々のお話を聞く中でより良い補助制度についてもまた検討していきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 農林水産業費、141ページ下段から155ページ中段までです。他にありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款6商工費、155ページ中段から161ページ下段までです。款6商工費、155ページ中段から161ページ下段までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ158ページの報償費です。ふるさと甲佐応援寄付金返礼品ということで5億849万円ということで出ておりますが、この返礼金の内容を教えていただけないかなと思います。例えば地元産とそれ以外、その品目とか金額とか、小さいものはいいかと思うんですけども、おおよそ分かるものをご説明いただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 返礼品の地元産というか、すみません、詳細にこれが地元産でいくらという部分がデータの的にはとっておりません。返礼品については米、肉そういう部分での分類、また個別で行きますと甲佐の輝きの無洗米が令和4年度でいけば1番出ていると、そういう部分の答弁でよければお答えさせていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。それではカテゴリー別でまずご説明させていただければと思います。肉類が全体の47.5%でありまして金額が寄付金額になりますので6億3,000万程度、米類が43.9%で5億4,400万程度、その次が野菜・果物について4.6%で6,300万程度という風になっております。あと米粒で行きますと甲佐の輝きの無洗米16kgが全体の26%につきまして金額が3億2,000万程度、赤身馬刺し700gが全体の10.5%で1億2,900万程度、1億3,000万程度ですね、3番目が焼き鳥セットという形で全体の9.5%で1億1,600万程度の寄附があっているということになっています。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今答弁いただきましたがやっぱり統計は地元産とそれ以外ということで取られた方がいいのかなという風に思います。やはり町民にとってはふるさと納税が増えていくということは大変ありがたいこととありますけれども、やはりその返礼品がまた地元を潤す1つになればという風に思いますけど、そういった意味では是非そういった統計を取って、町民にそういった面を知らせることもできますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 分かりました。ただ全体的にこれとこれでははっきりした部分は分かりませんが、議員言われます通り、ある程度地元、もともと地元で事業されたとかこうさんもんだったりとか、そういう部分の区分けは多分できますので、そういう部分については統計を取っていきたいという風に考えます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 返礼品については経費のパーセントが厳格化されておりますけれども、そういった点はどうなっているのかということと、162ページの新型コロナウイルス感染症対策やな場環境整備工事ですけれども、数々やな場についてはコロナ対策、トイレのことであったり様々な事業を行っておりますけれども、今度についてはこれはどういった工事なのか詳細があったのかもしれませんけれども、私が記憶がないものですからちょっとその点をお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 返礼品につきましては寄付額の3割以内という形になっております。またやな場の環境整備につきましては議員、今言われました通りこれについては令和3年度から令和4年度に繰越した分で、トイレを和式から洋式に変えた分の工事になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐良二でございます。ページ数158ページの委託料キャッシュレス決済プレミアムポイント事業運営業務委託料2,789万564円となっております。これについては主要成果一覧の10ページに詳しく記載されておまして、昨年度2回行われております。還元率が20%の時、それから2回目が還元率が30%の時、それぞれのこの内訳をよかったですら教えてください。合わせまして今この企画はpaypayと実施されておりますがpaypay以外にもいろんな何々ペイがありますが、こういった企画をされているのはpaypay以外にもございますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） ではまず持って議員おっしゃる通り第2弾、第3弾を実施をさせていただいております。第2弾につきましては金額についてが983万3,880円、決算でいますと1,152万749円、第3弾につきましては1,636万9,815円になっております。あと他のペイで事業実施をされているだろうかという部分については、いろんな部分でされている自治体もあると思っておりますけれども、自分が知る限りであれば実施をされている自治体についてはpaypayさんがほぼほぼだという風には認識をしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 商工費155ページ中段から161ページ下段までです。

他にありませんか。5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。先ほども質問しましたがふるさと甲佐応援に関係

する項目がありますので158ページの委託料、ふるさと甲佐応援寄付金運營業務委託料がありますが、この内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） これについては業者を選定をいたしましてふるさと応援寄付金に関する事務、ポータルサイトへの記載、また発注、配送、全ての業務を委託をさせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） ということはこの委託をされている業者というのは1業者さんなんですかね。はい、わかりました。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番、荒田です。令和4年度の決算ということでお尋ねいたしますけれども、先ほど井芹議員の方からやな場のことがありましたが、令和4年度コロナ禍が明けて3年ぶりにやな場が通常営業されたということで、令和4年度の冬の方も冬場営業ということで今回されております。そういったことで年間の利用者数と売上とその辺がわかるのであればお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） では令和4年度の実績を報告いたします。利用者人数につきましては1万2,128人、売上については5,129万2,870円になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 158ページですけれどもインターネット販路拡大応援事業補助金について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） この事業につきましては販路拡大という部分でコロナ禍においてインターネットを活用しながら甲佐の産物を販売するという形で実施をさせていただいております。これについてはろくじ館だったり高田精肉店であったりおがた農園また肥後そう川さん、おとめ黒にんにくさんというところで6社に補助金を支出をしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） インターネット販路拡大についてはいろんな事業者等なんかを考えられているところもあると思うんですけれども、これについては申し込みとかそういったのは周知とかそういったのはどういう風にされておられるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） これについては町のホームページ等で広報をさせていただいております。これについては令和3年、令和4年と2か年続けて実施をさせていただいております。その都度きちんと周知をさせていただいているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。商工費155ページ中段から161。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。私も1つふるさと甲佐応援寄付金返礼品について質問させていただきます。その下にブランド認定審査会という委任さんへの謝礼がありますがけれども、これは以前からこうさんもんの認定ということで甲佐町の中で皆さん方が努力されて甲佐にゆかりのある品物を作って甲佐をPRしていこうという事業がずっと続いてきていると思うんですけども、先ほどの返礼品を担当課長説明されました。その中で肉・米・野菜とか説明がありましたけれども、率的にもずっと説明をいただきました。その中でブランド認定品が占める割合というのは何パーセントぐらいふるさと返礼品として出て行っているのか。その率を教えてくださいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 申し訳ございません。こうさんもんの返礼品の割合については先ほど佐野議員にお答えしましたけれども、すみませんがそこについての統計はまだとっておりませんので申し訳ございませんが、今後その統計を取っていきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） これは何で言うかと言いますと、私もそちらの方について同じ農政の方で担当したこともあります。非常に高いハードルを超えながら認定を受けられて審査会も厳しい審査の中で甲佐にゆかりのある品物をいいものを皆さんに提供しようということでこの事業は始まっております。そういった方たちが努力をぜひ町としては報っていただきたいと私は思うのと、もう1つ米の方が43.9%も返礼品として出ております。甲佐町は第1次産業と言いますか米を中心とするような普通作を中心とするような農業でございますので、この辺については米についてもJAさんとも協議をされながら地元産なのかどこ産なのか熊本県産なのか分かりませんが、なんと言ってもやはり地元の美味しいお米、こういったものがもし提供できるのであればその辺にも力を入れていきたいと私は担当課にそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 今議員おっしゃる通りだと思います。お米については以前から宮川議員、本田議員とかからも質問がありますがJAとの連携を図りながら、という部分でもありますし、またこの米を扱われている業者については直接甲佐の個人からの仕入れ等もされておりますので、その辺も含めまして地元産、極力地元産という部分で委託業者とも協議をしていきたいという風に思っております。以上になります。

またこうさんもんについては以前のデータを確認しましたところ、約1%程度というような形で返礼品が出ているという風になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から再開いたします。

---

休憩 午後0時1分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款7 土木費、161ページ下段から173ページ上段までをよろしく願います。  
款7 土木費、161ページ下段から173ページ上段までです。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの166ページの道路橋梁費の道路維持費ですかね。備考で言うと一番右の下の方なんですけれども、報酬の中で会計年度任用職員の報酬がありますけれども、他の款を見てもこの会計年度任用職員についての報酬が数多く見られますけれども、ここで質問しますのはこの職員さんは1名なのか、もし何名の報酬であってこの業務内容はどういう業務をされているのかをおつなぎいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それではこの報酬につきましては現場で作業をされる作業員さんが6名と事務をされる職員が2名、それと技師、積算とかCADを触られる方が1名の内部では3名、専門事務が2名、技師1名それと作業員さんが6名となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今説明をいただきましたので何名おられてどういった作業されているのかということが分かりました。他のところもずっと見てきたんですけれども、金額だけでは何名おられるのかというのがこの決算資料では私たちには非常にわからないので、将来的に渡ってもしこの辺に備考欄で何名分とか書けることができればもうちょっと分かりやすいのかなと思って質問したところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 172ページなんですけれども、火災報知器交換業務委託料なんですけれども、これについて状況について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 火災報知器の耐用年数が約10年ということで、今回ここに載せております44万4,840円は浅井団地の12個分の火災報知器の交換の委託料ということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。主要施策成果一覧から質問をします。ページの50ページの大町地区の排水機場整備事業というところが載せられておりますが、令和4年は排水機場詳細設計を行ったとありますが、この排水機場の完成予定はいつ頃でしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。



○建設課長（志戸岡 弘君） 令和4年度に測量設計調査を行いまして現在実施設計をやっております。完成予定が令和5年度中もしくは6年度に繰越す可能性がございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。土木費161ページ下段から173ページ上段までです。何かありませんか。6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。同じく主要施策成果一覧の48ページに町道浅井塔の木線浸水対策でL307mとありますけれども、これの今後の延長はどのように考えられているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの今後の延長はということですが、これは竜野川沿いの浅井川と早川の両方の嵩上げ工事を行った分でございますけれども、今後は現在完了しているところで計画はございません。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。土木費161ページ下段から173ページ上段までです。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款8消防費、173ページ中段から181ページ中段までです。消防費、173ページ中段から181ページ中段までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 182ページですけれども自主防災組織避難誘導灯整備補助金について説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君） 自主防災組織避難誘導灯整備補助金について説明をいたします。これにつきましては昨年補助金で各自治体の方に防犯灯設置の方をお願いしております。避難所等に避難する際、そこの経路等につけるということで防犯灯を設置しているところになります。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。消防費173ページ中段から181ページ中段までです。何かありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 178ページですけれども、消防の格納庫については継続して行われているわけですが、今後のまだ整備予定と言いますか、それは何箇所ほどあるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時9分

再開 午後1時10分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） ただいまのご質問につきましては将来に向けた整備計画ということでございますけれども、今日は手元に整備計画書を持ってきておりませんので後で資料を手元に持ち次第、説明したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款9教育費、181ページ下段から211ページまでです。款9教育費、181ページ下段から211ページまでです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。主要施策成果一覧の53ページ、いじめや不登校、問題行動等の未然防止と解消に向け甲佐町不登校支援委員会を開催し不登校の児童生徒の現状等を把握することで小・中連携して早期に不登校対策にあたったとありますが、もっと具体的に状況について説明ができないのかなというふうに思います。それとこの問題行動も何なのかということをご説明いただきたいというふうに思います。不登校に関しては全国的にもものすごい数というか18万人以上、いじめの認められた件数で61万件以上、それと児童虐待の対応件数が約20万件ということでいずれも過去最多という風になっております。やはりいじめや不登校の問題の解決というのがやはり教育上一番大きな問題かなと思います。ここにも載せられている通りですね。そういったところでご説明をいただきたいと思いますが。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まず問題行動についてでございますけれども、これは暴れたり、授業を受けなかったりとかそういった行動がございます。それから不登校についての対策でございますけれども、不登校の傾向としましては長期休業明けに不登校に陥ってしまうということが今見受けられております。こういった対応といたしましては欠席1日目で担任による電話連絡、2日目に担任による家庭訪問、3日目は学年組織で家庭訪問の早い対応を行うことが大事ということで、そういうことを実施しております。また個々に応じた対策としまして適応教室、ろくじ館の和室でありますとか中学校の別室、そういったところで学習や定期的な家庭訪問、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談を実施しているところでございます。また適応教室で学校に登校できるようになったという事例もございますけれども、不登校になった生徒が通常通りに登校できるようになるのはなかなかハードルが高いとか難しいと言われております。一時的には来れたとしてもすぐにまた来なくなるというような傾向がほとんどでございますので、そういった懸命な学校職員の努力にもかかわらず新規での不登校者も出ております。学校、教育委員会と家庭が粘り強く継続してこの不登校対策に当たっていくように努力したいという風に思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今の説明では不登校の状況、例えば小学校で何名の不登校が出て

おりますとかそういったところは数字であれば報告ができると思いますので報告いただきたいということと、問題行動ということで授業を受けないというのが具体的によくわからないのですが、学校には行くけれども授業を受けないということなんでしょうか。教室の外に出て行くとかそういうことでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 問題行動は授業を受けないということもございますけれども、異性交遊とかそういうものも問題行動になります。不純異性交遊とか万引きをしたりとか、そういうのもその中に入っております。広い意味でですね、ありますけれども。それと不登校の児童生徒でございますけれども、令和2年度で合計して22名ですけれども、その中に中学校が17名、令和3年度では21名でしたけれども中学校が19名、それと令和4年度におきましては35名、そのうち中学校が28名という風に増えている状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 3回目ですから終わりますが、やはり今ご説明を受けてやはりその不登校の子供さんは中学生が多いような感じがありますね。やはり特別に中学生に対して対応を考えていく必要があるのかなというような今報告、説明を受けて思いましたので、そういったところで何かお考えであればご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（田上浩輝君） お答えします。不登校で今もちろん中学校が多いというようなことがありますけれども、その生みになっているところは小学校時代から考えられます。不登校につきましては先ほど課長も言いましたけれども、早期発見ていうか早期対応、そこを私どもは学校とともに大切にしていきたいと思っております。その後、家庭訪問もしますけれども、もう1つ大切なことがSSW、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー外部の諸機関につないで会を持って早めの段階での対応をしていきたいというようなところで今学校とともに進めているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 196ページの中学校英語検定チャレンジ事業補助金についてお尋ねをいたします。この英検ですけれども、これは希望者のみかどうか、3年生は全部とかそういったことになっているのか、それから英検ですから費用があると思うんですけれども費用がいくらかということと、その英検合格のための対策、そういったのが取られているのかどうかということと、英検の合格者の目標と言いますか、そういったのも町としてあるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まずは英検費用でございますけれども、これは級によって違います。3級で4,800円、4級で2,900円、5級で2,500円という風になっております。令和4年度におきましては中学3年生の希望者のみで補助については国が3分の1、町が

3分の1、それと受ける方が3分の1です。その他にも2年生、3年生も希望者があればその方は全部実費となっておりますけれども、それについては受けておられたというようなことでございます。それから合格者につきましては全ての級において100%を一応目標としておりますけれども、昨年の実績からしますと3級が33名受験いたしまして21名が合格しております。4級が37名中28名。5級が27名中23名の合格でございます。合計で97名中72名が合格ということでだいぶ上がってきているんじゃないかという風に思っております。対策としましては試験の前に夏休み期間中に集中してALT、今2名おりますけれどもそれが勉強会を行っているということで合格率アップを目指しているところでございます。ちなみに令和5年度ですけれども本年度は3級、4級、5級とありますけれども、どの級でも500円を自己負担すればあとは町及び国、県が補助を行うというような形で予算措置をいただいているところでございます。今後も合格率アップを目指しまして3級もしくはその上の級を3年生の卒業時には取得してもらいたいという風に希望しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。192ページの負担金補助金及び交付金の中で教職員研修負担金が6,800円、備品購入に75万9,000円利用されておりますけれども、こういった経緯で6,800円になって75万9,000円を利用されているのかと、よければ教育長にお願いですけれども教職員のスキルアップが生徒の学力向上につながると私は考えております。そういった中で教職員の研修負担金というのを私は文字だけで勘違いしているかもしれませんけれども、そういった部分での研修でのスキルアップ、そういった部分をどう考えているのかその点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（田上浩輝君） お答えいたします。こちらの金額についてはまた課長の方がお答えしますけれども教職員のスキルアップにつきましては本年度、特に学力向上とICTの活用、いわゆるタブレットの活用、電子黒板の活用を合わせてそれを授業の中心に持ってきて子供たち同士が議論をしたり、そのタブレットを使って考えたりするような授業を改善、授業力アップを狙ってこの夏職員全部を中学校に集めまして全員研修会をしております。その中で講師としましては熊本県の中で一番そういうのに長けた退職校長になりますけれども、その方をお呼びしまして全員で講習をしたところでございます。合わせて甲佐の子供たちにつきましてはとても頑張っておりますが、読解力、読む力というのが少し厳しいところもございますので、そういうところを特に国語を特化しまして、管内または町内の国語の指導力のある職員を講師にして分科会をするというような、そういうことをしております。今後もそのようなところを各学校、研究指定等も含めまして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 教職員の研修負担金についてでございますけれども、職

員のスキルアップ研修あたりに参加される方達はその負担金として支払われるものでございまして数名分というようなことでございます。それと部品については学校全体で例えば理科室とかそういうところの不足している部品であるとか全て4校分が入っているものでございますので、詳細についてはもし必要であれば後ほどということをお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番です。聞いたのは負担金が私の中ではコロナとかで開催がなかったのが金額が減ってその分を利用したと考えていたんですけども、今の答弁を聞きますと数名しか参加していないというお話であれば、もう少し職員の方にこういった研修会に参加していただけるように努力していただきたいという風に思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。208ページでございます。下から3番目スポーツ推進委員の報酬でございます。44万7,000円、このようになっておりますけれども、これは郡内統一された金額か、それとも各町でこの報酬が違うのかをお聞きいたします

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時28分

再開 午後1時29分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 町のスポーツ推進委員の年報酬ということですが、こちらにつきましては1人当たり年間3万7,300円の12名分ということであげさせていただいております。あと郡内統一かということですが、すいません、そこまで把握しておりませんので、また後でお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。他町の方はわからないということですが、この報酬の査定ですよね。どのようにやっていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時30分

再開 午後1時31分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今、年報酬の査定金額、どうしてこの金額になったかということですが、すいません、こちらにつきましても調べまして後でご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番です。もう1点です。208ページ総合運動公園のことでお聞きいたします。8月の最終日曜日、8月の26日だったのですかね。運動公園の駐車場でイベントが多くはってあったんですけれども、イベントかなんかあったんですかね。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） こちらにつきましては県のトライアスロン協会の方でアクアスロンということで水泳とランを組み合わせた競技が開催されたところでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番です。私も3回目なので質問が長くなりますけれども回答していただければと思うんですが、208ページ総合運動公園の管理委託料で1,057万3,354円、収入の時が703万7,850円となっておりますが、主要成果一覧の中で64ページには総合運動公園管理事業ということで1,914万695円となっておりますので、事業自体にかかる費用はこのぐらいかと思えます。単純で1,000万ぐらいの赤字と言ったら語弊があると思うんですが、そのぐらいの年間かかると、今後一般質問の中でも災害復旧で4億2,000万ほどかけて直すということでございますが、直した後の運営のどういう方向性で運営していくのか、管理委託にするのかそのあたりを町長の今のところの考えですね。今後そういった分も必要になってくるかと思えます。そのあたりをお尋ねいたします。実際1,900万というのが全部かかる費用なのか、その辺は担当課の方で説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまのご質問で今後の熊本甲佐総合運動公園の管理体制のあり方ということでご質問ですけれども、これにつきましては町の方で管理をするのか、それか外部の方に指定管理で出すのかというのは今後検討してお示ししたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） こちらにあげております費用につきましては、昨年度運営にかかる費用というところになります。ただこの中に天然芝の管理委託ということで510万円入っております。今後そういったところで天然芝の管理を今の状態のままでやるのか、もう少しレベルを落としてやるのか、そういうところもありますのでそういうところも検討しながらできるだけ費用については抑えたところで運用していきたいと考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 総合運動公園のことについて私もお尋ねしたいんですけれども、

今度の水害によってソフトボール野球場も被災をしてそれ相応の費用をかけて復旧させるわけですけれども、利用状況を見ますと私が近くに行ってみてない部分も多くあると思うんですけれども、かなりそういった点では利用者も非常に少ないと思うんですけれども、甲佐唯一の野球チームがありました、大福実業さんですかね。あの方たちは野球場は使っておられるのかなという風に思うので、その点をお尋ねをいたします。それと利用がなかなか少ないのでそういった今後の利用促進なんかについてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今硬式野球の大福ロジスティクスさん、こちらについては硬式野球ですのでうちの運動公園、野球場の方ではバッティング練習ができませんので、通常バッティング練習をされる時は先ほど言いました砥用の方のB&Gの方を利用されております。利用されているかということですが昨年度ですけれども不定期ですけれども守備練習だったりピッチング練習等で運動公園の方は利用をいただいているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの202ページで委託料の中で麻生原のキンモクセイ受精維持業務委託料とございますけれども、これは甲佐町でも麻生原のキンモクセイは観光資源の一つとっております。そういった中で64万9,000円の委託料が支出されておりますけれども、委託先とその受精維持業務の内容、これが単年度で受精が回復するのかそれとも去年もされて来年もされるという思いがあるのか、その3点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） キンモクセイにつきましては現在地元の樹木医さん、井元さんの方に委託をしているところでございます。また受精回復の作業内容につきましては土壌改良、肥料巻きとかあとバブリング水、泡が入っている水の冠水ですね。それとベッコウタケ対策、あと草刈り等を行っていただいているところでございます。この委託につきましては、毎年ですね、昨年何年から始まったということは記憶がございませんけれども、今年度につきましても引き続き行っていただくことにしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。190ページの委託料の中で空調設備清掃業務委託料というのが上がっておりますけれども、これはこっちの資料の方の学校空調等のいうやつだと思っておりますけれども、去年されていることだからいつされたのかと、どういうことをされたのかということをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これは学校の冷暖房の設備が家庭のやつも一緒なんです

けれども、使っておりますと埃が詰まったりそういった事情で効が悪くなったりとか壊れたりしますので、これは毎年空調設備の清掃を委託していると、場合によっては詰まった時に突発的にする場合もありますけれども、そういった完全な空調の清掃ということです。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 空調の清掃、点検ということも入っているんですね。それはいいですけれども、なぜこういう質問したかと言いますと、乙女小学校でクーラーが使えずに特別教室か理科室に移動して授業をしたと聞きました。それが事実だったかどうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 数年前に今宮川議員がおっしゃるようなことがありましたという風に聞いておりますので、それについては教室が空いておりましたので移動したという事実でございます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） すいません、答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。数年前と言いましたが今年の間違いでございました。お断りしてご訂正をいたします。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） それで今年そういうことが起きたということで、それはそれであれただけども、こういう点検とかそういうところはやはりきちっとやっていただかんと、5番佐野議員がおっしゃったように熱中症云々ということも考えられるし、子供にいい環境で勉強していただきたいということでやっていることだからぜひ点検はするべきだろうけど、きちんと対応していただきたいと、今年それは改修はしたんですか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、その後すぐ修繕をしております。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 208ページに体育協会の補助金ということで234万円計上されております。この点につきまして監査委員の意見書の中に指摘されております。要項は補助対象の予算内で交付をするということになっているけれども、高額な余剰金が発生した場合の対応と要項の見直し等が必要ではないかという意見書が書かれております。この点についてこの監査委員の指摘に対して執行部ではどのように考えておられるのか。また考えていこうと思われているのかをお伺いさせていただきたいのが1点ともう1点、196ページ



にこれは以前にも私質問しましたけども、遠距離学生の交通費の補助ということになっております。これは従来通りの要綱であるならば50年前に緑川中学校と甲佐中学校が統合した際の時からの補助金です。これに対して私は以前にも指摘しましたけれども、時代にそぐわないというか現代においては全ての生徒が自転車を必要としておりますし、クラブ活動等においても自転車を使って移動をしております。そういったことを考えると全ての生徒に対してどういった説明があるのか分かりませんが、入学準備金という形ですけれども全ての生徒に対して一律に補助されてはどうかという点をご指摘したいと思いますが、それについてお答え願いたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 監査での指摘事項になりますけれども、まずは各団体の方に補助金の方をうちの方から交付をしておりますけれども、該当年度に最終的3月末になりまして精査をするところで余剰金が高く残っている場合は補助金返還という形で一旦町に返して翌年に必要経費を補助金としてまた請求するところがございますけれども、体育協会につきましては補助金の返納をせずにそのまま繰越金を残してその繰越金と次年度の事業費を精査したところで補助金を請求をしていたところがございます。本来ならば先ほど申しましたように年度末に精査をして返すというところですが、そこがなされておりましたので今後につきましては通常通り補助金の返還をした後で、次年度必要な補助金を請求するという形を取りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 遠距離通学者の件ですけれども、これにつきましては議員おっしゃる通り1万5,000円の補助は自転車の補助という形になります。大分前からあると思いますけれども、これは私としては継続してやっていく事業だと思っておりますけれども、金額の面とか全体にするべきじゃないかということについては私からは答えられませんので、申し訳ございません、以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま本田議員からのご指摘の事項につきましては、今後執行部の方で検討をさせていただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） では町長の方に私から1つ提言をさせていただきます。町長は今度定住促進ということで人口増を非常にうたわれております。転入されるとか熊本甲佐町に住居を構えてというような若い世代の方々をされる時に教育に関するとか、子供に対するということが非常にウエイトが大きいものと私は思います。土地の安さとかそういったのもあるかと思っておりますし、また通学通勤のこともあるかと思っておりますけれども子供の教育、子供の通学体制、一般質問の中でも通学に対して補助をしないとかなしとか色々質問があっておりますけれども、これは非常に大切な問題だろうと思っておりますので1つそこら付近も鑑みた上で子育て支援、教育支援は非常に大事なものであるということだけ提言をさせ

ていただきたいという風に思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） まだ回数的には大丈夫ですね。

○議長（宮本修治君） だめです。後で全部の時にお願いします。

○5番（佐野安春君） 承知しました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） では次に款10災害復旧費から款13予備費までです。213ページから217ページまでです。款10災害復旧費から款13予備費までです。213ページから217ページまでです。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。議長に許可をいただきたいと思いますが、災害復旧費の中で7月3日の災害のことで関連でお尋ねしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そういった中で7月3日の豪雨の時に総合運動公園の冠水等もありますが、甲佐中学校のグラウンド側の山の方から水が大分流れて体育館また通学路等に川のように水が流れておりました。そういった中で今後の対応をどう町としては考えているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 中学校前正門前の道路の冠水状況について私の方からこれまでの状況についてはご説明をさせていただきたいと思います。ただいま議員がおっしゃられました通り、普通の大雨でも正門前の道路は冠水する状態になっております。その原因といたしましてはやはりグラウンド側の山からの水、それと中学校グラウンドの排水がトレーニングセンター横の排水路を経て駐車場から暗渠排水で道路の方に出ておりますが、その暗渠排水の流下能力を超えた雨が降った場合はいつも道路が冠水する状況となっておりますが、この原因も以前から探っておりまして流域面積が大きいということで絶対的な排水路の断面が足りないということが原因となっております。また流末にあたる河川についても立神川から内田川、大井手川へと繋がる河川についても増水して排水が効かないような状態になりますので、自然とそこも冠水するような状況が続きます。解消策としては大規模なことをしなければ解消しないと考えておりますので、今後山側の検討ですね。治山ダムだったりそういったこと、それと砂防ダムあたりの検討も総合的に今後町の課題として内水対策も含めて担当としては考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） そういうことで今担当課の方から現状をお話いただきましたけれども、今回雨が少し収まって、そういった川みみたいな流れが収まりましたけれども、ちょうど今回はお昼だったと思うんですが、これが通学時間または下校時間とかに重なると帰れない状況になると思うんですね。中学校の通学路になりますのでこれは抜本的な改

革は必要ではございますが、何かしら少しずつでもできることがあれば少しずつ対策をしていただいて、子供たちが安心安全で通学できるような環境を是非作っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本決算全部について何か質疑はありませんか。本決算全部です。本決算全部です。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。先ほど質問したんですけれども先月の26日に水泳とランニングがあったということでございますが、それは大人の競技ですか、それとも子供とか、そして何か甲佐町に場所を貸してくれということであって参加者を募ってくれとか、こちらの方から協力しますとかそういうのはあったんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） アクアスロンの参加者、部門につきましては確か5部門に分かれていたかと思っております。小学校以下と小学校の低学年、中学年、高学年、あと中学生以上の男女だったかと思っております。すいません、詳しくは覚えていませんけれども、確か5部門に分かれていたと思っております。全体で130名ほどの参加がっております。町といたしましては町の方と教育委員会の方で名義後援をしたところでございます。あと後援もしておりますので人が入らないようなバーですかね、ああいうのに関しては貸し出しも行ったところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。この大会は初めてであるのかと一緒に質問しますね。それから先ほどスポーツ推進委員のことで質問したんですけれども、昨年度が12名だったかと思っておりますけれども、今年度は何名かとそれからこのスポーツ推薦委員になかなか手が少ないということですよ。辞めようにも後釜を見つけて辞めるような感じになりますのでそういうところももう少しなんか、先ほど私は報酬の件でもう少しどうにかできんのだろうかという気持ちから先ほどは質問いたしました。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） アクアスロンにつきましては、今回が初めての大会でございます。それとスポーツ推進委員さんですけれども昨年12名で今年度1名減で現在11名で活動しているところでございます。また報酬の引き上げということですが、こちらにつきましては教育委員会、町の中で検討をして先ほどもありました郡の方もすいません、今調査をしておりますのでそちらの方も加味したところで検討させていただければと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。質問を行います。主要施策成果一覧から質問をい

たします。ページで言えば33ページ介護サービスの未利用者が72名いらっしゃいますが、その利用されない理由は何なのかを1つはお尋ねいたします。それと次のページの35ページに介護基盤緊急整備特別対策事業補助金というのがあげてありますが、これを利用して活用して公民館の整備を行った行政区はどこなのかということと、それ以外に広がり状況はどうなのかということと、あまり広がりがないみたいですが、そういった点での理由を知りたいということが2点目です。後はもう1点、まとめていいですか。空調設備のことでお尋ねしたいところがあります。空調設備は各小中学校に普通教室、特別教室の設置がされていることを確認しておりますが、給食センターも空調は設置されているという風にお聞きしますが、給食センターは給食の食材を煮たりするわけですので室内がどうしても温度が高くなるような傾向になると思いますが、この状況というのは町としては確認をされているのかどうか、それがその異常のない範囲なのか、改善すべきところがあるのかそういったところでお尋ねをいたします。3点です。以上です。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） ではお答えします。介護保険の未利用者について、認定を受けた後の未利用者ということでお答えします。この未利用者の中には住宅改修、福祉用具のみの利用者も含むということで補足の方で括弧の方に入っておりますけれども、例えばですけれども骨折等で入院をされたというところで在宅に戻られた場合に他の介護サービスは差し当たって利用しなくても、住宅の段差があるとかそういうところで一旦住宅改修だけを希望されて、あとはその後の利用は例えばリハとかそういうのは利用されていないとか、そういう方がいらっしゃるというのでその数の合計が72名となっております。住宅改修とかあと福祉用具だけをお風呂の快適な手すりだけを購入されたとか、そういうお風呂での椅子があるんですけどシャワーチェアですね、そういうのだけを購入されたとか、それだけで終わられた方が72名という風になっております。

それから介護基盤緊急整備事業についてですけれども、令和4年度につきましては公民館改修の希望がなかったということですが、令和3年度につきましては大町の公民館をしております。それから今年度につきましては予定ということですが、5つの行政区の方から要望がございまして今県の方に希望がございしているという補助金申請等を県の方に要望を出しておりますので、これが国の10分の10補助になりますので最終的には国の補助金の内示等がおりてくれば工事に取りかかりができるのではないかとこのところ今待っているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 給食センターの調理をする時の実態をご存じかということですが、これは係長と栄養教諭が中に入って確認をしております。それと火を使う場合はどうしてもダクトも一緒に回すということで一時的に温度が高くなる時はあるということだったので、そういった場合は気分が悪くなったらちょっと休憩するとか水分を補給するとかそういう指示はしていると思いますが、大元は業務委託をシダックスという業者にしております。そこの職員が管理を行っている、1人来て

正規職員がですね、ということでございますので、また使用する際にどうしてもというようにことがあれば甲乙協議をしているいろんなことを定めるという風になっておりますので、そういったところで委託業者から話ができれば協議をしていきたいという風に思っているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ご説明ありがとうございます。給食センターの場合は業者が請け負って給食の食材を作られるということですがけれども、職場環境についてはやはり町も委託業者に対しては特に今熱中症等問題になっておりますので、ひどい時には亡くられる人もいらっしゃるようなことがありますから、そういう職場環境についてはぜひ町の方から業者にはご指導されたらという風に思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 基金についてお尋ねいたします。4年度の残高が財政調整基金で16億ほどで全体として40億近く、これは国民健康保険とか介護保険も含めてなんですけれども今年の5年度でまた中期財政計画の中では22億、6年度では21億というようなことでこの1万前後の町にしては台帳も大きい方かなという風に思うんですけれども、そういった点で今物価高騰の中で非常に子育て世帯も含めて高齢者の世帯の皆さんも、農家についたり事業者についたりの方に対しては補助金を出しておりますけれども、そういった点で3,000円は出ましたけれども、もっと暮らしを考えた、使ってもいいのじゃないかなという風に思うんです。ですからこの基金がずっとこう積み増ししていく状況であればそこから付近は本当に暮らしの実態を考えたり子育て世帯の実態を考えたりすれば私は非常にこの点については腹が立つ思いなんです。もっともっとそういった教育とか子育てとかそういった暮らし応援の使い方を私はもっとしていいんじゃないかなという風に思うんですけれども、そういった点では町長どうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 基金の状況について私の方から現状を説明いたします。まずはそれぞれの基金については目的がある基金でございます。以前議決頂きました地域力持続化基金につきましては今後過疎が対象からなくなるということで、あと数年後は過疎債が借りられなくて償還も始まると、償還をしながらまた事業は継続してソフト事業もしていかなければならないということで議員さんにご議決をいただきまして基金を創設いたしまして目標22億という風な設定で、今後繰越して8億入れておりますけれども、今度の補正予算で4億持続化基金の方にはまた積み増しをしていきたいという風に考えております。財政調整基金については一応目標額を17億にしております。どうしてなのかというところの前の熊本地震、今後の未曾有の災害、自然災害等あった場合にこれくらいは熊本地震を経験してすぐいるお金が発生しますので必要なところで17億という風に設定をしております。今いろんなそういった物価高騰対策でいろんな支援をしておりますけれども、それについては国の方針に基づいて町が行っているというような状況でございます。将来のために基金を積み増して将来の負債を償還していく、減債基金あたりもありますけれど

も、いろんな形で将来の人たちに負担を残さないような形で基金は積む必要があると思いますけれども、議員がおっしゃるように今の現状のことも大切かとは思いますが、とりあえずはいろんな国の政策等も待ちながらやっていくというようなところで、今地域力持続化基金を中心に積み増しを行っていききたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま担当課長の方から基金に関する説明については詳細にございましたけれども、基金につきましてはそれぞれ目的を持った基金でございますので井芹議員おっしゃられる通りその基金があまり多すぎてもそれは多い分は住民サービスに使うべきじゃないかというような意見があるのもごもっともだと思います。今後色々バランスを見ながら特に財政調整基金についてはよく議員さん方からもだいたいどのくらいが妥当な金額なのかというご質問もありますけれども、ただいま総務課長が答えましたように財政調整基金につきましては今後の大規模災害等見据えた中でだいたい執行部の方としては17億ぐらいが妥当じゃないかという風に見ております。そういったことで全ての基金につきましても色々バランスを見ながら今後積立等行っていききたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そうであれば17億が大規模災害とかそれは考えれば足りないわけですよ。どんな災害が起こるかかわかんないわけだからですね。その中で17億というその設定された基準をしっかりと後で教えていただきたいというふうに思いますけれども、そうであれば5億は5年度の場合は上積みする形になるわけですよ。そういった点ではかなり住民サービスに私は使えると思うんですよ。しっかりとそこら付近は今本当にやはり大変な状況ですよ。ガソリン代だって本当にいくらすると思っております。非常に高いんですよ。日々の暮らしに皆さん追われている状況なわけだから物価高騰も軒並みずっと下がりはないわけですからね。これからますますそういった面で厳しくなるので、やはりそういった点では住民の暮らしというものは是非考えてその基金の運用については考えていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 先ほどの荒田議員の質問がありました教職員の方のスキルアップということで先ほど教育長の答弁では夏に全員で研修をしたというような話をお聞きしましたけれども、教育長は長いこと教職の先生の立場でおられたということで、教育長のお考え、スキルアップに対しての考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（田上浩輝君） 私は中学校にしても小学校にしましても職員の先生方の指導力がやはり一番の鍵だろうと思っております。それは指導というより教科を教えるというものとまた子供に子供が自分で学びたい、運動をしたいとそういう意欲に関することについてそういう乗せ方、進め方、そういうところまで含めたところで教師の力はとても大切な

じゃないかなと思います。そのためにはやはり学校がそれぞれ単位となって、それぞれ切磋琢磨し合いながら学校全体で研修をする、または自己研鑽をしていくとそのお手伝いとして町の教育委員会としましては先ほど申しました全員で研修をすること、それとまた校長、教頭等を通して先生方をお願いしたいこと、また指導主事も1人おりますので、その指導主事を派遣してまたは1人で足りない時には県教委にもお願いをしまして授業づくりのところから本番の授業まで、そういうような研修を進めていくところであります。

またもう1つ大切なことが、これはこれまでずっと甲佐町が授業づくり授業改善を進めていく上で大切なのが、ずっと行われておりました校内研究の指定授業というのがございます。1年間に2校ずつ川の流れに沿って繰り返していきますけれども、それを今後も継続していきたいと考えております。人が少し足りないというような部分もございましてけれども、そういうところはやはりそれをしていかないと改善がなかなか難しゅうございまして、その学校が独自性を持って進めていく、それを私ども教育委員会がバックアップをしていく、そういうような授業力向上を進めていきたいと思っております。今後どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） お考えは分かりました。確かに先ほども本田議員がおっしゃったようにこれからの甲佐町、この教育という問題、子育てという問題、大変重要でございますのでぜひお力をお貸し願いたいというふうに思いますし、学校の方もしっかり話し合いをして学校の今置かれている状況、そういうのをしっかり把握されていると思うけれども、それ以上にやはり甲佐の教育のために甲佐出身でもある教育長でございますので、我々も絶大なる期待をしておりますので頑張ってくださいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） すいません。先ほどに関連してなんですけれども国は財政調整基金の基準というのを確か財政需要規模の1割とか2割だったと思うんですよ。そういう基準を示していたと思うんですけれども、そこ付近で正確じゃないので、そこから付近の認識はありますか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 財政調整基金については地方財政状況調査の研修調書において以前は財政調整基金は標準財政規模の20%未満、もしくは80%超の場合は理由を明記するという風にされておりましたけれども、これはなくなりましたけれども、考え方としましては今説明した通り最低でも基準財政規模の20%以上は確保すべきというものということになっております。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。認定第1号、令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定については反対の立場から討論を行います。町民の暮らし第一、子育てしやすいまちづくりを訴え、私どもは提案をしてきましたが令和4年度は子供医療費助成の対象年齢を15歳から18歳に引き上げられたことということで町として画期的なことで長年訴え続けてきたことが実現できたことは大変喜ばしいことと考えます。しかしながら子育て施策の予算拡充をやはりもっとすべきだという風に考えます。例えば義務教育の学校給食無償化、小中学校への空調設備設置、出生祝い金を第1子から、子供へのインフルエンザ接種への補助などなど、子育て支援の施策が十分ではないと考えます。

第2に令和4年度各会計歳入歳出決算意見書に監査委員からの多面的機能支払交付金事業における補助金返還等事案についての指摘がございました。不納欠損の扱いには問題があると考えます。未だに何の前進もあっておりません。

第3に地域改善対策基金の中の人権活動補助金については反対です。1つの運動団体の行動指針では民主的組織運営と社会的責任として自主財源を基本にした適正な会計、財政運営をうたっております。毎年のように同額の補助金を交付することでいいのかという風に考えます。以上で反対討論を終わります。

○議長（宮本修治君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。認定第1号、令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定につきましてでございますけれども、質疑の冒頭に町税等の不納欠損についても質問させていただきました。決算審査意見書にもあります通り歳入である町税の収納率につきましても現年課税分、滞納繰越分を合わせた徴収率は94.96%で前年度より0.17ポイント上昇しております。またふるさと応援寄付金の大幅な増収に対しましては、将来の財政運営を見据えた調整基金への編入を行ったことなど評価できるものと考えております。新型コロナウイルス感染症対策につきましては5類感染症となりましたけれども、コロナ禍前の生活に戻りつつありますけれども、記録的な猛暑や異常気象がもたらす大雨による災害の発生など、町民が安心して暮らせる住みよい町づくりに引き続き取り組まれることを希望し、認定第1号について異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号「令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。



よって、「令和4年度甲佐町一般会計歳入歳出決算について」は認定することに決定しました。

---

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先程、福田議員の質問に対し社会教育課長から答弁の申し出がっておりますので、これを許します。社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 先ほどのスポーツ推進委員さんの年報酬ということで、すいません時間を取らせました。まず年報酬につきましては甲佐町の特別職の職員で非常勤のものの報酬より費用弁償に関する条例の中で定めてあるものでございます。他の町の年報酬につきましては甲佐町が先ほど申しました3万7,300円、山都町が4万円、御船町が3万3,400円、嘉島町が3万200円、益城町が3万8,800円となっております。甲佐町の3万7,300円の積算根拠ということは、すいません、この件については分かりかねます。ただこの金額の適切かということにつきましては、担当課、各課とも協議しながら今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上になります。

○議長（宮本修治君） 続きまして先ほど井芹議員の質問に対し総務課長から答弁の申し出がっておりますので、これを許します。総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは先ほど決算の8款の消防費の消防施設費の消防格納庫の件で将来的な整備計画はというようなご質問でございました。こちらについては消防施設等整備計画というのを定めておまして整備の方針について申し上げますと、一応消防詰所等の施設については建設30年で大規模改修を検討する。31年以上50年までのものは10年ごとに大規模改修を検討する。また耐用年数が60年を超えるものは更新を検討するというような方針にしております。ただし今過疎債等を使用できますので30年を超えた場合は順次更新をしていくというようなことでしておりますけれども、対象となる施設については近々更新をする必要があるのは2つの消防詰所でございます。申し添えますと決算書の方には糸田と北早川と田原の消防格納庫が更新ということでのっておりますけれども、糸田についてはこの基準に基づいて更新を行ったものですが、北早川については今北早川の公民館が隣の白旗グラウンドの下の段にみんなの家を移設しまして、そちらを公民館として使用するというにされておまして、元あった公民館と消防の車庫につきましては臨時の企業用地の上に今建物が建っているというような状況でございましたので、消防の格納庫については白旗グラウンドの下の用地の方に移設をしたところでございます。もう一つの田原の消防ポンプ格納庫については県道今吉野甲佐線の改良工事に伴いまして、田原の集落内にある消防格納庫を後ろに引くような形で移設を県の方からお願いされまし

たので一応それは移転費用も県から頂いた中で移転して、また新設したという状況でございます。以上でございます。

日程第 2 認定第 2 号 令和 4 年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

○議長（宮本修治君） 日程第 2、認定第 2 号「令和 4 年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 認定第 2 号、令和 4 年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

令和 4 年度歳入総括表になります。款と収入済額を読み上げさせていただきます。

款 1、国民健康保険税、収入済額 2 億 4,166 万 4,445 円。款 2、使用料及び手数料 11 万 3,000 円。款 3、県支出金 11 億 2,478 万 7,669 円。款 4、財産収入 3,475 円。款 5、寄附金 0 円。款 6、繰入金 1 億 4,868 万 6,609 円。款 7、繰越金 2,937 万 7,964 円。款 8、諸収入 339 万 3,499 円。次のページをお願いします。

歳入合計、収入済額が 15 億 4,802 万 6,661 円です。

次のページをお願いします。

歳出総括表になります。款と支出済額のみ読み上げさせていただきます。

款 1、総務費、支出済額 3,447 万 9,449 円。款 2、保険給付費 10 億 9,259 万 3,685 円。款 3、国民健康保険事業費納付金 3 億 6,587 万 9,019 円。款 4、共同事業拠出金 41 円。款 5、保健事業費 1,555 万 6,077 円。

次のページをお願いします。

款 6、基金積立金 3,475 円。款 7、諸支出金 210 万 5,577 円。款 8、予備費 0 円、歳出合計、支出済額 15 億 1,061 万 7,323 円です。歳入歳出差引残額 3,740 万 9,338 円、うち基金繰入金 1,000 万円。令和 5 年 9 月 15 日提出、町長名です。

ページが飛びます。35 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。区分と金額を読み上げさせていただきます。

区分 1、歳入総額 15 億 4,802 万 6,661 円、2、歳出総額 15 億 1,061 万 7,323 円、3、歳入歳出差引額 3,740 万 9,338 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、計で 0 円、5、実質収支額 3,740 万 9,338 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金 1,000 万円、5 の実質収支額から 6 の基金繰入額を差し引きました 2,740 万 9,338 円が次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。主要施策成果一覧からも質問することができます。最初に歳入全部についての質疑をお願いします。9 ページ、款 1 国民健康保険税から 17 ページ、款 8 諸収入までです。歳入全部です。9 ページ、款 1 国民健康保険税

から17ページ、款8諸収入までです。歳入全部についてありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。国保の加入者の人数を教えてくださいと思います。男女別で、それと甲佐の人口のどれだけを占めるのかということも教えてくださいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 申し訳ございません。男女別の被保険者数はちょっと手持ちしておりませんので男女合計の被保険者数をお伝えさせていただきます。令和4年度末3月31日で2,422人、人口が1万182人となっております。申し訳ありません。実はちょっとすぐには計算できません。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。歳入全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。

19ページ、款1総務費から33ページ、款8予備費までです。歳出全部です。19ページ、款1総務費から33ページ、款8予備費までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 1人当たりの保険給付費は資料を見ますと45万1,000円という風になっておりますけれども、私が国保の委員の時は確か34万程度だったという風に記憶しているんですけれども、それからするとずいぶん40万台というのは増えているなという感じしておりますけれども、そういった点はどうなのかと、もし増えているのであれば背景をお尋ねしたいという風に思うのと、国保会計にとって今担当課が課題だなという風に思っていられる点があればその点をお伺いをさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 1人当たりの保険給付費でございますが年々増加傾向にございます。この背景といたしましては被保険者の高齢化、それと医療の高度化に伴います単価が上がっていることが背景にございます。総額を抑えて1人当たりの医療費を抑えていかなければ今後どんどん保険税を上げていかざるをえなくなってまいるわけでございますが、そうならないためにはやはり一人一人の健康管理、そのためにはやはり健診の受診率を上げて指導が必要な方に対しては指導を行って重症化予防に努めていくと、そういった地道な取り組みが大切だと考えております。以上でございます。課題は先ほど申しましたように皆さんにまずは特定健診を受けていただくことが大切だと思っております。特定健診から重症化を予防できる、まずは特定健診と考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。成果一覧表の23ページで決算書の方は29ページになると思うんですけれども、特定健康診査等の事業費の中で若者（わかもん）健診という事業政策の中で23ページにあります。読みますと前年度の受診率が24.7%、当該年度4年度

が23.3%ということで前年に対して1.4%減少しているという状況でございます。特に若者（わかもん）健診、甲佐町で実施されている20歳から39歳までの方が対象ということで、やはりこういった受診率が下がっていくのに対して何か働きかけというか、こういった数字が出るということは把握されているということだと思いますので何か取り組みへんを町としてされているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 若者（わかもん）健診につきましては令和4年度につきましてはわずかに落ちましたが、若い方にできるだけ受けていただきたいということで令和3年度からホームページを利用した申し込みができるようにしております。3年度についてはだいぶ上がったんですけども、その後のさらに上げるための取り組みが足りなかったのかもしれない。その辺は反省材料としましてできるだけ若い頃から健診を受けていただけるように取り組みをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。本決算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 認定第2号、国民健康保険特別会計決算についてですけれども、反対をさせていただきたいと思います。これまで幾度となく申し上げてまいりましたけれども、何よりも反対の理由は負担の重さです。国保加入者の方々の多くが年金生活者や非正規労働者、無職の方などでありましてその中で令和4年度国保加入者が1人当たりの保険税負担金ですけれども10万円という風に資料ではなっております。今留まることを知らない物価高騰や社会保障の負担増や解約は住民の命や暮らしを大きく脅かすものだと思います。国保が社会保障として命や健康、暮らしを守る本来の役割を果たすものとなるよう国にも何よりも国保負担を増やすよう求めていただきながら町においても18歳までの子供の均等割の減額拡大を強く求めて反対といたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。歳入総額15億4,802万7,000円、歳出総額が15億1,061万7,000円の令和4年度の国保会計ではございますけれども、その中で差し引き3,700万ほどありますが、これは決算審査意見書の中にも書いてあります通り、前年度からの繰越金2,937万8,000円、基金からの繰入金1,500万円を除けば-696万8,000円と赤字での運営で

なっております。そういった中で令和4年度には保険料率を上げてからのこの4年度の予算編成ではございましたけれども、そういった厳しい中に運営状況を行っております。よってこの決算は何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」認定することにご賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は、認定することに決定いたしました。

---

### 日程第3 認定第3号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、認定第3号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 認定第3号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算書について、ご説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度歳入総括表、歳入です。款と収入済額でご説明申し上げます。

款1、介護保険料、収入済額2億5,918万7,700円。款2、分担金及び負担金35万9,700円。款3、使用料及び手数料2万6,100円。款4、支払基金交付金4億969万9,112円。款5、国庫支出金4億3,418万5,086円。款6、県支出金2億2,115万4,025円。款7、財産収入1万1,981円。款8、繰入金2億7,001万5,800円。

次のページをお願いいたします。

款9、繰越金5,650万140円。款10、諸収入857万1,682円。

歳入合計、収入済額16億5,971万1,326円です。

次のページをお願いいたします。

令和4年度歳出総括表、歳出です。款と支出済額でご説明申し上げます。

款1、総務費、支出済額3,490万2,278円。款2、保険給付費14億5,853万5,947円。款3、財政安定化基金拠出金0円。款4、地域支援事業費6,787万5,037円。款5、基金積立金2,001万1,981円。款6、公債費0円。

次のページをお願いいたします。

款7、諸支出金1,146万961円。款8、予備費0円。

歳出合計、支出済額15億9,278万6,204円、歳入歳出差引残額6,692万5,122円。

令和5年9月15日提出、町長名でございます。

次に、41ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。区分、金額でご説明申し上げます。

1、歳入総額16億5,971万1,326円。2、歳出総額15億9,278万6,204円。3、歳入歳出差引額6,692万5,122円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額6,692万5,122円。この6,692万5,122円が次年度、令和5年度への繰越額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。主要施策成果一覧からも質問することができます。最初に、歳入全部について質疑をお願いします。9ページ、款1介護保険料から21ページ、款10諸収入までです。歳入全部です。9ページ、款1介護保険料から21ページ、款10諸収入までです。歳入全部です。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ありませんか。

次に、歳出全部について質疑をお願いします。23ページ、款1総務費から39ページ、款8予備費までです。歳出全部です。23ページ、款1総務費から39ページ、款8予備費までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。34ページなんですけれどもここに緊急通報システム委託料というのがありますけれども、資料を見ますと一人世帯、一人暮らしの高齢者世帯は540戸という風にありました。それでこのシステムを利用されている方は52世帯ということで1割弱なわけなんですけれども、非常に少ないなという風に思いました。これだけ一人暮らし世帯が多い中でやはりこの緊急通報システムというのは非常に大事なものだろうという風に思うんですけれども、なかなかこの普及しない理由と言いますか、皆さん元気だからですかね。そういった点ではどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 緊急通報システムについてお答えします。緊急通報システムを利用する場合の対象者ということで要件の方が決まっております、対象者は町内に住所を要する概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者で心疾患や脳血管疾患等の病気や転倒リスクの高い方という風になっております。またその他町長が特に必要ということでお一人暮らし等ですね。必要という方で認める方もありますけれども、主な要件としましては転倒リスクが高いとか心疾患などの病気をお持ちの方という風になっております。令和5年度中の利用状況ですけれども、新規の新設者が12名ありまして周知等はしておりますので新規で利用されている方はいらっしゃるんですけれども、お亡くなりになったりあるいは施設に入所されたりということで撤去されている方が8名という風になっております。ということで令和4年度の年度末の設置者が52名という風になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 認定第3号、介護保険特別会計決算認定についても反対をさせていただきます。これにつきましても介護保険料の高さは多くの方々から常に何とかしてほしいという声をかけられます。介護保険料は2000年発足当時は全国平均が2,911円だったものが2021年には6,014円になっています。介護サービス料負担も1割から収入によっては2割、3割と引き上げられ第8期では補足給付の見直し、食費の負担限度額の見直しで大きく引き上げられるなど負担が増し保険料を払っても必要なサービスが受けられない状況が生まれています。令和4年度の決算では繰越が5,650万、基金繰入れが2,000万ありますけれども、歳出では基金に2,000万を繰入れて6,700万円の残となっております。基金も1億2,000万円となっております。来年の第9期の見直しでも負担拡大、給付抑制、痛みを伴う改革と報道されております。必要な人が必要なサービスを受けられる制度へ国へ負担拡大を求めるとともに、町におきましても基金活用などで負担軽減を図られるよう強く求めて反対とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 認定第3号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定でありますけれども、決算の中身を十分に吟味しましたけれども、何ら問題なくしておりますので、賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について」認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、認定第3号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算」は、認定することに決定しました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時10分

再開 午後 3 時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど国民健康保険特別会計決算の審議において佐野議員の質問に対し住民生活課長から答弁の訂正の申し出がっております。これを許します。住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 申し訳ありません。先ほど年度末の人口を1万182人と申し上げましたが、8月末の人口でございました。正しくは1万223人で国保の被保険者の加入率は23.7%となります。申し訳ありません。訂正させていただきます。

日程第 4 認定第 4 号 令和 4 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮本修治君） 日程第 4、認定第 4 号「令和 4 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 認定第 4 号、令和 4 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について、説明申し上げます。

次のページをお願いします。

令和 4 年度歳入総括表になります。款と収入済額のみ読み上げさせていただきます。

款 1、後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億 1,294 万 800 円。款 2、使用料及び手数料 1 万 4,600 円。款 3、寄附金 0 円。款 4、繰入金 5,962 万 5,439 円。款 5、繰越金 95 万 5,429 円。款 6、諸収入 586 万 6,306 円。

歳入合計、収入済額 1 億 7,940 万 2,574 円です。

次のページをお願いします。

歳出総括表になります。款と支出済額のみ読み上げさせていただきます。

款 1、総務費、支出済額 223 万 1,910 円。款 2、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 7,111 万 5,200 円。款 3、保健事業費 435 万 3,003 円。款 4、諸支出金 56 万 6,200 円。款 5、予備費 0 円。歳出合計、支出済額 1 億 7,826 万 6,313 円です。歳入歳出差引残額 113 万 6,261 円。

令和 5 年 9 月 15 日提出、町長名です。

15 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。区分と金額のみ読み上げさせていただきます。

区分 1、歳入総額 1 億 7,940 万 2,574 円。2、歳出総額 1 億 7,826 万 6,313 円。3、歳入歳出差引額 113 万 6,261 円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、計で 0 円です。5、実質収支額 113 万 6,261 円。6、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額 0 円。5 の実質収支額 113 万 6,261 円が、次年度への繰越額となります。



以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。主要施策成果一覧からも質問することができます。最初に歳入全部についての質疑をお願いします。5ページ、款1後期高齢者医療保険料から9ページ、款6諸収入までです。歳入全部です。5ページ、款1後期高齢者医療保険料から9ページ、款6諸収入までです。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳出全部について質疑をお願いします。

11ページ、款1総務費から13ページ、款5予備費までです。

歳出全部です。11ページ、款1総務費から13ページ、款5予備費までです。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 歯科口腔健康診査事業というのがあると思いますけれども、これがピンと来ないと言いますか、どういった診査をされるのか、そしてそれはどこか悪かったところがあればやはり治療をしなければこの事業として意味がないわけですが、そういった点でどういう風にされているのかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） まず歯科口腔健康診査の目的、目指すところですが口の中の健康は虫歯や歯周病だけではなく口腔機能が低下しますと糖尿病や心臓病などの病気にかかりやすくなるということから重要視しております。またご高齢になられますと、むせたり喉につかえたりすることで口の中の細菌が肺に入って肺炎になるということもございますので、積極的に受診をお願いしていただくように受診券を保険証と一緒に送らせていただいております。自己負担400円で郡内の歯科で受けることができます。受診率につきましては令和4年度で4.71%と低い状況にはございますが、県内の平均が1.69%と比較していいということではございませんが、この受診率を上げて皆様の健康に役立てたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 4.7%の方が受診をされてその結果、多かったのか少なかったのかですね。歯周病とかいろいろそういったのがどうだったのか、結構多かったとか色々あるかもしれないんですけども、それを教えて欲しいのと後期高齢者の保健事業、その中身をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 歯科口腔の結果につきましては、私どものところにフィードバックを持っておりません。こちらについては今後入手してまたご報告できるようにしたいと思います。申し訳ありません。後期高齢者の健診でございますが、国保の加入の方が受けていらっしゃる特定健診と全く同じ内容となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。本決算全部

です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。私は認定第4号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については反対の立場から討論を行います。保険料率は2年ごとの見直しが行われ値上げが続いております。昨年10月からは一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が1割から2割に引き上げられました。保険料の値上げと医療費自己負担分の値上げは高齢者の暮らしを追い詰めるものとなっております。厚労省は今回の窓口負担割合の2倍化を現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来へつないでいくためのものと言っておりますが、国庫負担には触れておりません。国庫負担を抜本的に増額する必要があると考えます。これまで家族のため地域のため日本の発展のために尽力されてきた高齢者の皆さんに手厚い支援をすることが政治の役割であると考えます。以上を申し上げ反対討論とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。認定第4号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本制度は後期高齢者の人口が増加する中で後期高齢者の医療を支える制度でございます。広域連合と協力して事業を適切に進められているということを認め、何ら異議なく本案に認定することに賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は、認定することに決定いたしました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時24分

再開 午後3時35分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 認定第5号 令和4年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

○議長（宮本修治君） 日程第5、認定第5号「令和4年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 認定第5号、令和4年度甲佐町水道事業会計決算書についてご説明いたします。

2ページ目、3ページ目をお願いいたします。

令和4年度甲佐町水道事業会計決算報告書でございます。説明につきましては、下の表の区分の款と右側の決算額のみ読み上げさせていただきます。

1、収益的収入及び支出。

収入です。第1款、事業収益、決算額1億6,953万7,098円です。

下の表、支出です。款1、事業費、決算額1億5,848万9,430円です。

次のページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出です。

収入です。第1款、資本的収入、決算額572万378円です。

支出です。第1款、資本的支出、決算額9,896万1,520円です。この資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,324万1,142円は、当年度分消費税資本的収支調整額418万1,241円及び過年度分損益勘定留保資金8,905万9,901円で補填しております。

次のページをお願いいたします。

財務諸表です。令和4年度甲佐町水道事業損益計算書でございます。7ページの下から3行目、こちらに、当年度純利益損失を表示しております。

当年度純利益は146万74円でありまして、前年度繰越利益剰余金の1億33万4,895円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億179万4,969円となっております。その他の財務諸表の説明につきましては、省略させていただきます。

令和5年9月15日提出、町長名でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。主要施策成果一覧からも質問することができます。本決算全部についてお願いします。本決算全部です。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議長、この監査委員さんの決算の認定報告書についてでもよろしいですかね。その中で水道に関係するものがありますので、よろしいでしょうか。この認定意見書のページ9ページの中に一番下に施設管理ということで安津橋に共架されている水道送水管について現在その役目を終えていると、施設の管理箇所による事故がないよう対応を検討していただきたいというような指摘がっておりますので、この件

につきまして担当課として現在使われていない送水管についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 議員ご指摘の安津橋の送水管につきましては、言われるように現在は使用しておりません。もう使わない管となっておりますので撤去が必要なんですけれども、これまで撤去していなかった理由といたしましては撤去費用にかなりの金額がかかるということで、また橋梁の安津橋の前後、国道それから県道の撤去も行わなければならないということもありまして、費用がかかるということもありまして、今まで見送ってまいりましたけれども、ただ安津橋の下に運動公園がありまして、その通路として使われる部分もありますので、できるだけその部分だけでも早く撤去を行っていきたいという風に考えておりまして、現在そのあたりの見積もりを取りながら次年度以降の撤去を考えていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 8番。甲佐大橋から麻生原に登ったところにあるあそこのタンクが上から2段目ぐらい、茶色っぽくなんか紫色みたいになっているんですが、あれは何ですかね。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） すいません、確認をしておりますけれどもおそらく藻の一種だと思います。タンクの全体に水が満タンになるのではなくて常時上部の方には水が空の状態があります。その部分がやっぱりどうしても水が入ってないところで外気との差ができて植物とか繁殖しやすくなるのかなと、藻とか繁殖しやすくなるのかなと思いますけれども、そこら辺は確認した上でまたご報告する形でよろしいでしょうか。きちんと確認してからまたご報告したいと思います。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。認定第5号、令和4年度甲佐町水道事業会計決算の認定についてでございますが、ただいま担当課長の説明がありました通り、適正に決算処理されておりますので、何ら異議なく認定することに賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第5号、令和4年度甲佐町水道事業会計決算について認定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、「令和4年度甲佐町水道事業会計決算について」は、認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 報告第3号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第6、報告第3号「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

令和5年9月15日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

令和4年度の決算に基づき、財政健全化法第3条第1項の規定による4つの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載いたしております。

まず上段の表の網掛けの部分をご覧いただきたいと思っております。

実質赤字比率は一般会計の状況を、連結実質赤字比率は特別会計及び水道事業会計を含む会計の状況を示すものでございます。いずれも赤字ではありませんので比率は出ておりません。

次に、実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさを3カ年の平均値で表したもので、令和4年度は6.7%となっており、早期健全化基準の25%を下回る値となっております。

次に、将来負担比率は水道事業会計も含めた町の借入金の残高や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき退職手当総額などの負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示したものでございます。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえるものでございます。

令和4年度は0%でなしとなっております。早期健全化基準の350%を下回る値となっております。前年度の32%から0%と大きく減少している根本的な理由としましては、ふるさと応援寄附金による収入が増えたことに伴う基金積立額の増加などによるものでございます。

ただいまご説明いたしました各比率が、その下の段の早期健全化基準を越えますと、黄色信号になり財政健全化計画の策定が義務付けられることになり、さらに、その下の財政再生基準を越えますと赤信号となり財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限され、最小限の期間内に早期健全化基準未滿にすることなどの計画を定めなければならないということになります。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況におきましても、資金不足比率の欄には数字が出てきておりません。一番下の表の資金不足額に三角がついてマイナスの1億2,497万7,000円となっておりますので、これについては資金不足は生じていないという状況でございます。このように本町では令和3年度決算におけるいずれの指標においても基準を下回っておる状況です。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 総務課長より訂正の申し出がっておりますのでこれを許します。総務課長。

○総務課長（北野 太君） 申し訳ありません。ただいま説明した一番最後のところで「このように本町では令和3年度決算」と申し上げましたけれども、「令和4年度決算」の誤りでございます。訂正してお詫びいたします。申し訳ありません。

○議長（宮本修治君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告第3号「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を終わります。

---

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日21日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午後3時49分

9月21日（木曜日）

令和5年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第4号）

1. 招集年月日 令和5年9月15日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開議 9月21日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 9月21日 午後0時7分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	甲 斐 高 士	副 町 長	師 富 省 三
会 計 管 理 者	渡 邊 友 美	総 務 課 長	北 野 太
企 画 課 長	荒 田 慎 一	くらし安全推進室長	永 井 恒 一
税 務 課 長	奥 名 雄 吉	環 境 衛 生 課 長	白 石 亨
住 民 生 活 課 長	橋 本 良 一	健 康 推 進 課 長	上 古 閑 一 徳
福 祉 課 長	宮 崎 貴 美 代	農 政 課 長	井 上 幸 介
建 設 課 長	志 戸 岡 弘	会 計 課 長	渡 邊 友 美
町民センター所長	中 林 健 次		
教 育 課 長	田 上 浩 輝	学 校 教 育 課 長	吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長	後 藤 喜 治		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	北 野 太
代 表 監 査 委 員	井 芹 雅 洋	監 査 委 員	森 田 精 子

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 宮 川 安 明 11番 本 田 新



## 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

### 1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第31号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第2 議案第32号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第33号 甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第4 議案第34号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第35号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第36号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第37号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第38号 令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第6号 甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定  
について
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第12 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第13 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

---

○議長（宮本修治君） 昨日の環境衛生課長の答弁の申し出があっておりますので、水道事業会計決算認定の審議において、福田議員の質問に対する申し出があっております。これを許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） ありがとうございます。昨日の認定第5号、水道事業会計決算報告の際の福田議員からのお尋ねがありました水道施設が赤くなるということについてご報告させていただきたいと思っております。ご指摘のありました施設に関しましては、甲佐大橋を上って、県道今吉野甲佐線との交差点の所に世持配水場がありまして、そこにステンレス製の配水池があります。現地に確認いたしましたところ、議員がおっしゃられました通り、ステンレス製の配水池の外壁が赤っぽく変色しておりました。この変色の原因は、配水池が結露した際に、周辺の畑などの埃が付着して、この埃に鉄分の成分が含まれていると赤っぽくなるということが判明しました。この汚れは配水池の外壁にのみ付着していたものでありまして、水質や施設そのものには何ら問題ありません。ただ、景観上あまり良くないので、今後は高圧洗浄機などを利用して維持管理に努めていきたいという風に思っております。以上です。

---

### 日程第1 議案第31号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第31号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月15日提出、町長名です。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条、第3項中「同日前1年間」を「同日前において規則で定める日以前1年間」に改める。

第20条、第2項第1号中「当該職員」の前に「当該職員の勤勉手当基礎額に」を加え、「勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額」を「扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」を「給料の月額」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第4条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、地方公務員法の規定により本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

内容については、別紙に説明資料を付けておりますので、こちらで説明させていただきます。

説明資料の1番、改正理由につきましては、地公法の規定により人事評価結果を職員の処遇に反映させる必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

改正内容については2点ございます。1点目が評価期間の変更、これが第4条の改正になります。

これについては年度末の評価結果を翌年度の昇給に反映させるため、評価期間の改正を行うものでございます。現在が1月1日から12月31日になっておりますけれども、それを4月1日から3月31日に改めるということでございます。

次が勤勉手当基礎額の変更でございます。第20条の改正になります。これについては勤勉手当は能力給であることから勤勉手当基礎額から扶養手当の額を除くものということになります。これについては現行がこの枠の左側ですね。勤勉手当基礎額というのが給料の月額プラス扶養手当を超えた額を基礎額としまして、それに期間率と成績率を乗じた額が現行の勤勉手当になっておりますけれども、これを改正後は勤勉手当の基礎額は給料月額のみ、それに期間率と成績率をかけて乗じて得た額が勤勉手当の額という風にするものでございます。これについては勤勉手当基礎額から扶養手当を除くことの見直しによって生じる財源を原資としまして、人事評価による勤勉手当、この成績率による手当のアップに反映するものでございます。

施行期日は第20条については公布の日、第4条が令和6年4月1日から施行することになっております。郡内の状況でございますけれども、郡内の他町、4町につきましては全てこの条例は改正済みという風になっております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。勤勉手当基礎額から扶養手当を除くことによって生じる財源を原資にするということでありますが、扶養手当の原資というのはだいたいお

いくらぐらいなのかということと、もう1つは勤勉手当基礎額から扶養手当を除かれる予定の人数というのはどれぐらいいらっしゃるのか、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 現在のところ扶養手当を加算して勤勉手当に乗じてある額が約100万円ということになります。もう1つ、人数については調べなければなりませんので、後でお答えさせていただきます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 条例の改正の中で、人事評価結果を職員への処遇に反映するというところでございますね。原資としては今お尋ねしました扶養手当の方をそちらの方に回されるということですが、じゃあこの人事評価につきましては、どなたがどのようなプロセスを持って評価をされるのか、プロセスをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 人事評価についてはまず2点あります。能力評価と業績評価です。その職員が出した成果に対する評価を行うということで2点で行います。評価者については一般の職員については係長・課長まで、役職と言いますか課長職については副町長、係長職については課長までというところがございますけれども、その評価の点数配分につきましては課長とか審議員が業績評価が6割、能力態度評価が4割、主幹係長が業績評価5割、能力評価5割、参事主事については業績評価4割、能力態度評価6割といった形で評価を行っていきます。評価の結果につきましては、SプラスからDマイナスまで、SプラスSABCDDマイナスというところがございます。1番中間のBが中間の標準ということになります。その評価結果をもとに今回条例改正する勤勉手当の反映、後は異動配置、承認・昇格・昇給・分限処分というようなことにつなげていきたいということがございます。簡単ですけど以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） そうなるとそれぞれが評価をされていった中で最終的には副町長もしくは町長が決断をされて評価が決定するというところでよろしいですか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） すいません。先ほどの係長についての評価については間違っておりました。係長については副町長までと二次評価がですね、ということがございます。最終的には町長が決定するということになりますけれども、今委託業者に人事評価については継続して委託業務でサポートをお願いしておりますので、その業者の方でそれをデータ化して全体的なところで調整と言いますか、それを行いました上で資料を作りまして最終的に町長に判断してもらおうということになります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、総務課長の説明がありました通り、結果として透明性のある、職員が一生懸命頑張っていたいておるとお思いますので、それを正しく評価していただい

て透明性のある形の評価システムになることを希望いたします。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 変更理由を述べてありますけれども、能力給であることから扶養手当の額を除くと言われればそうだなと思うんですけれども、それではなぜ今までこの扶養手当が入っていたのかどうか説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この地方公務員法については国家公務員に準じるということでございますので、元々は国家公務員というか地方公務員法もこういった形になっていましたけれども、法改正に基づいて変わったということでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。議案第31号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対の立場から討論を行います。改正理由として人事評価結果を職員への処遇に反映させる必要があるためとありますが、勤勉手当基礎額から扶養手当を無くし、その無くした扶養手当を財源の原資として人事評価結果による勤勉手当へ反映させるものとありますが、扶養手当のある職員は多くは子育て中と思われれます。子供を育て上げるまでに大変な経済的負担があります。勤勉手当基礎額から扶養手当を削るのではなく、別の財源の確保に努めるべきであるという風に考えます。

また甲佐町は長期間にわたり県下市町村の中でラスパイレス指数が最下層に低迷しております。ラスパイレス指数の改善では職員全体の給与の改善が必要であるという風に思います。以上で討論を終わります。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第31号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。ただいま総務課長の方から説明がありました通り、地方公務員法の規定により人事評価結果を職員への処遇に反映させるためということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第31号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮本修治君） 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第32号 甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第32号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和5年9月15日提出、町長名です。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由といたしましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次に議案第32号の説明資料をお願いします。説明資料にて補足させていただきます。資料の中段になります。主な改正内容について説明いたします。こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正で、同令第35条中の厚生労働大臣が定める指針は内閣総理大臣が定める指針に改められております。市町村が条例で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める際に従うべき基準、参酌すべき基準の委任先が内閣府令に改められたことに伴う改正、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴う改正、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令が内閣府令の扱いとされることによる改正が行われております。施行日につきましては公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。議案第32号、甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、こども家庭庁の設置保護の施行に伴う厚生労働省関係の整備等に関する省令の施行に伴い行われるものでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第32号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「甲佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第33号 甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第33号「甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号、甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和5年9月15日提出、町長名です。

提案理由としましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するもの

でございます。次のページをお願いいたします。

甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、条文が長いので説明資料にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（宮崎貴美代君） ありがとうございます。では添付しております説明資料の方をお願いいたします。説明資料の中段、中ほどになります。

主な改正内容について説明いたします。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法第19条の改正では第2項が削られ、同条第1項のみの条となることから、例規中同条第1項を引用する規定は項に言及しない形に改正する必要があります。また学校教育法の改正で同法第25条には第2項及び第3項が新設されたことによる改正が行われておりまして、厚生労働大臣が定める指針は内閣総理大臣が定める指針に改められました。施行日につきましては公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 中々、条文の比較を見ましても中々理解し難いものですから、子ども・子育て支援法第9条の改正では第2項が削られて、学校教育法の改正では25条に第2項、第3項が加えられたという風にありますけれども、端的にどういったものが削られて、どういったものが加えられたのか簡単にそういったことが答弁できますでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。改正内容につきましては、新旧対照表の方で現行と改正案ということで示しておりますけれども、法律の第9条が1項から3項まであったものが、2項と3項が削られたということで、第9条の第何号という風に表示されるようになったということです。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。



これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第33号「甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、ただいまご説明がありました通り、先程の議案第32号同様、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴うものというものでございます。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第33号「甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号「甲佐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第34号 甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第34号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和5年9月15日提出、町長名です。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

附則、第2条中、「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」

に「令和5年3月31日までに」を「そのものの研修計画を定めた上で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次に議案第34号の説明資料をお願いいたします。説明資料にて補足させていただきます。資料の中段ほどになります。改正内容について説明いたします。放課後児童支援員の要件の改正になります。放課後児童支援員は原則として都道府県知事等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を終了したものである必要がありますが、一定期間に研修を終了することを予定している者も放課後児童支援員とみなすことができるとされています。この研修終了予定者の範囲はこれまで令和5年3月31日までに終了することを予定しているものとされておりましたが、改正後は職員の研修計画を定めた上で放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を終了することを予定しているものに変更され、ここの研修終了予定者について終了予定期限は課されるものの、研修終了予定者を放課後児童支援員とみなす措置自体は無期限化されております。施行日につきましては交付の日から施行するとしております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 放課後児童支援員認定資格研修というのが、期間がどのくらいなのかということと研修が終了していなくても計画を出してそして従事しながら2年以内に研修が終わればいいとありますけれども、これが期間にもよりますけれども研修に入っていなくても計画さえ出していれば支援員として業務に携わることができるのか、そして途中でやめる場合というのがありますけれども、そうしますと結局的には計画を出しただけで支援員の資格がなくても支援員として活動できるということになるのでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 質問にお答えします。まず研修の期間ということですが、今年度の県からの研修の資料が届いておりますので、それを参考にお答えいたします。今年度の研修は11月の11日から11月の26日までということで、土日を利用した形で4日間、これは第2回目の主に上益城の地域振興局所管の方が参加される日程で4日間を計画されております。それから研修を終了していなくてもと申しますか、例えばの話ですが、現在甲佐町のクラブは全て支援員の方が配置されておまして、クラブ自体の運営的には基準を満たしておりますけれども、例えば支援員の方が全員辞められた場合という風になった場合には支援員になるための資格要件として保育士とか社会福祉士の方とかそういう要件を満たした方が、先ほど申しました県の研修を2年以内に受けるという計画

を立てた上で、クラブの支援員として従事するという風になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。甲佐町における施設ごとの放課後児童支援員の人数と言いますか、何人いらっしゃるのか、教えてください。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） お答えします。8月現在の支援員の人数ですけれども、まず甲佐小学校の敷地内にありますくるみクラブが支援員が4名です。それから白旗ふれあいセンター内にありますげんきクラブが支援員2名です。龍野の緑川団地の近くにありません民家を借りて運営しておりますゆうぐれハウスが支援員が4名おります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 2番田中です。議案第34号、甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由にもございますように放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い行われるものですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第34号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「甲佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（宮本修治君） 先ほどの総務課長より議案第31号の審議において、佐野議員の質問に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 申し訳ございません。議案第31号で佐野議員の方から扶養手

当の支給対象者数のことについてご質問ございました。対象者数は51名ということでございます。以上でございます。

日程第5 議案第35号 令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第35号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号、令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）でございます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億3,571万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,568万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月15日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款13、分担金及び負担金に149万円を追加し、4,835万1,000円としております。2の分担金です。

款15、国庫支出金に7,308万6,000円を追加し、16億5,979万3,000円としております。

1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款16、県支出金に2,086万7,000円を追加し、6億662万3,000円としております。2の県補助金です。

款18、寄附金に680万円を追加し、10億680万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に3億9,444万3,000円を追加し、9億6,516万8,000円としております。

1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20、繰越金に9,145万2,000円を追加し、1億4,145万2,000円としております。1の繰越金です。

款21、諸収入に27万7,000円を追加し、4,980万1,000円としております。5の雑入です。

款22、町債に4,730万円を追加し、9億60万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額85億996万9,000円に6億3,571万5,000円を追加し、91億4,568万

4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

款 2、総務費に 4 億 7,265 万 6,000 円を追加し、18 億 2,183 万 6,000 円としております。

1 の総務管理費から 3 の戸籍住民登録費までです。

款 3、民生費に 385 万 8,000 円を追加し、20 億 1,089 万円としております。1 の社会福祉費、2 の児童福祉費です。

款 4、衛生費に 497 万 1,000 円を追加し、5 億 9,861 万 1,000 円としております。1 の保健衛生費です。

款 5、農林水産業費に 338 万 9,000 円を追加し、3 億 3,798 万 2,000 円としております。

1 の農業費、2 の林業費です。

款 6、商工費に 1,279 万 7,000 円を追加し、7 億 7,186 万 2,000 円としております。1 の商工費です。

款 7、土木費に 137 万 5,000 円を追加し、8 億 8,508 万 8,000 円としております。1 の土木管理費、4 の住宅費です。

款 8、消防費に 55 万円を追加し、3 億 5,278 万 2,000 円としております。1 の消防費です。

款 9、教育費に 546 万 2,000 円を追加し、5 億 3,406 万 2,000 円としております。1 の教育総務費、2 の小学校費、3 の中学校費、5 の保健体育費です。

款 10、災害復旧費に 1 億 3,065 万 7,000 円を追加し、5 億 9,242 万 8,000 円としております。1 の農林水産施設災害復旧費です。

次のページにわたりまして、2 の公共土木施設災害復旧費、4 その他公共施設公用施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額 85 億 996 万 9,000 円に 6 億 3,571 万 5,000 円を追加し、91 億 4,568 万 4,000 円としております。

次のページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正、1 の変更です。

説明につきましては、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的が災害復旧事業債に 4,730 万円を追加し、限度額を 2 億 1,880 万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。何か質疑はありませんか。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 5 番佐野です。ページが 8 ページの県支出金の中で、一番下に環境保全型農業直接支援対策事業というのがありますが、この事業についてご説明お願いい

たします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは環境保全型農業直接支援対策事業について説明申し上げます。この事業につきましては多面的それと中山間の直接払いと同じく日本型直接払い制度の1つの事業となっております。全体的に農薬、化学肥料を5割以上低減するという条件としまして、そこの自然に優しい農法に対して交付金が出るものとなっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 16ページのLPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金についての内容についての説明をお聞きします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） このLPガス価格高騰に伴う生活の支援補助金につきましては県の事業でありまして、県から基本額最高額が6,000円、2分の1が県からの補助ということになります。甲佐町としましては6月にご議決いただきましたふるさと応援チケット、それと合わせたところでこのLPガスを計画をしておりますので、今回についてはLPガス世帯に1世帯あたりに3,000円を配布するということの事業になります。またこの事業につきましては県のLPガス協会が県内の一手を請け負って行われますので、そこで事務手数料も含まれております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。11ページ、歳出の一般管理費の方の旅費と需要費の予算が結構な金額になっております。その理由と次の企画費の企業版ふるさと納税マッチング謝金、これは企業と町のマッチングを推進するためのものとは思いますが、企業版ふるさと納税マッチング謝金と12番の委託料についての内容について教えてくださいたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは総務課の方から一般管理費の旅費と需要費についてご説明いたします。まず旅費についてが71万5,000円の増額ということでございますけれども、これについては主に町長旅費についてでございます。コロナが第5類になりましたのでいろんな会合とか出張とかが多くなりましたので、また新たな町長になられて、またいろんなところに出張にも行かれるというところを想定しまして71万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。需要費につきましては、これも97万6,000円の増額ということでございますけれども、コピー用紙につきましては今2500枚入りの1箱が以前は1,720円だったのが2,783円と大幅に価格が上がっております。それと数量あたりも計算しまして当初は110万ぐらいで予算を組んでいたんですけども、年間を通してこの価格上昇も含めまして200万ほどかかるというようなことで見込みまして、これぐらいの増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） それでは企業版ふるさと納税のマッチングの謝金及び業務委託についてご説明申し上げます。先ほど議員おっしゃる通り、この目的につきましては企業版ふるさと納税の寄付募集に関しまして町独自のPR活動に加えて自治体と企業を結びつけるためのツールやノウハウを持った民間事業者に依頼をすることで、さらなる寄付の増額につなげると思っております。その中で謝金につきましては今まで9月までに評価をいただいた実績に基づいて寄付金額の10%掛ける税を予定をさせていただいております。また委託についてはこの議会締結後に新たに業者と委託を締結しましてさらなる寄付金増につなげていきたいということで委託契約を結びたいという風に考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9ページの繰入金ですけれども、介護保険特別会計繰入金と国保からの繰入ですけれども、この説明をお願いをしたいのと18ページの教育費ですけれども、いきいき芸術体験教室公演の委託料ですけれども、こういった計画を立てられているのかをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 介護保険の介護保険特別会計繰入金についてご説明します。これにつきましては後で補正の方で介護保険特別会計の補正予算の方で出てまいりますけれども、令和4年度の実績に清算した分、町からの一般会計から令和4年度に頂いていたものを清算する形で介護保険の会計から一般会計の方にお返しするというような形になっております。介護保険の特別会計の補正予算の8ページの方にありますけれども、介護給付費分と地域支援事業分とその他町繰入金分ということで、その他町繰入金につきましては人件費、事務費になります。それぞれ清算した分の最終的に町から一般会計から多く頂いていたものをお返しするという形になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 国民健康保険特別会計繰入金でございますが、介護保険と同様でございますが、令和4年度におきまして職員給与費分を一般会計から国保の予算額で取り入れていたましたが、実績清算しまして戻入れをするものでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） いきいき芸術体験公演ですけれども、こういったものを予定しているのかということでございますが、内容といたしましては一般質問の時にもお答えしておりますけれども、基本的に児童生徒を対象に優れた舞台芸術鑑賞を実施して生の舞台芸術に接することによって豊かな想像性、情操の涵養に資するという目的でございます。そういった面で今年度は甲佐小学校と乙女小学校が生公演を見るというようなこととございますけれども、内容につきましては今後こういったものをするかというのは協議をされていくかと思っております。県の方ですね。ちなみに昨年乙女小学校がやっておりますけれども、その時は劇団きららを呼んで公演活動を鑑賞したということでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田謙二議員。

○8番（福田謙二君） 8番。先ほど9番議員の16ページのLPガスの支援事業補助金ということで質問されました。これは県の補助金ということで1件3,000円と言われましたよね。これは町も何か先ほど言われましたよね。町もどのようなこつば、すみません、再度説明をいいですか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） LPガスについてご説明を申し上げます。県が示されている分についてはLPガス世帯については1世帯あたり6,000円の支給という形で事業化をされております。その分の2分の1を県が補助をされるということになっております。甲佐といましてはその前6月にご議決いただきましたふるさと応援チケット事業、これについては1人当たり4,000円を配布をするという部分で、それと合わせたところで1人1世帯おられた時は、うちとしては7,000円配布すると、そのうちの6,000円が県の事業と合わせたところでしていきたいということでコロナの交付金と合わせて県の補助金と合わせたところで町の一般財源を極力削減するために事業化をしたところで配布をしているということになりますので、他町がされている6,000円から比べると甲佐については1人で1世帯でおられても1,000円は余分に支援をするという形になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 8番、福田謙二議員。

○8番（福田謙二君） 8番。これは普通の1世帯。これは法人は全然関係ないわけですね。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） これについては個人世帯のみなので法人等については今企画課で行っております価格高騰の個人事業主、法人の事業主に個人で4万円、法人で8万円というのを今ちょうど申請受付をしておりますのでそれで対応させていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの15ページで保健衛生費の中で目の保健衛生総務費、節の扶助費で子ども医療費助成金で451万5,000円、今度補正で上がっておりますけれども今回は9月補正でございます。450万ほどの増額補正ですので既存の予算に対して枯渇するような状況が出てきたのかなと思うんですけれども、この補正の増額についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 子ども医療についてお答えします。令和4年度から中学生から高校生まで対象が拡充されたということもありまして、令和5年度の当初の予算を立てるのが令和4年度の途中ということで、見込みとしましては約2万1380件ほどを見込ん



でございました。というところの予算で計上してございましたけれども、実際今申請等受け付けておりますと年度内で少し足りないのではないかとということで現在の受付・申請状況等を見まして2万4,800件ほどの申請があるのではないかとこの風に見込んでおります。医療費につきましては入院とか外来とか、それぞれ金額が違いますので平均的なところで件数と金額等を積算しまして不足分が450万ほど年度間で不足するのではないかとということで計上させていただきました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） さっきのLPガスについての答弁なんですけれども、6,000円県から補助を出して2分の1を自治体が出すということで3,000円ということについて企画課長が答弁がありました。しかし合わせて1,000円町も追加をして4,000円ですね。7,000円が補助をされると、県と合わせてですね。そういう答弁では私の方にはなかったと思うんですけれども、その1,000円についてなぜ先ほど言われなかったのか、ということについてお尋ねをします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（荒田慎一君） 申し訳ございません。先ほど詳細にということで福田議員の質問がありましたので詳細に説明をさせていただいております。井芹議員についてはLPガスの支援事業についての内容の説明をということでしたので、すいませんがその内容の説明で終わらせていただいたところになります。以上になります。申し訳ございません。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） その1,000円が詳細かどうかというのは詳細ですかね。1,000円ということは非常に大事な点じゃなかったんですか。そういった点では議員によって答弁が違うと言いますか、6,000円という風に認識をされましたものですからね。そういった点では非常に今後、ご注意をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時1分

再開 午前11時15分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります前に執行部に対して申し上げます。議員の質問に対する答弁については丁寧な答弁をお願い申し上げます。また議員におかれましては、質問の趣旨を的確にお願いしたいという風に思います。先ほどの総務課長より発言の申し出がっておりますのでこれを許します。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 資料の中に訂正がございましたので申し上げます。ただいまの議案第35号の中の1ページ目、補正予算の議案の本文の第1条のところでございますけれ

ども、2行目の90億4,568万4,000円という1,000円という単位が抜けておりましたのでお詫びして訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。差し替えについては後でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） では質疑に入りたいと思います。ほかにございませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 森田です。15ページ、衛生費の目の4総合保健福祉センターの節の12の委託料、空調機保守点検委託料ですけれども、これに関連してではございますけれども、今年の夏、あゆみと言いますけれども、あゆみの方を住民の方たちが数々お訪れられた中に事務所の方にはクーラーが入っていてロビーにはクーラーが入っていないと、すごく暑かったと、それを利用した時にすごく不快な思いをしましたというようなお話がたまたまあります。そういうことをセンターの方に所長の方にも申したんですけれども、現在のエアコンの方が効き目が薄いというような判断をしており入れても一緒ですもんね、というような答えをいただいております。入れても一緒ならば早急にどうかすべきではないかという風に私は思います。今後も温暖化も上昇しておりますので、早急に対応をしていただければという風に思います。それとこの空調機の保守点検というのはどちらの方の保守点検をされるのかをお聞きします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） お答えします。ロビーのエアコンにつきましては、その時言われた時には子供の検診とかありまして、それとプラス社会福祉協議会も研修等ありまして電気代が1つになっております。その点で少し節約をしていた状況になります。現在はエアコンを入れたり扇風機を回したりして対応しております。それと空調機の保守点検に関しましてはフィットネスセンターの屋上にあります室外機の点検が当初漏れておりましたのでその分3台分を計上させてもらっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時19分

再開 午前11時23分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） すいません、時間を取らせました。先ほどの節約という言葉は大変申し訳ありませんでした。訂正します。社会福祉協議会フィットネスセンターそれと検診等がありました時には事務所の空調も抑えながら使用しているところになります。住民の方が不快に思われたということなので今後空調の関係は前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。ただいまの答弁では前向きにということでしたけ

れども、不快な思いをされた住民の方々って今からもいらっしゃると思うんですよ。なるべく早く早急に対応をできないでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま森田議員からのご指摘の件ですけれども、総合保健福祉センターあゆみにつきましては通路部分については入口部分だけが空調があって入口から中を入れれば空調がないというような状況ということでございます。先ほど利用者の方からのご意見もあるということで、それから総合保健福祉センターあゆみにつきましては、災害時の避難所にも指定されておりますので、そういった夏場であったり、そういった時に避難所として使う場合もございますので、そういった面を考慮しまして今後早急な対応を、そして先ほど担当課長の方からの説明もありましたように構造的な問題もございますけれども、その辺も含めて早急に検討を進めていきたいという風に考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今あゆみの問題が空調ということで問題があるということで議員の方から指摘があって議論になったわけですがけれども、あゆみについては施設の周りがものすごく水はけが良くないんですよ。特定健診があった際に外の検診車には行けないぐらい水が溜まるんですよ。そういったところで空調ももちろんでありますけれども、施設の内外、そういうところの問題点は是非解決をいただきたいと思います。特定健診がされる場所というのはあそこのあゆみだけしかないと思うんですよ。そういったところでやはり検診車は外で受診しますのでやはり私も受診しましたけれども、やはりみんな大変な思いをして車に行ったというのがありますので、その点是非ご検討ください。以上です。よかったら答弁ください。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま佐野議員からご指摘いただきました外構の部分ですね。それから先ほど森田議員が言われた内装の空調部分、そういったものを総合的に今後早急に検討していきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田謙二議員。

○8番（福田謙二君） 8番です。補正には関係ないんですけれども今現在12月に熊本甲佐10マイルロードレースがあります。町長の方にも情報が入っているかと思いますがけれども、今現在11月に北九州の方で実業団の男子の方で駅伝が行われております。それが来年からなくなるということで甲佐町役場の職員のOBの方に連絡が入って、甲佐の方でそのような準備か知らないんですけれども、そういうような感じのコースをできないか、というよりもどうでしょうかということがあったということでございますけれども、町長も多分情報がいつているかと思うんですけれども、その点に関しまして交流人口も相当増えるかと思っておりますので、その点について答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま福田議員からのご質問の件ですけれども、私の方にもある方から話がございまして、その話の内容といたしましては現在九州実業団駅伝大会というのが北九州で現在開催されているということと、あとは今後北九州での開催はないということで次の九州実業団駅伝大会を開催する新たな場所を検討されているということで是非甲佐とかに誘致したらどうだろうかという話がございました。私も具体的な話は聞いておりませんが、その時申しましたのはいいことだと思います。福田議員も言われましたように交流人口の増加対策にもなりますし、私のマニフェストにも掲げておりますけれども、いろんな新たなイベントを通してそういった交流人口を増やしていくというのも1つの策だと思いますのでそれはいい話だと思います、ちょっと今後また検討しましょうねということで今話をされた方とは話をしているところでございます。ただ具体的な話であったりそういったコース設定で何キロぐらい必要なのかとか、そういった具体的な内容までは聞いておりませんので、今後その辺りを聞いてまた検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 8番、福田謙二議員。

○8番（福田謙二君） 8番。そういうイベントがこうやって増えてくることは非常にいいかと思っておりますけれども、ただ町長もこの前の話の中で宿泊所ですね。そういう運動公園もある、こうやって熊本甲佐10マイルもある、もしかしたらその実業団の駅伝もこっちに来るかもしれない、そういう中においてやはりその宿泊所、合宿所、そういった面もいろんなところにあるような縁がありますので町長も前向きにしっかりとやって行ってもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいまの宿泊所の件ですけれども、今回の九州実業団駅伝を誘致する際にもそうなると思っておりますけれども、私も就任しまして早速県のサッカー協会なんですけれども知り合いがおりまして、そういった方々に今後甲佐町でいろんな大会を誘致してもらえないかというような相談あたりももう始めております。そういった中で必ず言われるのが宿泊施設はセットですよということで言われます。やはり宿泊施設がないと大会を誘致できないということでありますので、私のマニフェストにも掲げておりますけれどもそういった面で宿泊所の整備等につきましては検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第35号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」でございますけれども、補正額で6億3,571万5,000円の増額ということでございます。内容といたしましても7月3日の豪雨災害による災害復旧費をはじめ、原油価格等の高騰による物価高騰に対する生活者支援に関する歳入歳出の補正など、喫緊の課題に対応するための補正であると考えられますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第35号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号「令和5年度甲佐町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第36号 令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第36号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第36号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,779万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1,262万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和5年9月15日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款4、県支出金に38万9,000円を追加し、11億1,225万円としております。項1、県補

助金です。

款 8、繰越金に1,740万9,000円を追加し、2,740万9,000円としております。項 1、繰越金です。

歳入合計、補正前の額14億9,482万2,000円に1,779万8,000円を追加し、15億1,262万円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、総務費に220万円を追加し3,463万8,000円としております。項 1、総務管理費です。

款 5、保健事業費に38万9,000円を追加し、1,969万円としております。項 2、特定健康診査等事業費です。

款 7、諸支出金に18万7,000円を追加し、119万1,000円としております。項 2、繰出金です。

款 8、予備費に1,502万2,000円を追加し、1,731万8,000円としております。項 1、予備費です。

歳出合計、補正前の額14億9,482万2,000円に1,779万8,000円を追加し、15億1,262万円としております。

今回の補正でございますが、歳入につきましては令和 4 年度決算に基づく繰越金の増額、保健結果説明及び訪問保健指導をより充実させるための重症化予防事業分の県補助金の増額。

歳出につきましては、令和 6 年 1 月から出産する被保険者の保険税のうち均等割額と所得割額が産前産後期間相当分の 4 カ月間免除する制度が始まることに伴います国保税システム改修委託料の増額、先程歳入で説明いたしました重症化予防事業、健診結果説明会業務委託料の増額、令和 4 年度分一般会計繰入金の清算に伴う繰出金の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

9 番、井芹しま子議員。

○9 番（井芹しま子君） 今説明の中で訪問活動を充実させるという風に説明があったかと思うんですけども、訪問活動が今どのように行われているのか、どういう風に充実させようとしているのかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 健診結果の内容に応じて指導が必要な方につきましては、内容に応じまして保健師または看護師または管理栄養士が訪問をして指導を行っております。コロナの期間中、健診日等もございまして重症化予防をしなければならない対象の方が増えるという風に見込みまして、今回県の補助金もございまして業者委託して訪問活動を充実させるための予算を確保させていただくということにしております。この委託料につきましては単価契約でございまして、これ全額が委託金額というわけではござい

せん。必要に応じて訪問が不足する場合に使わせてもらおうと、そういう風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。7ページの保健事業費の中の説明で若年層の健康診断の委託料が4万3,000円の減額となっております。昨日でしたかね、私も令和4年度の決算の中で若者（わかもん）健診の受診率が前年に対して少しマイナスになっているということをお尋ねしました。今回も若年層の委託料が4万3,000円ではありますけれども、減額、落とされるということでございます。やはり逆にもっともっと若いうちから健康には注意していただいて重症化しないように、特に若い人が重症化するの早いスピードで重症化していきますので、その方たちの受診率は逆にあげるような努力をしていただきたいと思って質問をいたしました。答弁は要りません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。議案第36号、令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、ただいま担当課長の説明がありましたが、主なものが昨日の令和4年度決算による繰越金の増額による歳入歳出それぞれ1,779万8,000円を追加した予算でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第36号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号「令和5年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第37号 令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第37号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第37号、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします

令和5年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,983万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億7,238万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分每ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和5年9月15日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款8、繰入金に291万5,000円を追加し、2億8,230万7,000円としております。項1の一般会計繰入金です。

款9、繰越金に6,692万4,000円を追加し、6,692万5,000円としております。項1の繰越金です。

歳入合計、補正前の額16億254万1,000円に6,983万9,000円を追加し、16億7,238万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費に35万円を追加し、3,830万5,000円としております。項1の総務管理費です。

款4、地域支援事業費に187万3,000円を追加し、7,843万7,000円としております。項1の包括的支援事業任意事業費です。

款5、基金積立金に2,000万円を追加し、2,001万1,000円としております。項1の基金積立金です。

款7、諸支出金に1,527万4,000円を追加し、1,527万7,000円としております。項1の償還金及び還付加算金、項2の繰出金です。

款8、予備費に3,234万2,000円を追加し、3,814万7,000円としております。項1の予備費です。

歳出合計、補正前の額、16億254万1,000円に6,983万9,000円を追加し、16億7,238万円としております。

今回の補正の主なものは、会計年度任用職員に関する報酬等の増額、これに伴う地域支援事業繰入金の増額、また令和4年度の決算の確定に伴い、歳入においては繰越金の増額、歳出においては基金積立金及び県、国等への返還金並びに町の一般会計の繰出金等になります。



以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部について質疑をお願いします。なにかありませんか。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。議案第37号、令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、昨日の決算による歳入の増加、歳出においては基金積立金や予備費、繰出金などの増額による歳入歳出それぞれ6,983万9,000円の増額補正ではございますが、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第37号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号「令和5年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8、議案第38号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第38号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 議案第38号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和5年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,780万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとします。

令和5年9月15日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款5、繰越金に113万5,000円を追加し、113万6,000円としております。項1、繰越金です。

歳入合計、補正前の額、1億8,667万1,000円に113万5,000円を追加し、1億8,780万6,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金に43万8,000円を追加し、1億7,900万5,000円としております。項1、後期高齢者医療広域連合納付金です。

款5、予備費に69万7,000円を追加し、70万5,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額、1億8,667万1,000円に113万5,000円を追加し、1億8,780万6,000円としております。

今回の補正でございますが、歳入につきましては、主に令和4年度決算に基づく繰越金の増額、歳出につきましては、主に令和4年度負担金の確定に伴いまして追加負担金が生じたことによる納付金の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部です。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第38号、令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。ただいま担当課から説明がありました通り、歳入歳出それぞれ113万5,000円の追加ということで、令和4年度の決算の確定に伴い繰越金の増加により歳出といたしまして広域連合納付金などの増加でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第38号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号「令和5年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第6号 甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第9、発議第6号「甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第6号について朗読させていただきます。発議第6号、令和5年9月21日、甲佐町議会議長、宮本修治様。提出者、甲佐町議会議員、荒田博同じく本田新。

甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

条例の方をお願いいたします。甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

第1条、目的です。

この条例は、甲佐町議会議員が甲佐町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

第2条、報告です。

議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における甲佐町に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

第1号、請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。

ア、請負の対象とする役務、物件等。

イ、契約締結日。

ウ、契約金額。

エ、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額。

第2号、前号エに掲げる総額の合計額。

第2項、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

次のページをお願いします。

第3条、報告の一覧の作成及び公表になります。

議長は、前条第1項の規定による報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

第4条、報告等の保存及び閲覧等になります。

第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

第2項、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

第5条、委任です。

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則、施行期日になります。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。以上になります。

○議長（宮本修治君） 提出者の説明を求めます。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。それでは発議者としての説明をいたします。本条例の制定につきましては地方自治法の改正により議会議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、町に対し請負する議員が当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適性を図るため、本条例を制定するものであります。議員各位におかれましては賢明なるご判断を承りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。今説明があった条例の制定については賛成の立場でいますけれども、町の政治倫理要綱ですかね。これを見ますと、この請負のことが載っているんですね。だからこれも合わせて改正が必要じゃないかなと思うんですけども、これはこのままで大丈夫なんでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時59分

再開 午後0時00分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 発議第6号、甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定でありますけれども、この中の提案理由にあります通り、議員の請負することの規制が緩和されたということでもあります。それによりまして、しかしその請負状況の透明性をしっかりとはかり、またなおかつ議会の運営上の公正や適正に執行されているということをはかるためにも、本条例を制定するものでありますので、この案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから発議第6号「甲佐町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議員派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第10、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思えます。

なお、日程等の変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

---

#### 日程第11 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

#### 日程第12 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第11「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第12「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生 of 2つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第13 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第13「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、9月15日から本日までの7日間にわたり、提案いたしました案件等につきまして精力的にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決いただきました一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘いただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存であります。

今後とも特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、15日に開会、本日21日までの7日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展

に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始、精力的にご審議いただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、更なるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただきますようお願い申し上げ、令和5年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午後0時7分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録  
令和5年第3回定例会

令和5年9月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治  
編集人 甲佐町議会事務局長 北畑 公孝  
作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198